

医療・歯科医療を良くするためには 診療報酬の改善が必要です

2024年度

診療報酬・介護報酬改定に向けた保団連要求









業医官

保団連の医療に対する基本姿勢

【前 文】

わが国の開業医は、第一線医療の担い手として、長年にわたり地域住民の医療に貢献してきた。

いま日本人の平均寿命は大きく延びてきたが、一方、国民生活をとりまく経済、労働、環境などの急激な変化とその歪みは、 成人病の増加はもとより、かつては見られなかった心身の疾患をも生み出し、子どもから老人に至るまですべての世代を通じ て、健康に対する関心と不安が増大している。

こうした中で開業医師、歯科医師のあり方も問い直され、日常の診療に責任を持つことはもとより、疾病の予防から環境の 改善などに至るまで、その専門的知識、技術による幅広い対応がつよく求められている。

同時に、近代民主主義の主権在民、人権尊重の思想は、医療における人間関係、医学の進歩と医療の倫理など新しい課題 をも提起している。

これらの期待と要望に応えるためには、患者・住民の求めるところを深く理解し、常に新しい医学・医術を研鑚して、自ら の医療活動を省み創造する開業医の姿勢と努力が不可欠である。

また、わが国は「経済大国」といわれながら、その力が国民には還元されず、逆に国民の努力により築き上げてきた社会保 障が、軍事予算拡大やいわゆる「民活路線」の陰で、次々に後退させられている。さらに現在、地球的規模での環境破壊や核 兵器の脅威など、人類の生存すら危ぶまれる状況も存在している。

私たちはこれらの現実に立ち向かいつつ、21世紀の医療を担う開業医像をめざして、次の通り宣言する。

【本 文】

1. 全人的医療

私たちは個々の疾患を重視するのみならず、患者の心身の 状態、家族、生活環境にも気を配り、全人的医療に努力 する。

2. 対話の重視

医療は患者と医師の信頼にもとづく共同の行為である。患 者の立場を尊重した対話によって、患者自らが最良の選択 を行えるよう、医師は患者に必要な情報や専門的知識、技 術を提供する。

3. 地域医療

私たちは住民の身近な存在として、日常診療に責任を持つ と同時に、地域の保健、予防、リハビリテーション、福祉、 環境、公害問題等についても積極的な役割を果たす。

4. 医療機関等の連携

私たちは最も適切な医療を行うため、診療機能の交流等を 通じ、他の医師・医療機関等との円滑な連携に努める。同 時に他の医療・福祉従事者の役割を重視し、患者を中心 とした緊密な協力関係を保つよう努力する。

5.診療の記録

診療の正確な記録は医師の重要な責務である。療養等に必 要な情報の提供に日常的に努めるとともに、患者からの診 療情報提供の求めに誠実に応ずる。診療情報の提供に際し ては、医師の守秘義務を遵守し、患者の秘密と人権を守

6. 生涯研修

私たちは患者、住民が最高の医学的成果を受けられるよう に、常に医学・医術および周辺学術の自主的な研鑚に努め、 第一線医療・医学の創造、実践、発展をめざす。

7. 自浄努力

私たちは、患者や地域住民の信頼を失うような医療行為を 厳に戒める。また常に、他の批判に耐える医療を心がけ、 医療内容の自己および相互検討を行うよう努力する。

8. 社会保障

医療を資本の利潤追求の市場に委ねてはならず、すべての 国民が十分な医療・福祉を受けられるよう、社会保障を充 実することは近代国家の責務である。私たちは国民ととも に社会保障を守り、拡充するため努力する。

9. 先端技術の監視

科学技術の急速な発展は人類に多くの恩恵をもたらすー 方、その用い方如何によっては生態系の破壊なども懸念さ れる。私たちは特に、人類や地球の未来に影響を与えかね ない先端技術に対しては、その動向を監視し、発言する。

10. 平和の希求

人命を守る医師はいかなる戦争をも容認できない。私たち は歴史の教訓に学び、憲法の理念を体して平和を脅かす動 きに反対し、核戦争の防止と核兵器廃絶が現代に生きる医 師の社会的責任であることを確認する。

1989年1月22日 保団連第27回定期総会採択 1998年1月25日 保団連第36回定期大会一部改正

めの今日保険医団体連合会 めの今日保険医団体連合会

発行に当たって

全国保険医団体連合会は、全国の医師・歯科医師10万7千人で構成する保険医の団体です。患者、 国民が安心して医療や介護を受けられ、医療経営が安定して行われることの実現を求めて活動してい ます。

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療を行うに当たって基本的にかかる経費すらも賄えない医療現場の過酷な実態を顕在化させました。特に入院医療機関では、感染症治療病床の維持に伴う病床利用率の低下による減収等は深刻で、現時点でも病床利用率が90%を超えないと経営維持が困難な状況です。医療従事者への人件費や感染防護に必要な資材確保に係る費用を賄う事は不可能です。結果として、社会保障としての医療提供体制の脆弱さに伴う「しわ寄せ」が個々の医療機関に自己責任として押し付けられています。

また、介護の現場でも事態は同様に深刻です。介護現場では長年の低介護報酬政策に基づく介護施設の慢性的な経営難、それに伴う介護従事者の低賃金や厳しい条件による離職者増に伴う人材不足の問題について改善される見込みが一向に立たない状況です。

このような事態を招いたのは、診療報酬ではこの20年間で累計12%以上のマイナス改定、介護報酬に至っては制度発足当初よりも低い水準となるまでマイナス改定を実施した政府の低診療・低介護報酬政策に他なりません。それにも関わらず、政府は社会保障関係費について、「高齢化による増加分に相当する伸び」に収めるとして、引き続き患者・利用者負担の引き上げ、保険給付対象者の縮小を含めた制度改悪を進める方針です。

当該方針は、人材不足や病床・設備未整備などを浮き彫りにした新型コロナウイルスの教訓に学ばないばかりか、医療・介護へのアクセス悪化や地域社会の荒廃を進め、医療・介護現場を更に疲弊させる方針であり、即時転換すべきものです。診療報酬・介護報酬は医療機関の経営原資のみならず、社会保障として患者の受ける医療や介護の水準を決定づけるものです。「社会保障の充実」の観点からも引き上げは必要不可欠なものです。

保団連は、本冊子を通じて地域医療の最前線で従事される医師・歯科医師の皆様の切実な声を政府に届け、国民医療や介護水準の改善、診療報酬・介護報酬引き上げの実現に向け全力を尽くして参る所存です。2024年改定は同時改定でもあり、皆様からの現場での切実な声を行政に届ける重要性は一層高まります。実際に、診療報酬改定毎に本冊子に掲載されている要求項目が実現しています。

それは、本冊子が単なる「医療従事者の願望の羅列」ではなく、第1に現場の医療従事者が切実に訴える不合理の声、第2に患者負担の軽減も含めた社会保障の在り方、第3に社会保障の充実に必要とされる財源確保等の具体的な政策立案の視点から提起したものであるからにほかなりません。先生方の切実な要求は確実に政府に届きます。

会員医療機関の皆様におかれましては是非本冊子をご一読下さい。そして、改善要求の実現に向けた声を、非会員の医師・歯科医師や医療関係者のみならず、広く国民の中に大きく高めるべく、本冊子発刊の主旨へのご理解とご協力を何卒お願い申し上げます。

2023年7月

全国保険医団体連合会 診療報酬改善対策委員会 医科委員長 武田 浩一 歯科委員長 田辺 隆

2022年度診療報酬改定において保険医の要望で実現した主な項目

2022年診療報酬改定では、保団連の診療報酬改善要求冊子や保団連・保険医協会・保険 医会と連携した実態調査などに基づく要請活動により、下記の項目が実現しています。

〈医科〉

- 医学管理等で、アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料が新設された。
- ・ 在宅医療で、間歇スキャン式持続血糖測定器による血糖自己測定器加算の対象患者が 「インスリン製剤の自己注射を1日1回以上行っているもの」に緩和された。
- ・ 在宅人工呼吸指導管理料の排痰補助装置加算が若干引き上げられた。
- ・ 検査で関節液検査が新設された。
- ・ 細菌顕微鏡検査の「1」の集菌塗抹法加算、「3 その他のもの」がそれぞれ3 点引き 上げられた。
- ・ ダーモスコピーの対象疾患に円形脱毛症、日光角化症が追加された。
- ・ 注射で、皮内、皮下及び筋肉内注射 (2点)、静脈注射及び乳幼児加算 (2点、3点)、 点滴注射もそれぞれ1~2点引き上げられた。
- ・ 処置で、耳鼻咽喉科に乳幼児加算(60点)が新設された。また汎用処置である耳処 置、鼻処置、口腔、咽頭処置がそれぞれ2点引き上げとなった。
- 療養病棟入院料の「注11」(25対1病床)が存続した(ただし、点数は引下げ)。
- ・ 有床診療所の初期加算(一般、療養とも)の算定日数が延びた(14日→21日)。一般 病床の初期加算のうち自宅等からの入院の初期加算が区分けされ150点引き上げられた。 療養病床の初期加算が2つに区分けされ、急性期の一般病棟からの転院患者の初期加算 は300点、自宅等からの入院患者の初期加算は350点に引き上げられた。有床診療所入院 基本料の夜間看護配置加算1・2とも5点引き上げられた。
- ・ 精神科急性期治療病棟入院料について、60日迄の点数が引き上げられた(60点超は引下げ)。

〈歯科〉

- ・ 金銀パラジウム合金の随時改定が価格変動幅にかかわりなく3カ月おきに実施される ことになり、「逆ザヤ」の解消に向け一歩前進した。
- ・ 歯科衛生士の実施によって算定できる、歯清、術口衛1・2、在口衛の点数が引き上げられた。
- SPT 1 2 が統合され算定要件の一本化に踏み出した。
- 総合医療管理加算の施設基準が廃止され、全ての医療機関で算定可能となった。
- 処置、歯冠修復・欠損補綴などの複数項目で若干の点数引き上げがなされた。
- ・ 前回に導入された非経口摂取患者口腔粘膜処置の点数が引き上げられた。
- ・ 先天性疾患などに起因した歯科矯正の適応症が拡大され、永久歯萌出不全に起因した 咬合異常に対する歯科矯正の適用基準も拡大された。

2024年診療報酬・介護報酬改定に向けた保団連要求

目 次

I		参療報酬改定に対する基本姿勢⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	4
Ш	- 1	2024年診療報酬改定に向けた保団連医科・歯科共通改善要求	9
Ш	- 2	2024年診療報酬改定に向けた保団連医科改善要求	16
Ш	- 3	2024年診療報酬改定に向けた保団連歯科改善要求	83
Ш	Í	↑護報酬改定に向けた要求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
I\/	' <u> </u>	医療政策 <i>に</i> 関する要求項日	107

Ⅰ 診療報酬改定に対する基本姿勢

はじめに

「診療報酬改定に対する基本姿勢」は、医療保険制度の根本的な課題に対する改善要求である。保団連は診療報酬の抜本的な引き上げを求めるとともに、伴って増加する患者窓口負担の軽減とこれらの実現に必要な財源を提案している。したがって、「医療費の総枠拡大」、「患者負担の軽減」、「財源確保の提案」の3点から論述する。

【医療費の総枠拡大】

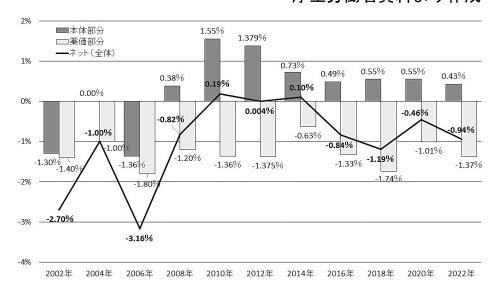
医療費総枠拡大・診療報酬大幅引き上げが不可欠

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本の医療・社会保障の脆弱さを露呈させた。長年の医療費抑制政策や感染症病床の削減、保健所の統廃合は公衆衛生行政の足かせになり、受診の手控えが余力のない医療機関経営に大きな打撃を与えた。国民の健康と生活が悪化の一途をたどる中、円安と物価高騰が追い打ちをかけており、医療機関においても材料費や人件費の負担が増加している。コロナ感染症に対する支援を充実させ、かつ国民の生活困難を支援することが国の役割であるが、政府は社会保障や医療費の削減、医療提供体制の縮小を進める方針を崩していない。医療機関と国民にさらなる負担を強いることは許されない。感染症に対応し、国民の生活困難を打開するために、新自由主義に基づく政策から転換すべきである。医療分野では、本来的には個別点数への加算対応でなく、材料費の価格上昇や人件費も考慮した診療報酬の抜本的な引き上げが必要である。

2022年度診療報酬改定では、診療報酬の大幅な引き上げとあわせ、感染防止対策への十分な評価や人員の確保・拡充、医療機関の事務負担軽減等が期待された。しかし、改定率度改定の+0.55%より低く政策であただけでなく、政策では大きにない改定率にとどれるなど極めて低い改定率にとどまって低い改定率にとどまっても、2002~08年、2016~

診療報酬の改定率の推移(2002~2022年)

厚生労働省資料より作成



22年と8度にわたってネット(全体)でのマイナス改定が行われてきた。医療機関の原資となる診療報酬を引き上げることにより、医療経営の安定、医療従事者の賃上げや医療の質と安全の確保がはかられ、国民が安心して医療を受けられる体制が整えられる。これまでの低医療費政策を転換し、診療報酬の大幅な引き上げを行うことが不可欠である。

【患者負担の軽減】

受診抑制引き起こす患者負担増はただちに撤回を

感染拡大の収束の見通しが立たない状況下で、政府・厚労省は窓口負担増を実施してきた。2022年10月に、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担が原則1割から2割に引き上げられたが、負担増の対象は約370万人とされ、重症化リスクの高い高齢者を医療からさらに遠ざけた。ダブルケアへの影響など現役世代の負担増も懸念され、ただちに撤回すべきである。

また、特定機能病院および一般病床200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診した場合に徴収が義務付けられていた定額負担(初診時5000円、再診時2500円)について、一般病床200床以上を持つ紹介受診重点医療機関が対象に追加された。さらに、初診時2000円以上、再診時500円以上の定額負担を選定療養として強制的に追加徴収するとともに、保険給付の範囲からそれぞれ初診料200点、外来診療料50点を控除する仕組みを導入した。これは「7割給付を維持する」とした2002年改正健保法附則を実質的に反故にするとともに、フリーアクセス、現物給付等、国民皆保険制度の諸原則を変質させ、その土台を崩すものである。外来医療の機能分化を名目に選定療養の仕組みを用い、定額負担を一般的な外来受診に持ち込むことは窓口負担増にほかならず、混合診療の野放図な拡大にもつながりかねない。今回導入された仕組みは即時撤回するとともに、選定療養の範囲は段階的に縮小する必要がある。

さらなる医療費抑制政策は中止・凍結を

「骨太の方針2022」は、「骨太の方針2021」等で掲げた「改革工程表」を引き継ぎ、「医療保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方」、「薬剤自己負担の引上げ」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準の見直し」等を検討するだけでなく、マイナンバー制度を基盤としたデジタル改革の推進を前面に打ち出した内容であり、多くの問題をはらんでいる。

政府の審議会では、コロナ禍に乗じて医療用医薬品の「スイッチ OTC」化等の議論が進められているが、セルフメディケーションの拡大解釈による疾患の自己管理は、適正な医療の否定につながるばかりではなく、必要な診察、検査の回避により患者の健康に重大な悪影響を及ぼすことになりかねない。2022年度改定では湿布薬の処方の適正化について議論され、70枚の処方枚数制限を35枚に削減する提案が医療現場からの反対を受けて63枚まで認められることになった。これらの改定は、中医協の診療側委員が「給付範囲の縮小であり、国民皆保険を崩壊させる突破口、蟻の一穴になる」との強い反対意見を示している。将来的に「療養の給付」範囲の縮小につながるような改定は断固として容認できるものではなく、即時中止すべきである。

長年にわたる病床の削減や保健所、公立・公的病院の統廃合は、平時の医療にぎりぎりの状態を強いてきただけでなく、新興感染症の蔓延時など有事の対応力も弱体化させた。政府は現在も、医療提供体制を弱体化させる地域医療構想の推進を掲げ、公立・公的病院の再編・統合を求める病院のリストの修正も行っていない。すでに、7対1看護病床削減の流れの中、DPC対象病院では、平均在院日数の短縮とともに治癒率が経年的に低下し、予期せぬ再入院(退院日より6週間以内)の比率が増えており、患者への負担のしわ寄せが危惧される。安全・安心の医療を実現するために、これまでの政策を中止・凍結し、人員・病床を拡充することこそが必要である。特に、「重症度、医療・看護必要度」評価を中心とした実績により「機能分化」という名のふるい分けを行うなど、病床削減のために診療報酬で誘導を行うべきではない。地域医療を担う中小病院は入院する患者を選別せざるをえないような状況に追い込まれている。

医療・介護・福祉制度の拡充・改善による負担軽減こそ

格差と貧困が広がり年金制度への不安がつのる中、コロナや物価高騰の影響等が加重し、国民はこれ以上の負担を許容することができない段階まできている。医療における患者の自己負担は、窓口負担の無料化を目指しつつ、当面の目標として、お金の心配なく受診できるよう窓口負担の軽減をはかるべきである。

2022年9月に公表された厚労省の調査結果(2021年4月1日時点)によれば、すべての都道府県及び市区町村が子ども医療費の助成を実施している。市区町村の助成制度の対象年齢は、「中学卒業(それ以上対象も含む)まで」を対象とする自治体が入・通院とも95%を超え、東京都が2023年度から「18歳年度末まで」に引き上げる大きな動きもあった。同様の取り組みは妊産婦医療費助成制度でも見られる。安心して子どもを産み、育てられる環境づくりの実現に向けて、自治体間の格差が生じる方法でなく、国による医療費窓口負担無料制度の創設が必要である。他にも、高額療養費制度をはじめ、障害者・難病、ひとり親家庭等の助成制度や災害における医療費負担免除制度などの改善・拡充が求められており、本来これらの公費負担医療については自己負担をなくすべきである。いつでも、どこでも、誰でも費用の心配なく、国の責任で必要なサービスを受けられるよう、患者・利用者の負担を大幅に軽減するべきである。

介護保険制度においては、「2割負担、3割負担の対象拡大」や「ケアプランの自己負担導入」など利用者に大幅な負担を強要するメニューが審議会で検討されている。これらが実施されれば医療の受診抑制は避けられない。そもそも介護保険制度は、発足時点から「低い国庫負担・企業負担」、「高い保険料と受給者負担」、「給付範囲の制限」、「低い介護従事者の処遇」、「自治体への責任の転嫁」という問題を抱えて出発しており、度重なる制度改悪によって社会保障制度としての機能を著しく低下させている。より良い介護を提供するためには、感染対策の一層の強化や介護従事者の抜本的な処遇改善のための国の役割強化が求められている。社会保障制度としての介護を国の責任で実現するために、利用者負担の拡大及びサービス削減は中止し、国庫負担を大幅に引き上げる道へと転換すべきである。

国民健康保険(国保)は、国民の約3割が加入する国民皆保険の根幹をなす医療保険制度である。しかし、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多くを占め、世帯収入の1割(2割を超える場合もある)を超える高すぎる国保料(税)とそれに伴う滞納・差し押さえが大きな問題となっている。高すぎる国保料(税)の問題の根本には、この間の国庫負担の削減がある。国保には被用者保険にある事業主負担がなく、憲法25条の生存権の保障として国が責任をもって財政基盤を支えることが不可欠である。また、高すぎる保険料(税)を引き下げるために自治体が独自行っている一般会計からの繰り入れについて、国は解消を求めているが本末転倒である。減らしてきた国庫負担をただちに引き上げるとともに、自治体が行う法定外繰入を引き続き認めること、加入者の人権を無視した滞納・差し押さえ処分を中止することが求められる。

【財源確保の提案】

財源確保は税・社会保険料の応能負担で

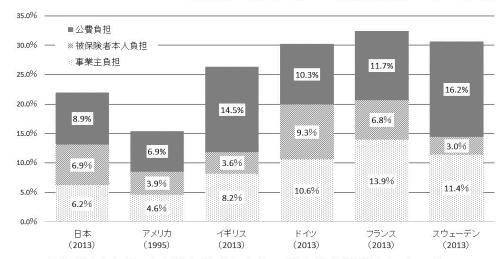
低医療費政策を転換し、OECD 先進諸国並の医療費水準に引き上げ、かつ患者負担を大幅に引き下げるための財源は、国庫負担と大企業等の事業主負担を増やして確保することが最優先である。社会保障財源の対 GDP 比を国際比較すると、日本の公費負担と事業主負担が欧州先進諸国の負担に比べて相当低いことがわかる。被保険者本人負担割合がほぼ同値のフランスと比べると、公費負担で2.8ポイント、事業主負担で7.7ポイントの開きがある。日本でも公費・事業主負担を引き上げることで社会保障財源の拡充が可能であり、消費税率の引き上げや保険料率の見直しで被保険者本人に負担を求めること

は筋違いである。法人 税制・所得税制の累進 性強化に加え、正規雇 用と賃金を増加させつ つ事業主負担割合を引 き上げることにより、 税・社会保険料におけ る応能負担原則を徹底 するべきである。

また、現行の被用者 保険における保険料計 算は一定の収入を上限 (標準報酬の上限)と し、それより高収入で あっても保険料が高く

社会保障財源の対GDP比の国際比較

社会保障制度改革国民会議資料より作成



(資料)社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(日本)、「社会保障費国際比較基礎データ」 Eurostat "European Social Statistics" (イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン) (注)厚生年金等における積立金の運用収支は時価ベースで評価していること等に留意する必要がある 「社会保障費国際比較基礎データ」(アメリカ)、

ならない方式となっているが、応能負担原則に基づき、収入に応じて保険料も上昇する方式とするべき である。そのために標準報酬の上限引き上げが必要である。

以上の点から、次の要求の実現を強く求める。

[1-1]医療費総枠を拡大し、技術料を中心に診療報酬を大幅に引き上げること。

実施した医療保険制度の改悪をただちに撤回すること。

- ① 2022年10月から実施された後期高齢者一定所得以上者の窓口負担を2割から1割に戻すこと
- ② 紹介状なし病院受診時定額負担の対象病院を拡大しないこと。また仕組みの中に、保険給付の範 囲から一定額を控除し、それと同額以上の追加定額負担を患者に求める仕組みを削除すること

[1-3] さらなる医療費抑制政策は中止・凍結すること。

- ① うがい薬の保険給付外しや湿布薬の処方枚数制限等、医学的に根拠の無い(説明不可能な)仕組 み、将来的に「療養の給付」範囲の縮小につながるような改定は即時撤回すること
- ② 平均在院日数削減や機能分化のための強引な病床再編はやめ、患者の治療が十分に保障されるよ う必要な病床を確保すること。地域医療構想で示された必要病床数に誘導するような診療報酬改定 は行わないこと

[1-4] 医療・介護・福祉制度を拡充し、患者負担を大幅に軽減すること。

- ① 患者自己負担は、窓口負担の無料化を目指しつつ当面の目標として、75歳以上の高齢者は無料、 65歳から74歳は1割、現役世代は2割とすること
- ② 高額療養費制度を改善すること

- ・70歳以上の患者負担限度額(高額療養費)について、制度改定(2017年7月)前の水準に戻すこと
- ・70歳以上高齢者に設けられている外来上限特例(低所得者 I、Ⅱに設定されている月8,000円上限) を、高齢者だけでなく一般にも設定し、負担限度額を引き下げること
- ・月をまたぐと合算できない問題を解消するため、少なくとも1カ月未満の入院について入院開始日から1カ月単位の起算とするなど、改善を図ること
- ③ 18歳年度末までを対象とする国の医療費窓口負担無料制度(入院時の食事負担を含む)を早期に 創設すること
- ④ 妊産婦の医療費無料化を、国の制度として実施すること
- ⑤ 障害者・難病、ひとり親家庭等の助成制度や災害における医療費負担免除制度等の公費負担医療 制度について、負担軽減や対象拡大などの改善を行うこと
- ⑥ 子ども医療費助成を現物給付した自治体への国民健康保険の国庫負担の減額措置(ペナルティ) を完全に廃止すること
- ⑦ 介護保険に係る利用料の引き上げなど負担増をやめ、患者負担を大幅に軽減すること
- ⑧ 国民健康保険制度を改善すること
- ・国庫負担を増やして払える国保料(税)に引き下げること。一定以下所得者に対する保険料は免除すること。また国保資格証明書、短期保険証の発行をやめ、全ての国保加入者に正規の保険証を交付すること。人権を無視した徴収・滞納制裁は即時中止すること
- ・自治体が独自に行う国保会計への法定外繰入を引き続き認めること

[1-5] 財源確保に向けて税・社会保険料における応能負担原則を徹底すること。

- ① 消費税に頼らず、国庫負担と大企業等の社会的負担を増やして捻出すること
- ② 被用者保険の一定以上所得者についての保険料は、応能負担の原則を徹底し、標準報酬上限額を引き上げること

Ⅱ - 1 2024年診療報酬改定に向けた保団連医科・歯科共通改善要求

【はじめに】

医科・歯科共通要求は、医科・歯科の双方に共通する課題であり、かつ各要求項目に記した形で抜本的な改善が図られるべき項目を掲載したものです。

重点改善要求

[II-1-(1)] 医師、歯科医師はじめ全ての医療従事者の技術への基本的評価としての基本診療料(初・再診料、外来診療料、入院基本料等)について、速やかに下記の改善を行うこと。

① 医療機関・歯科医療機関経営を安定させる十分な原資となる水準にまで点数を引き上げること。

要求理由 厚生労働省が2010年9月29日の中医協総会に提出した資料では、初・再診料は「個別技術にて評価されないような基本的な診察や処置等」や「基本的な医療の提供に必要な人的・物的コスト」、入院基本料は「寝具等を含む療養環境の提供」、「看護師等の確保」、「医学的管理の確保等」を含むとされている。

しかしながら、昨今は上述の対応に加え、小児、高齢者、妊産婦など多種多様な患者への様態に応じた診療や専門性の高い情報提供、そして必要に応じた各医療機関・歯科医療機関・行政機関間の連絡調整など、医療機関や歯科医療機関は極めて高い水準の機能と責任、そのために要するコストを「最低限」のものとして求められている。

加えて2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従来から医療法で求められる院内 感染対策に加え、サージカルマスク、フェイスガード、PPE等の整備や、手袋等の手指衛生の遵守 など将来的な新興感染症の発生への平常時からの備えも求められることとされている。

そして昨今、医療機関・歯科医療機関経営を巡る情勢は過去に例を見ない物価、光熱費高騰の最中にあり、更には2025年以降の生産年齢人口の急激な減少による医療従事者不足、それに伴う人件費の大幅高騰も大いに懸念される状況でもある。

こうした状況にも関わらず、この間の初・再診料や入院基本料等の基本診療料の改定は、上述の各 医療機関・歯科医療機関に求められることとされた高度な機能、将来の新興感染症に対する平常時か らの院内感染対策、昨今の物価・光熱費の高騰、そして将来的な人件費高騰に全く見合っていないの が実態である。

そもそも基本診療料は、全ての医療従事者が患者に必要な医療を不足なく提供するために必要な最も基本的な技術評価であり、医療機関・保険医療機関の経営を安定させる十分な原資となるだけの点数設定がされなければならない。

将来の医療提供体制を、物的・人的双方の面で確保する上でも、初・再診料や入院基本料等の基本 診療料の大幅な引き上げは必要不可欠である。

② 医科歯科間の初・再診料の格差を解消すること。

要求理由 医科点数の各科に格差がないのは医師の診察における基本的技術を同等に見なして評価し

たものといえる。対して歯科の基本診療料が医科に対して長年にわたり低い点数に抑えられてきたことには理由がなく、大変不当である。直ちに格差を解消して医科と同額に引き上げるべきである。

③ 急激な社会情勢・経済情勢の変化が発生した場合には緊急改定を実施できるようにすること。

要求理由 この間、新型コロナウイルスの感染拡大というパンデミックの発生に伴い、医療機関に物 的・人的両面で平常時よりも大きな負担が強いられる中、物価高騰、光熱費高騰が追い打ちをかけ、 医療機関の経営はいつ危機的な状況に陥ってもおかしくない状況にある。こうした状況下でも医療機 関は公定価格である診療報酬について、2年に1回の改定を待たなければならず不合理である。

今回の期中における社会情勢・経済情勢の大幅な変化を教訓に、例えば基本診療料に「別に厚生労働大臣が特に規定した場合(物価高騰・パンデミックなど)」の加算の新設など、こうした情勢に柔軟に対応できる評価を新設すべきである。

[Ⅱ-1-(2)] 診療報酬の在り方について下記の通り改善すること。

① 診療報酬各項目の点数設定に当たり、国の責任で全ての医療従事者の基本的な技術等の維持に必要なコスト等に関する実態調査を行ったうえ、持ち出しが発生している点数項目は、速やかに解消に向けて点数引き上げを行うこと。

要求理由 毎回の診療報酬改定における各点数の設定は、専ら「与えられた財源内での配分」との観点で行われている。それ故に診療報酬で定義された診療行為に要する費用との間に大きな乖離が発生している項目があり、特に初・再診料、入院基本料等の基本診療料や特定保険医療材料では実質的に多額の医療機関の持ち出しが発生するなど、その傾向が顕著に出ている。

そもそも診療報酬は、全ての医療機関が患者に必要な医療を不足なく提供するうえで保険医療機関の経営を安定させる十分な原資となるだけの点数設定がされるべきである。現状、複数の項目では実質的に医療機関による多額の持ち出しが発生している状況を踏まえ、国は責任を持って全ての医療従事者の基本的な技術等の維持に必要なコスト等に関する実態調査を行い、少なくとも持ち出しが発生している点数項目については、速やかに解消に向けて点数引き上げを行うべきである。

② 基本診療料の加算による評価や特掲診療料の基本診療料への包括化は、基本診療料の実質的な引き下げにつながるため、止めること。

要求理由 現在の基本診療料に付随している各種加算点数や他の特掲診療料を基本診療料に包括し、 個別算定をできなくするような基本診療料の見直しは、診療報酬全体を引き下げ、医療経営の悪化に 繋がるため、行うべきではない。

③ 診療報酬の支払い方式は、個々の診療行為を個別評価した出来高払いを原則にすること。

要求理由 出来高払いは、医療行為ごとに報酬が設定され、それに給付した薬剤費や材料費との積算で報酬総額が決定される仕組みである。療養に要した額を正確に反映しやすく、診療上の裁量権が最大限尊重された中で、必要な医療を不足なく提供できることを担保する上で必要不可欠である。一方包括払いは、その性質上、患者個別の疾患の状態に応じた対応を無視した評価とならざるを得ない。点数設定によっては必要な医療の患者への安定的な提供が困難になる恐れもあり、容認できない。

[II-1-(3)] 診療報酬改定に当たり、医療機関が改定内容の把握を円滑に実施できるよう 点数表、施設基準の告示・通知から実施までの疑義解釈を含めた周知期間を社会的な常識 に照らして少なくとも6カ月程度設けること。

要求理由 点数表は改定のたびに内容が増え、かつ複雑化を極める一方である。令和4年度診療報酬 改定では医科・歯科合わせてA4で3,000枚以上の点数表、施設基準の告示・通知が発出された。さらに昨今は、正式告示や通知だけでは正確な点数算定ができず、改定直前の3月末、場合によっては4月に入ってから3月末日の日付で大量の疑義解釈が出されるなど、運用として破綻しているのは誰の目にも明らかな状況であり、医療現場を混乱に陥れる事が常態化している。そもそも詳細な取扱いが不明のまま改定が実施される現在の状況は社会的にも極めて非常識であり、即刻是正すべきである。

[II-1-(4)] 保険医療材料の価格設定は、当該技術、機器、材料の保険点数を適正評価し、 購入価格と保険給付基準の「逆ざや」をなくすこと。また物価等による価格変動を確実に 反映し、保険償還価格が購入価格を下回ることがないようにすること。

要求理由 必要で十分な医療が受けられるようにするためにも、当該技術、機器、材料の保険点数を 適正評価し、購入価格と保険給付基準の「逆ざや」をなくすことは当然である。しかし現状では長期 にわたって解決されない問題がある。

例えば医科では、在宅医療で使用される特定保険医療材料について、多くの診療所では小口購入のため大幅な赤字となっている。また衛生材料が、在宅療養指導管理料に含まれる扱いとなっており別途請求できないことから、保険医療機関の持ち出しが常態化し経営を圧迫している(蓄尿バック(ウロバック等)、処置等に用いるディスポーザブルカテーテル、チューブ類、消毒薬等)。さらにC005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料(週3日以上実施し、週1回算定)では、1週間に複数回点滴を実施するため、留置針や点滴回路の費用だけで逆ザヤになってしまう。

歯科では金パラの告示価格と市場実勢価格の大きな乖離が生じ得る状況が依然として改善されておらず、歯科医療提供の維持・確保を脅かしている。

診療報酬点数表の運用に関する要求

[II-1-(5)] 点数の算定ルールやその解釈については全て告示・通知に明記すること。告示・通知の法的性質を峻別し、告示にまったく規定のない項目について、通知のみにより算定要件を設けないこと。

要求理由 診療報酬点数表告示・通知に示していない算定ルールやその解釈を、疑義解釈の事務連絡 や審査支払機関への口頭伝達で済ますような方法は現場に混乱をもたらす。点数の算定ルールやその 解釈については全て告示・通知に明記した上で、保険医療機関に周知するべきである。また、診療報 酬点数表は、公的医療保険の給付を受ける国民の健康保障に直結する問題であることから、「厚生労働大臣告示」の形式はとるものの、その「改正」には中央社会保険医療協議会への諮問・答申という 厳格な手順を踏むことが求められている。一方で通知は行政庁の内部規範であり行政内部においての み効力を有するのが原則である。

したがって、通知は、告示で示された算定要件の解釈の基準を示す程度の規定にとどめられねばな

らず、少なくとも告示に全く規定のない算定制限を通知により創設することは許されない。

[II-1-(6)] 診療報酬算定の疑義解釈について、過去の疑義解釈の整理を行い、改定後も適用される疑義解釈を明示すること。

要求理由 診療報酬の算定要件については本来、疑義解釈で示されるような内容も含めて、改定時に 出される留意事項通知において明確に規定すべきであるが、現に告示・通知で言及のない算定要件等 が疑義解釈のみで規定されている点数項目が散見されている。告示に根拠のない算定制限を、課長通知、事務連絡で規定するべきではない。その上でこれまで運用されてきた疑義解釈について、現場では過去の疑義解釈の全てを網羅できないため、診療報酬請求を適正に行ってほしいのが目的であれば、DPC 制度の解釈の整理にならって、全ての解釈を整理し明示の上、告示・通知に反映することを求める。

[II-1-(7)] 保険医療機関及び保険医療養担当規則について、医療機関に義務を課す「改正」を実施する場合は、国会での審議も含めて徹底した論議を尽くして行うこと。

要求理由 保険医療機関及び保険医療養担当規則(「療養担当規則」)は、保険診療を行う上で重要な 規範である。保険診療にとって重要な「療養担当規則」の改正を行う場合には、十分な時間をかけて 関係者との意見調整、徹底した論議を尽くす事は当然のこととして、全ての保険医療機関に対して何らかの義務を課すような主旨の改正が実施される場合は、国会での審議も含めた議論を実施する必要 がある。

算定要件全般に関する要求

- [II-1-(8)] 医療従事者が診療に専念できるよう、医療機関の事務負担軽減に向けて下記の改善を行うこと。
- ① 診療報酬の請求上、不要な下記のレセプト記載要領上の取り扱いを廃止すること。
 - ア 摘要欄記載コード化による選択式記録
 - イ 70歳以上の被保険者で、高額療養費の対象に該当しない場合の「特記事項」欄への記載。
 - ウ 記載要領通知に規定した標準病名での保険請求の取り扱い

要求理由 昨今、診療報酬の算定に当たり、必要なレセプト摘要欄記載についてフリーコメントによる入力からコードの中から選択する方法に仕様が改められた。当該コード化は事務負担の軽減、記載の合理化、効率化を理由として導入された。ただ、実態としては診療報酬の請求上、明らかに不要と思われるコード入力項目が多数存在するほか、制度運用の前提となる電子カルテメーカーがコード化に対応できていないのが現状である。

その結果として、皮肉にも審査・支払機関の「事務の合理化」のしわ寄せが医療機関に事務負担の 大幅増という形で不当に押し付けられている状況となっている。一刻も早い医療機関の事務負担軽減 を実現すべく、記載要領の摘要欄記載コード化による選択式記録の撤廃を求める。

また、コード化に伴う不合理以外にも標記に代表されるような診療報酬の請求上、明らかに不要である記載事項や保険請求上の取り扱いも散見されており、同様の理由で撤廃を求める。

② 診療報酬項目の主旨からして不要なカルテ記載を廃止すること。

要求理由 例えば医科・歯科の在宅患者訪問診療料の算定に当たっては、開始及び終了時間、診療場所のカルテ記載が求められるが、算定要件上では時間要件はなく、また診療場所による点数の変動も無いため本来は必要のない項目となる。このようなカルテ記載についても極力簡素化し、記載義務を見直すべきである。

[II-1-(9)] 診療報酬算定要件の設定に当たっては明確な根拠を基に設定し、根拠が不明のまま算定制限を導入することはやめること。

要求理由 国民の命と健康を守る上では、各診療報酬項目が医師の裁量権の尊重の下で算定されることが必要不可欠である。

患者一人一人の病態は異なるものであり、本来的に診療報酬で一律に制限されるものではない。仮に規制をせざるを得ないとした場合でも、それは明確な根拠の下、徹底した議論の上、コンセンサスを得た上で、行われるべきである。

[II-1-(10)] 施設基準は人員、設備等の規定を設けなければ医療提供に支障をきたすものに限定すること。医療機能評価、選定療養の実施等を施設基準の要件としないこと。

要求理由 施設基準は、定めないと安全性や水準が保持できないなど医療提供に支障をきたす場合に限定すべきものである。しかし現状は、厳しい施設基準のため届出医療機関が限定され、地域間格差や医療機関格差を生じさせるなどの問題を引き起こしている。

個別論点に関する要求

〈同一建物居住者、単一建物診療患者〉

[II-1-(11)] 在宅医療に係る医科・歯科診療報酬並びに介護報酬の算定に当たり使用する同一建物居住者、単一建物診療患者の概念を廃止し、最も高い点数に一本化すること。

診療報酬や介護報酬の点数項目に、同一建物に居住する同日の(歯科)訪問診療患者などや同月の在 宅時(施設入居時等)医学総合管理料、訪問歯科衛生指導料、医科・歯科の居宅療養管理指導費などの 算定人数のみによって点数が変わる一物二価(歯科訪問診療料、在宅時(施設入居時等)医学総合管理 料、訪問歯科衛生指導料、医科・歯科の居宅療養管理指導費に至っては一物三価)の評価体系を持ち込 むことは、地域医療を守るために日々尽力している医師・歯科医師の評価を不当に落としむものであり 容認できない。

更に、このような不合理な規定は、個々の患者に対して同様の療養を給付しているにも関わらず、同日に1人よりも複数人を診る方が診療報酬・介護報酬(患者の自己負担額)が低くなること等について、患者に対し合理的な説明ができない事態を招いている点や点数(単位数)表の体系が複雑化による請求に係る事務負担増を招いている点を政府は認識すべきである。

また、特に同一建物居住者の概念については、訪問診療における悪質ビジネスへの対応との観点で導入された経緯もあるが、このような事例に対しては、国の責任で別途規制に向けた対策を講じるべきである。診療報酬により一律に対応すべきものではない。

こうした点を踏まえて、診療報酬や介護報酬に設定される同一建物居住者、単一建物診療患者の概念 は廃止し、それぞれの診療報酬・介護報酬項目で最も高い点数(単位数)に一本化すべきである。

〈患者への文書提供〉

[||-1-(12)] 患者への文書提供について下記の改善を図ること

① 診療報酬算定要件ではなく、別に評価すること。

要求理由 医科、歯科問わず医学管理の診療報酬算定要件に、患者への文書による情報提供が義務付けられている。しかし文書作成や当該文書内容を患者に説明する事に時間を割かれる事で、診療活動に支障をきたしている現状もある。文書による情報提供を一律に算定要件に組み込むのではなく、主治医が必要と判断した場合には、文書による情報提供料として指導・管理料とは別に個別評価すべきである。

② 増加する一方の文書提供については簡素化を図ること。

要求理由 昨今、医科・歯科を問わず医学管理料等を中心に、算定の際に患者への同意書が要件とされている点数項目が散見される。患者への説明、署名等が医療機関にとって大きな手間となっている点を踏まえ、廃止すべきである。

[Ⅱ-1-(13)]診療情報提供料について下記の改善を行うこと。

- ① 点数を引き上げること。
- ② 医学的な必要性に基づき、文書で必要な情報提供を行った場合にその都度算定できる点数とすること。

要求理由 診療情報提供料は、医療機関が患者の診療に当たり、主体的に他医療機関への紹介の必要性を認めた上で、「文書による情報提供」、「紹介医療機関の調整」、「患者の紹介」という役割を果たして初めて評価される。

上述のいずれかの役割を果たすだけでも一定の手間を要するにも関わらず、現行の評価はその手間に見合っているとは言い難い。また、算定に当たっては上記の全ての役割を果たさすことが求められるため、医療現場では「引っ越しなどで具体的な紹介先医療機関が決まっていない状況下で情報提供を行っても算定が出来ない」、「月1回の算定のため、例えば同一月に同一医療機関の異なる診療科の医師が情報提供を実施した場合は算定できない」、「同一法人により運営される施設など『特別の関係にある保険医療機関等』の場合は算定できない」などの不合理を訴える声が多く寄せられている。

患者が過去の医療内容を踏まえた継続性のある質の高い医療を受ける上でも上記不合理の解消は急務であり、少なくとも診療情報提供料Iの算定に当たり、医学的な必要性に基づき、文書で必要な情報提供を行えば当該提供料を算定可とすべきである。

[Ⅱ-1-(14)] 診療情報連携共有料について、下記の改善を行なうこと。

- ① 点数を引き上げること。
- ② 医科・歯科医療機関間のみに限らず、医科医療機関同士、歯科医療機関同士の情報連携 に当たり、文書(メール・FAX 等を含む)で必要な情報提供を行った場合に算定可能と

すること。

③ 3カ月に1回という算定制限を撤廃し、文書で必要な情報提供を行った場合にその都度 算定可能とすること。

要求理由 診療情報連携共有料の算定は、医科・歯科医療機関間における診療情報の照会への文書返答の場合に限られるほか、算定回数も3月に1回など極めて限定された場面でしか算定できない。実際の診療情報の照会への文書返答については、医科・歯科間に限らず医科医療機関同士、歯科医療機関同士でも極めて頻繁に実施されるが、現状では療養担当規則第二条の二(照会に対する返答への義務に係る規定)により、当該照会への返答について診療報酬上の評価が存在しない。そのため、診療上必要な文書返答を通じた情報共有について、医療機関が無償で実施する不合理な状況である。

また、医学的な必要性から診療情報のやり取りを実施するという点では、診療情報提供料(I)と同様であるにも関わらず、同項目より評価が低く設定されている点も不合理である。

患者の過去の医療内容を踏まえた継続性のある医療を受けられるよう、医療機関からの情報提供を評価することは当然である。診療情報連携共有料について、評価を引き上げたうえ、医科歯科、診療科及び回数を問わず、文書で必要な情報提供を行った場合にその都度算定できるよう改善すべきである。

Ⅱ - 2 2024年診療報酬改定に向けた保団連医科改善要求

(1) 外来・入院共通

[II-2-(1)] 医療従事者の働き方改革のために基本診療料を中心とした点数の底上げをすること。

要求理由 2024年4月には「医師の働き方改革」が開始される。医師等の労働環境の改善は、医療安全など患者へのより良い医療の提供のためにも不可欠である。しかし政府は医師の絶対的な不足を解決しないまま、不十分な診療報酬や財政措置の改善を放置し、さらには新型コロナに対する政府の施策が不十分なため、2024年4月から全ての医療機関で要件を満たすことは困難である。

[Ⅱ-2-(2)]入院患者の他医療機関受診の規制を直ちに撤回すること。

入院中の患者が他医療機関の外来を受診した日については、入院医療機関では入院基本料等の基本点数を10~20%あるいは40%減額する取扱いとされ、他医療機関では医学管理等、在宅医療、投薬、注射及びリハビリテーションに係る費用等を算定できない取扱いとされている。これは、他医療機関の医師の専門的な技術料を不当に削減(減額)するとともに入院患者への専門的な医療を制限するものであり、以下の点を要求する。

① 入院料の減額は行わないこと。

要求理由 療養病棟など包括点数算定の場合であっても、「専門外」は存在する。「専門外」であるとの理由があれば、入院側がいずれの種別の入院料を算定していても、他医療機関受診を認め、入院料の減額を行わないこと。「専門外」の判断は主治医が責任を持って行うこととし、審査等の場面において疑義が生じた場合には、主治医の意見を必ず聴取した上で、医学的見地に基づき行われるものとすること。

② 外来側の算定制限を設けないこと。

要求理由 入院側がいずれの種別の入院料を算定していても(DPC 病棟入院中の患者であったとしても)、外来側医療機関は全額、自院で診療報酬が請求できるようにすること。

③ 診療情報提供料の算定を双方に認めてさらなる連携を促すこと。

要求理由 算定可能な医療内容の重複を避ける上では、他医療機関受診に際して、むしろ診療情報提供書の発行を義務付けた上で、入院側・外来側双方でその算定を認めること。患者が入院中であるか 否かは、当該診療情報提供書により確認する方法を継続させることが必要ではないか。

④ 少なくとも規制の撤回が行われるまでの間、医療機関に非のない外来受診については、 医療機関側に責任を負わせないこと。

要求理由 入院医療機関の許可なしに患者や家族が外来受診した場合(いわゆる「勝手受診」)については、医療内容に重複があったとしても、その責は保険者が負うものとし、入院側・外来側いずれ

からも減点を行わず、医療機関側に責任を負わせない仕組みとすること。

⑤ 保険診療の制度上に歪みのある「合議精算」の規定を廃止し、それぞれの医療機関で実施する行為を評価として認めること。

要求理由 合議精算の規定は他医療機関受診規制から始まったものではなく、これまでに検査紹介、在宅がん医療総合診療料における「ターミナルケア」、遠隔画像診断における「画像診断管理加算」など、様々な局面で、医療機関の連携促進や包括評価の点数から発生した現場との矛盾を解消する手段として無理やり行われている。厚生労働省としては患者単位で全身疾患の総合管理が可能かのように想定としているが、病床の機能分化などで医療連携はますます進んでいく。また、合議精算の規定が医療機関同士のトラブルを引き起こしている。そうであるにも関わらず、合議精算で点数表に辻褄を合わせようというのは不合理であり、個別の医療機関の行為を正当に評価すべきである。

そもそも「療養の給付に関する費用の支払い」は健康保険法第76条において保険者と保険医療機関との間の「契約事項」とされており、保険医療機関間で費用精算することは、健康保険法の趣旨(療養の給付を担当した保険医療機関が療養の給付に関する費用の請求を保険者に行う)からしても大いに問題である。入院患者が他医療機関を受診した際の費用について「合議によって精算する」という取扱いは1996年改定時にも突然示されたが、診療現場の猛反発により凍結・廃止となったものである。2012年改定時も「入院患者の他医受診」に係る根本問題を解決しないまま、突然、しかも「事務連絡」レベルで導入されたことは問題であり、明確な法的根拠もなく、「合議による精算」の取り扱いが次々に拡大していくことになれば、現物給付の原則、ひいては保険診療の崩壊にもつながるゆゆしき事態である。

⑥ 患者の療養に係る方針策定に当たりカンファレンスが求められる点数について、算定回数の制限を撤廃すること。

要求理由 医学管理の退院時共同指導や、入院点数の入院時支援加算、入退院支援加算の地域連携診療計画加算などの点数は、アドバンス・ケア・プランニングの考えに基づき、患者の意向を踏まえた、多職種による場合も含めたカンファレンスを通じた治療方針の策定を評価する趣旨の点数である。

患者の意向を踏まえたカンファレンスについては、回数が複数回に及ぶことや一定の時間を要する 事は日常であり、多職種によるものとなればより多くの時間と人的リソースを割くことが必要となる にも関わらず、「入院中1回又は2回」、「退院時1回限り」との形で算定回数が制限されているのは 不合理である。

アドバンス・ケア・プランニングの考えに沿った療養を担保するためにも、患者の療養に係る方針 策定に当たりカンファレンスが求められる点数について、算定回数の制限撤廃を求める。

[||-2-(3)] 診療報酬上における「アウトカム評価」を止めること。

要求理由 回復期リハビリテーション入院料を皮切りに、ニコチン依存症管理料、精神科デイ・ケア 等、摂食機能療法の経口摂取回復促進加算、療養病棟の褥瘡対策加算など、診療報酬上に「アウトカム評価」という成果主義の評価が拡大・強化されてきている。成果が出た結果の対価としての報酬体系は、「療養の給付」の原則から逸脱するものであり、上述のような成功報酬の導入は断じて認められない。

[II-2-(4)] 特定保険医療材料及びその材料価格について、価格改定に係る調査の際は、 大規模医療法人や大型チェーン薬局の客体数よりも、一般の開業医の客体数を多く調査して、多くの開業医が材料価格基準を上回る価格で購入している実態の把握に努めること。

要求理由 特定保険医療材料及びその材料価格について、一般の開業医から「特定保険医療材料の購入価が保険償還価格を上回っており、赤字になっている」との意見が多く寄せられている。そもそも大規模医療法人や大型チェーン薬局のようにスケールメリットを生かした価格交渉が出来ない上、材料購入時に小分け販売が不可能で、在庫を抱えてしまうこともあるため、どのように価格設定されるかが大きな問題である。従って価格改定時の調査に一般の開業医も加えて、実態把握に努めるべきである。

(2) 外来

【初診料・再診料】

[Ⅱ-2-(5)] 初・再診料への包括評価の拡大を行わず、適正に点数を引き上げること。

要求理由 初・再診料の算定に当たり、医療機関は厚生労働省が定義する患者への基本的な診察に必要な物的・人的コストの範疇を超え、24時間対応や各関係機関との医療情報の連携など、まさに全人的な対応が求められる。

こうした状況にも関わらず、初・再診料は長年にわたり引き下げと据え置きが繰り返され、求められる役割に対して評価が著しく低く据え置かれている現状は改善されておらず、一刻も早い改善が必要である。

[Ⅱ-2-(6)]基本診療料における乳幼児加算を引き上げること。

要求理由 小児科以外のどの診療科においても、乳幼児を診療する場合に要求される慎重さや人手・所要時間、保護者の不安及び不満の対応等の困難さは同じであるため、基本診療料における「乳幼児加算」を大幅に引き上げること。例えば小児科のみでは対応が難しい症例が各専門科に回ってくる事例があり、その場合対応に手間がかかるため、小児科に限らず評価を引き上げるべきである。

[II - 2 - (7)] 外来感染対策向上加算及び A234-2 感染対策向上加算について、下記の改善を行うこと。

- ① 外来感染対策向上加算と感染対策向上加算を併せて届出・算定できるようにすること。
- ② 施設基準の大幅な緩和と報酬引き上げを行うこと。特に、新興感染症等への対応(感染患者の受け入れ・発熱患者の診療、ゾーニング・導線分離、訓練、協議など)については、感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算の施設基準から除外した上で、保健所の機能強化や国庫負担の投入等により対応を図ること。

要求理由 ①について、コロナ特例で算定できていた医科外来等感染症対策実施加算(1回につき 5点)、入院感染症対策実施加算(1日につき10点)よりも低い評価であるにもかかわらず、施設基準が非常に厳しい。少なくとも、感染対策向上加算と外来感染対策向上加算を併せて届出・算定できる

ようにすべきである。

②について、多くの医療機関が感染対策を充実させることこそ必要である。また、新興感染症等への対応は、患者負担を伴う診療報酬によって措置すべきものではなく、国の負担によって実施すべきものである。

「Ⅱ-2-(8)] 外来看護料を新設し、外来の看護職員の人件費を保障すること。

要求理由 在宅医療の広がりとも相まって、診療所における看護師の確保が困難となっており、地域 医療の確保に重大な障害となりかねない状況となっている。これまで評価してこなかった外来における看護職員の技術と労働を診療報酬で保障するべきである。また昨今は、医師が異性の患者を診る際 に看護師を同席させることが一般的になっており、人件費の補償も求められる。

[Ⅱ-2-(9)] 外来における医師事務作業補助体制加算を新設すること。

要求理由 入院医療では A207-2 医師事務作業補助体制加算により、かなり助けられている。一方開業保険医に膨大な事務作業が課せられている現状を踏まえ、外来における医師事務作業補助体制加算を新設すること。

[||-2-(10)] 初・再診料(情報通信機器を用いた場合)について

① 初診からのオンライン診療は廃止すること。

要求理由 保団連は、保険診療は対面診療が原則であり、「情報通信機器を用いた診療」が現時点で果たし得る役割は、「対面診療による診断の実施」、「患者との治療方針の確認・信頼関係の構築」に基づく「デジタル通信デバイスを用いたモニタリング」に限られ、対面診療に代わり得るものではないと考える。

情報通信機器を用いた診療は対面診療と比べ取得できる診療情報が大幅に限定される。疾患の見落とし、見誤りなど誤診の可能性や、重症化の見落としリスクが高まること等は明らかである。

安全性・信頼性の観点から、初診からの「情報通信機器を用いた診療」は到底認められる状況でないことは明らかである。

それにも関わらず、政府はデジタル化への集中投資として医療のマーケット化を画策する観点から、初診からの「情報通信機器を用いた診療」を推進しており、看過できない状況である。営利目的での推進は医療の否定に繋がることを認識する必要がある。

「情報通信機器を用いた診療」はあくまで対面診療の補完に留めるべきであり、本来、離島や僻地などへの患者にとって安全で有効な医療アクセスをどう維持すべきかとの視点を出発点に議論されるべきである。

保団連は、医療機関へのアクセスが制限される解決困難な場合を除き、初診からの「情報通信機器を用いた診療」は廃止を求める。

② 電話初診・再診による投薬を解禁しないこと。

要求理由 電話初診・再診による投薬についても、対面診療の補完に過ぎず、診療にとって代わるものではない。現在「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的、特例的な取扱い」として運

用されているが、臨時的な取扱いに留め、当該取扱いの終了後は恒久化せず、廃止する事を求める。

【医学管理等】

- [II-2-(11)] 特定疾患療養管理料(B000) について
- ① 特定疾患療養管理料(225点・月2回まで)の算定方法を、月1回450点とすること。また初診時から算定を認めること。

要求理由 慢性疾患を抱える患者への長期投薬の増加に伴い、特に内科系医療機関では診療実日数が2日を下回ってきている状況の下で、現行の点数設定では月1回225点しか算定できないケースが増加している。これでは、慢性疾患を長期にわたり管理している医師の裁量権が適切に評価されているとは言い難い。月1回管理を行った場合に、450点(現行の2回分の点数)を算定できるようにすべきである。

また初診時において特定疾患の病名が確定すれば指導を行うため、初診時に算定を認めるべきである。少なくとも再診が1月以内にあった場合は、その時点から算定可能とするべきである。

② 特定疾患療養管理料の対象疾患については、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の 療養上の指導を要するすべての慢性疾患に対象を拡大すること。

要求理由 日本における疾病構造が感染症中心から生活習慣病等の慢性疾患中心へと変化してきている状況下において、疾病の重症化を未然に防ぐ観点からも、療養上の指導を要する全ての慢性疾患を対象とすべきである。

③ 許可病床数100床未満の病院「147点」及び許可病床数100床以上200床未満の病院「87点」を、診療所と同様に「225点(月1回算定であれば450点)」に引き上げること。また、許可病床数200床以上の病院でも算定できるようにすること。

要求理由 地域医療を担う病院の外来機能を保障する観点から、200床未満という制限を外した上で、 病院の点数を診療所と同じ225点(月1回なら450点)まで引き上げるべきである。

[II - 2 - (12)] 小児特定疾患カウンセリング料 (B001・4) の 2 年を限度とする算定制限を 廃止すること。

要求理由 当該点数は2年の算定制限があるが、発達障害など2年では完治しない。2年経過後は、 算定できる医学管理の点数もなく、初再診料のみの算定となってしまう。時間をかけ、丁寧にカウン セリングを行っているにも関わらず、それが評価されないことは不合理であるため、2年間という算 定制限を廃止するべきである。

[II-2-(13)] てんかん指導料 (B001・6) (250点) の点数を500点に引き上げるか、或いは、特定疾患療養管理料と同様に「月1回」の算定制限を撤廃して月2回算定できるようにすること。

要求理由 てんかん指導料は小児科・神経科等の専門医が患者又はその家族に対して専門的立場で立てた治療計画に基づき療養指導を行っているにもかかわらず難病外来指導料に比べても余りに低いた

め、評価を引き上げるべきである。

[II - 2 - (14)] 難病外来指導管理料(B001・7)(270点)の点数を540点まで引き上げるか、 或いは「月1回」の算定制限を撤廃して月2回算定できるようにすること。

要求理由 難病法の施行に伴い、同指導管理料の対象疾患が順次拡大されている中で、保険医は難病 患者の医学管理に当たり高度かつ幅広い知識を求められている。また難病患者は慢性疾患、難病の複数疾患を持つ場合が多く、現行の点数では難病に係る指導管理の評価としては低すぎるため、引き上げるべきである。

[Ⅱ-2-(15)] 皮膚科特定疾患指導管理料(B001・8) について

① アトピー性皮膚炎を皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅱ)から(Ⅰ)へ移行させ、アトピー 性皮膚炎における16歳以上の要件を撤廃すること。

要求理由 アトピー性皮膚炎は患者の精神的苦痛が強く、全身性の合併症が少ないとはいえ、長期に渡りきめ細やかな外来指導、生活指導が必要である。何より、メンタルクリニック並みのストレス管理を必要とされる患者が少なからず存在する。また、「16歳以上」という括りに関する医学的根拠も不明であり、患者に説明困難であるため、乳幼児加算外の義務教育課程の世代にも対象拡大すべきである。

② ざ瘡(にきび)を皮膚科特定疾患指導管理料(II)の対象疾患とすること。

要求理由 ざ瘡(にきび)は、長期に渡り外観上精神的苦痛が大きく、患者は瘢痕に対する十分な治療を望むケースが多い。しかし、治療に要する労力に比して患者満足度の低い疾患であり、外来診療に時間をかける症例も多いため、対象疾患に加えるべきである。

[Ⅱ-2-(16)] 高度難聴指導管理料(B001・14)について、年に複数回算定を認めること。

要求理由 高度難聴指導管理料の算定制限が生涯1回から年1回に緩和されたが、筆談などを必要とすることも少なくなく、診療に時間を要するため、さらに年に複数回算定できるようにするべきである。

[Ⅱ-2-(17)] 中等度難聴の患者に対する指導管理を実施した場合の点数として、中等度難 聴管理料を新設すること。

要求理由 中等度難聴患者に対しては補聴器の装用をはじめとした指導管理に時間がかかる。また、 高度難聴に悪化させないためにも中等度難聴における指導管理を行うことは重要であり、点数を新設 すべきである。

[Ⅱ-2-(18)] 緑内障や黄斑変性、糖尿病網膜症に対する眼科の医学管理料を新設すること。

要求理由 眼科系の疾患は進行すると視力が戻らなくなり、失明のおそれもある。毎月の継続的な管

理(服薬(点眼)管理・生活指導・食事指導など)が重要となるが、現時点ではこうした継続管理に対する評価は存在せず、緑内障や黄斑変性、糖尿病網膜症に対する眼科の医学管理料新設を求める。

[||-2-(19)] 幼年期弱視や斜視に対する眼科の医学管理料を新設すること。

要求理由 弱視は若い時から、一生の疾患となってしまう。また強度近視も悪化の進行を止める継続的な管理が必要である。斜視に関しても同様である。現時点ではこうした継続管理に対する評価は存在しないことから、眼科の医学管理料新設を求める。

[II-2-(20)] 喘息治療管理料 2 (B001・16) の年齢制限を廃止すること。

要求理由 喘息治療管理料 2 (B001・16) の対象患者は、6 歳未満又は65歳以上の喘息の患者に限 定されているが、この年齢制限のため、十分に活用できない現状がある。

[Ⅱ-2-(21)] 乳腺炎重症化予防ケア・指導料(B001・29) について

左右の乳腺炎別に1回の分娩につき4回算定可能とするか、初回から数か月後の乳腺炎の発症の際には改めて4回算定できるようにすること。

要求理由 再発を繰返し、左右で異なった時期に発症することはよくあるため、算定可能とするべき である。

[II - 2 - (22)] 婦人科特定疾患治療管理料 (B001・30) について

- ① 毎月算定可能とすること
- ② 対象疾患に「更年期症候群」を追加すること

要求理由

- ① 生理周期を踏まえて毎月診療を行い、体調の変化を観察し状態を確認することで、綿密な治療計画に基づき療養上の指導を行っている場合でも3月に1回の算定となってしまうのは不合理である。また、ホルモン療法による副作用のため、毎月経過観察を要する患者もいるため、治療上必要があれば毎月の算定を認めるべきである。
- ② 器質性月経困難症の患者だけでなく、更年期症候群の患者についても、治療計画に基づく指導管理は重要なため、対象に追加すべきである。

[II - 2 - (23)] 生殖補助医療管理料 (B001・33) について、連携して治療管理を行う点数を 創設すること。

要求理由 同管理料について、現在は、主として診療を行う医療機関においてのみ算定できるとされている。しかし、例えば、働きながら治療を受ける患者が、胚凍結や胚移植は主治医が行い、それまでのホルモン療法などは職場近くの医療機関で受ける場合がある。この場合、他院では管理料が算定できないため、連携が進みにくくなってしまう。連携した際の点数を創設すべきである。

[II - 2 - (24)] アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料(B001・35)の点数を引き上げること

要求理由 乳幼児・小児に対しては舌下免疫療法でのシダキュア等の口腔内への投与や皮下免疫療法 に伴う注射など、医師が時間・人員を割いて行う医療行為が求められるが、現状の点数では評価が低 すぎるため引き上げるべきである。

[II - 2 - (25)] 小児科外来診療料 (B001-2) について

① 小児科外来診療料の点数を大幅に引き上げること。また、診療情報提供料や高額な「検査、処置、投薬、注射」の費用は、別途算定できるようにすること。

要求理由 2014年改定において、パリビズマブ製剤(商品名:シナジス)を投与している患者、及び他の保険医療機関で在宅療養指導管理料が算定されている患者について、それぞれ出来高算定が認められたことは当然である。しかし、依然として診療情報提供料や、その他の高額な検査(例えば特異的 IgE 半定量・定量)、処置、投薬、注射の費用(例えば HBs抗原陽性妊婦から生まれた乳児に対する抗 HBs 人免疫グロブリン注射、沈降B型肝炎ワクチン注射、HBs抗原抗体検査及び HBs抗原陽性妊婦に対する HBe抗原検査など)は別途算定ができない取扱いであり、改善が必要である。また、診療情報提供については診診・病診連携の促進を図るものであり、別途算定を可能とすることで地域医療充実に資するものである。

また、小児科では様々な病態を有する6歳未満の幼い患者に対して診療を行うことも多いが、一連の診療行為においては、医師だけでなく看護職員等も含めて非常に慎重なケアが求められ、人手や時間を要するケースが多い。地域で小児患者の診療に尽力している保険医の診療技術に対する評価を、大幅に引き上げるべきである。

なお、保団連は原則出来高払いを堅持すべきとの方針を掲げているが、現行の診療報酬点数表の枠内では、当該要求に基づく改善も併せて実施すべきと考える。

② 在宅で療養する6歳未満の小児患者については、出来高算定を認めること。

要求理由 NICU から在宅への移行が政策的に実施される中、小児科外来診療料を算定している保険 医療機関では、在宅で療養する難病等の状態にある小児に対して定期的な訪問が必要であっても、何らかの在宅療養指導管理料を算定していない場合、在宅患者訪問診療料・在宅時医学総合管理料の算定は認められず小児科外来診療料に包括されてしまうため、大変不合理である。在宅で療養する6歳未満の小児患者については、訪問診療を行う場合は在宅療養指導管理料の算定の有無に係らず、在宅時医学総合管理料、在宅患者訪問診療料、その他出来高算定を認めるべきである。

③ 小児科外来診療料の算定において、在宅療養指導管理料を算定している患者(他の医療機関で算定している患者を含む)は算定できないとする規定について、「他の医療機関で算定している患者を含む」は削除し、自院での併算定のみを不可とする規定とすること。

要求理由 | 他院で在宅療養指導管理料を算定しているかどうかは、必ずしも確認ができないため。

[Ⅱ-2-(26)] 外来腫瘍化学療法診療料について(B001-2-12)

① 「担当者の24時間院内配置」について緩和すること。

要求理由

近年無床診療所においても外来腫瘍化学療法を扱う医療機関が増えつつある。病院と変わらない体

制を整えた医療機関において担当者の24時間院内配置が問題となっている。オンコールや緊急時の受入医療機関との連携を要件に当該要件の緩和を求める。

なお、現在事務連絡で外来腫瘍化学療養診療料2については既存の外来腫瘍化学療法実施医療機関について、一部当該基準が緩和されているが、外来腫瘍化学療法診療料1においても緩和されるとともに、新規参入医療機関が届け出ることができる要件を求める。

② 外来化学療法又は治療に伴う副作用と関連のある傷病に対して自己注射の指導管理を行う場合でも在宅自己注射指導管理料と併算定できるようにすること。

要求理由

事務連絡により、外来化学療法又は治療に伴う副作用と関連のない傷病に対する自己注射の指導管理を行う場合は在宅自己注射指導管理料を併算定できるとの解釈が出されている。しかし、抗がん剤治療に含まれるステロイドにより糖尿病発症や増悪する場合があり、インスリン投与、血糖の自己測定が必要になる患者がいる。化学療法又は治療に伴う副作用と関連のある傷病に対する指導管理であったとしても、在宅自己注射指導管理料を併算定できるようにしてもらいたい。

[II-2-(27)] ニコチン依存症管理料(B001-3-2)の「1」と「2」を「1」に一本化すること。

要求理由 ニコチン依存症に対して行う指導管理内容が変わらないにもかかわらず、算定タイミング の区別という医療機関側の都合で点数を異にしているのは点数表上奇妙である。点数を一本化し、算 定・請求上の混乱をなくすべきである。

[II - 2 - (28)] 臍ヘルニア圧迫指導管理料(B001-8)について、B001-2小児科外来診療料との併算定を認めること。

要求理由 臍ヘルニア圧迫指導管理料の対象となっている1歳未満を主に診療する小児科においては 小児科外来診療料を算定するケースがほとんどであり、小児科外来診療料を算定している場合であっても当管理料の算定を認めるべきである。

[II-2-(29)] 療養・就労両立支援指導料(B001-9)の対象疾患に「うつ病をはじめとした精神疾患」、「発達障害」を加えること。

要求理由 「うつ病をはじめとした精神疾患」、「発達障害」についても、就労と療養の両立に関する 指導が必要であり、対象疾患に加えるべきである。

[II - 2 - (30)] 退院時共同指導料 (B004・B005) について

① 在宅への退院を前提に退院時共同指導を行った場合は、死亡退院等の如何にかかわらず 算定できるようにすること。

要求理由 退院後の在宅医療を予定していても、患者が亡くなってしまう場合もある。死亡退院の場合には算定できないので、病院に出向いて共同指導を行っても結果として算定できない場合があり、

不合理である。

② 患者の家族等退院後に患者の看護を担当する者に対して指導を行った場合にも算定できるとされているが、退院時共同指導料は入院中 1 回の算定となっていることから、別に算定できるようにすること。

要求理由 現状では、患者の退院前に、家族等から退院後の在宅医療提供に関する相談があった場合 に、併せて算定できない。患者が入院医療機関から退院する前に、家族等に対して療養上の指導及び 相談対応を行った場合は併せて算定できるようにすべきである。

[II - 2 - (31)] 認知症療養指導料 (B005-7-2) の3について、6カ月の算定制限を外すこと。

要求理由 高齢化がますます進展する中、認知症患者が、日常的に診療を受ける医療機関の医師より、認知症に関する専門的な知見に基づいて継続的に療養管理を受けるための基盤整備が一層求められる。

上述のような医療機関の医師による認知症患者への継続的な療養管理への評価としては認知症療養管理料3が設定されているが、最長で6カ月間しか算定出来ず、実態に見合ったものとは言えないため、算定期間の制限を外すべきだ。

[II - 2 - (32)] 外来排尿自立指導料(B005-9) について

- ① 入院中に A251排尿自立支援加算を算定していた者が退院後別の医療機関でケアを実施する場合も対象とすること。
- ② 施設基準を緩和したうえで算定できるようにすること。

要求理由 現行の要件では、自院に入院中に A251排尿自立支援加算を算定していた者が、当該医療機関の外来で引き続き排尿ケアを実施した場合のみ算定可能とされ、退院後別の医療機関がケアを実施する場合には算定できない。医療連携促進のためにも、入院医療機関が作成した排尿ケア計画に沿って、退院後の治療を担う医療機関がフォローを行う場合も算定可能にすべきだ。また、現在の施設基準は排尿ケアチームの設置など、一般の診療所には厳しいものであり、併せて基準の緩和も必要である。

[II - 2 - (33)] 過活動膀胱の行動療法に係る指導の評価について、B001・13在宅療養指導料と同様に看護師の一定の指導時間等を要件に指導料を新設すること。

要求理由 過活動膀胱の行動療法等(生活指導、膀胱訓練、骨盤底筋訓練等)について、数十分単位 での看護師の指導時間が生じるとの声が寄せられている。有用な指導であるが、看護師等スタッフの 負担にもなっており、B001・13在宅療養指導料と同様に看護師の一定の指導時間等を要件に新設することを求める。

[II-2-(34)] 薬剤総合評価調整管理料(B008-2) について、内服薬の減薬のみを評価するのではなく、薬剤の調整及び説明を行った場合を評価する点数に改めること。

要求理由 保険医療機関に対して減薬推進を訴える国の取組み自体を否定するものではないが、そも そも医師は患者に対して計画的な医学管理、必要な服薬管理等を行っており、こういった医師の診療 に係る技術を評価しようとするのであれば、まず初・再診料や外来管理加算の引き上げを行うのが本筋である。減薬のみを取り上げて管理料を設定するような手法は、患者と真摯に向き合っている医師 の診療行為自体を貶めるものである。評価するのであれば減薬のみではなく、薬剤の調整及び説明を 行った場合と改めるべきである。

[II - 2 - (35)] 診療情報提供料(I)(B009) について

① 医療機関の主治医と学校医等が同一の場合や、小児科外来診療料の算定患者には算定できないなどの算定制限を緩和すること。

要求理由 2022年度改定で、食物アレルギー患者(18歳年度末まで)に対する「生活管理指導表」を 学校医等へ交付した場合、診療情報提供料(I)が算定できるようになったが、医療機関の主治医と 学校医等が同一の場合は算定できない、小児科外来診療料の算定患者には算定できない、など制限が 多い。小児科医が少ない地域では、1人の小児科医で、近隣地域の学校医や園医を多数引き受けている現状がある。また学校にとって子どもの食物アレルギーを把握することは、子どもを守るために必要なことである。保険適用となったにもかかわらず、「生活管理指導表」を記載しても何も算定できないことは不合理である。

② 次の場合でも算定できるようにすること。

- ・学校医等に診療情報提供を行う場合の診療情報提供料の算定対象を、小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、医療的ケア児・アナフィラキシー既往歴患者・食物アレルギー患者に限定せず、情報提供が必要な患者には幅広く算定できるようにすること。小児慢性特定疾病医療支援の対象患者については、受給者証の交付がなくても医師の判断により該当し得ることを明らかにすること。
- ・就労支援事業所宛てなど、障害福祉サービスの提供に係る情報提供を行った場合も算定できるよう にすること。

[II-2-(36)] 非がん疾患に対する緩和ケアの指導管理を評価した点数を新設すること。

要求理由

緩和ケアの指導管理に係る評価として、B001・24外来緩和ケア管理料やC108在宅悪性腫瘍等患者 指導管理料などが設けられているが、算定対象者の範囲が狭いことや、緩和ケアチームの設置等の施 設基準が厳しい等、一般の医療機関では算定が困難である。

昨今、慢性閉塞性肺疾患や慢性心不全等、非がん疾患の患者が緩和ケアを必要とするケースは増加している。呼吸器症状の緩和ケアにおいてはオピオイドやコルチコステロイド等の薬物療法の他、送風や酸素療法等の非薬物療法も有効とされており、治療方法は多岐にわたる。その他、せん妄の予防や鎮静等も必要性が高く、緩和ケア医療における指導管理の負担は大きい。

非がん疾患における緩和ケア医療のニーズが高まっている現状をふまえ、無床診療所で実施されている、非がん疾患を対象とする緩和ケアの指導管理を評価するべきである。

【在宅医療】

[II-2-(37)] 第2部〈通則〉「第1節在宅患者診療・指導料」について、訪問診療又は往診と訪問看護・訪問リハビリの同一日の算定制限を廃止すること。

要求理由

- ① 訪問看護は主治医の医学的判断に基づき、専門職を訪問させて必要な医療上のケアを行わせることを評価した点数項目である。訪問診療・往診と同時に行われるのでない限り、同一日であっても別途算定できるようにする必要がある。
- ② 末期の悪性腫瘍や急性増悪等、患者の状態によって訪問診療あるいは往診の後で訪問看護を行うことが必要になるが、このような場合に訪問看護の費用が算定できないのであれば、重症患者への適切な在宅医療の提供が困難となり、患者に不利益をもたらす。
- ③ 訪問診療または往診を行う保険医療機関と訪問看護ステーションによる訪問看護の同一日算定が制限されているが、患者毎の病態に対応できない実態を無視した取扱いは改める必要がある。

[川-2-(38)] 在宅療養支援診療所等の施設基準等について、下記の改善を行うこと。

① 在宅療養支援診療所・支援病院に係る「看取り」等の実績要件を廃止するとともに、在 宅療養支援診療所以外の診療所の評価を大幅に引き上げること。

要求理由 患者・家族のニーズに応えて真摯に在宅医療に取り組む保険医は、支援診療所に実績要件が課される以前から、当然、必要に応じて患者の看取りを行ってきている。「患者の看取り数(死亡数)」を実績要件として施設基準を満たすことに対し、現場の多くの医師は指標として不適切という思いを抱いている。「看取り件数」については、全ての支援診療所等の要件から撤廃すべきである。また、このような実績要件を以って「強化型」等の在宅療養支援診療所を設定し、保険医療機関間の点数格差を生じさせるのではなく、今まで地域で必要な在宅医療を提供し、患者の看取りを行ってきた保険医療機関の評価こそ適正に引き上げるべきである。

② 強化型(連携型)について連携保険医療機関毎に実績要件を課すことはやめ、2014年改定前の取扱いに戻すこと。また、実績期間についても、年度単位でカウントする方法にあらためること。

要求理由 連携型における医療機関毎の実績要件の導入は、グループ内で看取り・緊急往診・病床確保等の各機能を分担して質の高い在宅医療を提供してきた現場の努力を無視し、またチームで在宅を担う人材を育ててきた努力も無駄にさせたものであり、これまでの国による在宅医療推進の方向性とも矛盾している。強化型支援診療所(単独型・連携型)の施設基準は2014年改定以前に戻すべきである。また、少なくとも病床を有する保険医療機関については「緊急時の病床確保」が連携内での主要な役割である点を十分に踏まえ、看取り及び医学管理2件・緊急往診4件の実績要件は外すべきである。実績期間についても毎月スライドして満たさなければならないカウント方法は非常に煩雑であり、現場に負担をかけている。例えば、年度単位でカウントする等の変更を行うべきである。

[II-2-(39)]強化型(連携型)在宅療養支援診療所・支援病院の施設基準に定められた月 1回の担当医師のカンファレンス、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当 者会議、病院又は介護保険施設等で実施される他職種連携に係る会議について、ビデオ通

話を用いた場合を認めること。

要求理由 退院時共同指導料において、今次改定にてビデオ通話での共同指導が可能となっていることからも、医療従事者間においてのカンファレンスは必ずしも対面でなくてはならないとは考えにくい。対面でのカンファレンスを規定している、2012年4月20日事務連絡にある当該規定は削除するべきである。

[II-2-(40)] 往診料 (C000) を大幅に引き上げること。

要求理由 高齢化の進行や地域包括ケア充実を求める患者・国民の声に応える上で、在宅医療の往診 需要も高まっている。また、新型コロナで自宅療養を往診によって支援した経験も重要である。在宅 医療充実のために往診料を大幅に引き上げるべきである。

[II-2-(41)] 往診料 (C000) の緊急往診加算、夜間・休日加算、深夜加算について、「従来型支援診と連携する保険医療機関の取扱い」を復活(新設) させること。

要求理由 往診料の緊急往診加算等については、2016年改定で休日加算が新設されたことは評価している。しかし、2012年改定時に、告示から「若しくはその連携保険医療機関」の文言が削除されたため、従来型の在宅療養支援診療所と連携する支援診以外の保険医療機関が支援診の医師の指示により緊急往診を行っても、緊急往診加算等について支援診の点数が算定できない取扱いは継続されたままとなっている。強化型ではないという理由で在宅医療に取り組んでいる保険医療機関の評価が引き下げられるのは不当であり、従前通り、従来型支援診と連携する支援診以外の保険医療機関も支援診の点数を算定可能にすべきである。

[II - 2 - (42)] C000往診料の緊急往診加算の「別に厚生労働大臣が定める時間」として「概ね午前8時から午後1時までの間とする」との記載を削除すること。

要求理由 現場では診療時間内であれば認められており、実態に合わない規定である。

[II-2-(43)] 在宅患者訪問診療料(C001)について、下記の改善を行うこと。

① 同じ診療内容であるにも関わらず、同一建物に居住する、訪問診療患者の人数のみによって点数が変わってしまう同一建物居住者の概念を廃止し、在宅患者訪問診療料は、全ての患者に対して一律888点の評価とすること。

要求理由 診療報酬の点数項目に、同じ診療内容であるにも関わらず、同一建物に居住する、訪問診療患者の人数のみによって点数が変わってしまう一物二価の評価体系を持ち込むことは、地域医療を守るために日々尽力している医師の評価を不当に落としめるだけでなく、同日に1人よりも複数人を診る方が、診療報酬(患者の自己負担額)が低くなること等について、患者に対し合理的な説明ができない点を国は認識せねばならない。在宅患者訪問診療料について「I」と「II」の区分および今次改定で新設された訪問診療料(I)の「2」を廃止するとともに、複数医療機関から訪問診療が必要となる場合は、各々の医療機関で算定できる取扱いとすること。そのほか、例外規定等の複雑な算定

要件も整理し、全ての患者に対して一律888点の算定とすべきである。一方で、訪問診療に係る悪質なビジネスについては、国の責任で別途規制に向けた対策を講じるべきである。

② 訪問診療料(I)の「2」について、「訪問診療を開始した日の属する月から起算して 6月(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く)を限度」、「月1回ま で」とする制限を撤廃すること。

要求理由 複数医療機関からの訪問診療が必要となる場合は、当該患者の疾患等によって、月1回の 訪問では疾病管理の質を保てないケースがある。例えば、泌尿器科との連携の際、「尿道カテーテル は2週間に1回の交換が必要。月1回だと敗血症のリスクが高くなり、危険」との指摘や、または、統合失調症や双極性感情障害など精神疾患の患者などで、月1回では病状把握ができないとの指摘が 寄せられている。また、慢性疾患や難病等、6カ月では治らない疾病の継続的な管理のために複数診療科の連携が求められるケースもある。患者の病態に応じて医療機関が柔軟に対応できるように、「訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月(別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く)を限度」、「月1回まで」とする算定制限は撤廃すべきである。

③ 在宅療養支援診療所・病院以外の在宅患者訪問診療料について、往診翌日の算定を認めること。

要求理由 在宅療養支援診療所以外の場合は往診翌日の訪問診療は算定できない扱いとなっているが、往診を行った翌日に訪問診療を要する事例がある。現在の取扱いは在宅医療の円滑な実施を困難にするものであり、在宅療養支援診療所・病院以外の保険医療機関についても改善すべきである。

④ 訪問診療を受ける前に通院していた保険医療機関からの訪問診療等については、16km 制限の例外として認めること。

要求理由 訪問診療等は、保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が16km 以内とされており、現状では最寄りの医院が16km を超える場合等の特別な事情がある場合のみ例外が認められている。しかし、患者が通っていた保険医療機関に病気や障害で通えなくなった時に、当該保険医療機関から患者宅に訪問することは、医療の継続性から必要なことである。

⑤ 訪問診療料の算定に当たり、「診療時間」と「診療場所」の診療録への記載義務を廃止 すること。

要求理由 「診療時間」と「診療場所」は、そもそも診療録に記載すべき患者の医学的所見とは関係がない。こうした記載項目が、訪問診療を行う患者を多く抱える現場の医師にとって負担になっている点も踏まえ、患者の医学的所見と関係のない項目の診療録への記載義務は廃止するべきである。

- ⑥ 強化型支援診、強化型以外の支援診に限らず、地域で医療機関同士が連携している場合 の要件として、以下の内容を認めること。
 - 1) 在宅ターミナルケア加算の要件である2回以上の往診又は訪問診療の回数に、連携医療機関による訪問回数をカウントできるようにすること。
 - 2) 主治医が看取りについて患者又は家族への説明と同意を行ったが、結果的に連携医療機関が看取った場合に、連携医療機関で看取り加算を算定できるようにすること。

要求理由 地域で医療機関が連携して在宅医療の体制を整えるにあたって、地方では、支援診(強化

型含む)の届出を行えるほどのマンパワーがないのが実情である。支援診(強化型含む)に限らず、 連携して対応にあたっている医療機関に対する要件を整えるべきである。

[II-2-(44)] 在宅ターミナルケア加算(C001の「6」、C001-2の「5」) について、下記の改善を行うこと。

① 加算の評価を適正に引き上げること。

要求理由 2012年改定において、在宅ターミナルケア加算に含まれていた看取りの評価を分割し、在 宅ターミナルケア加算と看取り加算に再編されたが、支援診・支援病において両加算を算定する場合 に点数が引き下げられている。国として在宅における看取りを重視している以上、これらの加算を正 当に評価するべきである。

② 往診料の加算としても新設し、往診のみで対応している事例でも算定できるようにする こと。

要求理由 2022年の診療報酬改定に向けた中医協議論では、厚労省が「医師が訪問診療の計画のために往診のみを行っている期間があり、計画を立てた初回の訪問診療までに看取りに至った場合」や、「月1回の訪問診療を行っている患者の訪問診療の予定日前に状態の急変があり、往診を行ったがそのまま看取りとなった場合」に算定できない事例の不合理を指摘している。

結果として患家での2回の診療がいずれも往診であった事のみを以て加算が算定できないのは不合理である。

③ 酸素療法加算の評価を適正に引き上げること。

要求理由 在宅酸素療法を行う場合、使用機器の設置等については医療機関から業者に依頼することになる。現状、業者への支払は月額で3万円~3万5,000円ほどとなっており、酸素療法に必要な機器等の費用を診療報酬でカバーできていない。市場価格を調査した上で保険点数との乖離を解消する点数設定とすべきである。

[II-2-(45)] 看取り加算(C001-7)について、下記の改善を行うこと。

① 加算の評価を適正に引き上げること。

要求理由 2012年改定において、在宅ターミナルケア加算に含まれていた看取りの評価を分割し、在 宅ターミナルケア加算と看取り加算に再編されたが、支援診・支援病において両加算を算定する場合 に点数が引き下げられている。国として在宅における看取りを重視している以上、これらの加算を正 当に評価するべきである。

② 往診料の加算としても新設し、要件を療養上の不安等を解消するための説明を行い、同意を得ることに限ること。

要求理由 終末期の患者が自宅で最期を迎えるために退院する際は、看取りまで往診のみで対応する ケースや、死亡の間際に患者が病院に救急搬送されるケースも少なくない。

事前に患者又は家族等に対し療養上の不安等を解消するための十分な説明を行っても、在宅患者訪問診療料の算定がないことや患家で看取らなかったことにより、加算(3,000点)を算定できないの

は不合理である。同意のみを要件とし、往診のみで対応した場合や、自宅以外で死亡した場合などでも算定できるようにするべきである。

[II-2-(46)] 在宅時医学総合管理料等(C002) について、下記の改善を行うこと。

① 在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料を一本化し、単一建物診療患者数の概念を廃止したうえで、最も高い点数に一本化すること。

要求理由 在宅患者に対する医学管理料は、患者の居住場所により在宅時医学総合管理料と施設入居時等医学総合管理料に区分されているが、療養計画や管理内容は、当該患者の居住場所によって変わることはない。また、単一建物診療患者の人数によって点数が区分されているが、同じ建物に複数の患者がいることで、個々の患者の医学管理内容が変わるわけではない。

同様に療養を給付しているにもかかわらず、当該患者以外に診療(医学管理)をする患者がいるかどうか、又その人数が多いかどうかで算定点数が異なることについては、患者にも理由を説明できず、不合理である。「単一建物診療患者数」の概念は、即座に廃止すべきである。

② 投薬や処置に係る費用の包括を止めること。

要求理由 当該管理料が在宅における医学管理を評価した点数であるならば、医師による処置や投薬 に関する点数を包括すべきではない。実際の処方や処置行為にあわせて、投薬及び処置の費用は別途 算定できるようにすべきである。

③ 在宅時医学総合管理料への在宅寝たきり患者処置指導管理料の包括を止め、別途算定できるようにすること。

要求理由 当該管理料には在宅療養指導管理料のうち在宅寝たきり患者処置指導管理料のみが包括されているが、在宅時医学総合管理料は在宅で療養する患者に対する基本的な管理料であり、個別の技術である指導管理料を包括するべきではない。

④ 訪問診療の回数に「往診を含む」とした2014年改定以前の取扱いに戻すこと。

要求理由 月2回の訪問診療を予定している場合でも、現実には、そのうちの1回が往診となること が少なからずあるため。

⑤ 在宅時医学総合管理料の算定医療機関と異なる医療機関において、異なる疾患の管理・ 指導を行った場合の特定疾患療養管理料等の算定を認めること。

要求理由 専門的な指導や管理を評価した医学管理等について、他医療機関との併算定を禁止すれば、患者が必要な専門的治療を受けられなくなる可能性がある。実際に、脳梗塞後遺症の患者で在宅時医学総合管理料を算定している患者が、喘息を発症し呼吸器専門の医療機関で一定期間の治療が必要な場合、呼吸器専門の医療機関では特定疾患療養管理料が算定できない。複数の医療機関により医学管理等が必要な患者については、それぞれ本体の管理料の算定を認めるべきである。

⑥ 在宅時医学総合管理料や在宅療養指導管理料について、月途中に担当医療機関が変更された場合、紹介元医療機関と紹介先医療機関がそれぞれ算定できるようにすること。

要求理由 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料は、患者に対して「主として診療を

行っている医師が属する1つの医療機関」で算定することとなっており、在宅療養指導管理料も「主たる指導管理を行っている保健医療機関において」算定すると規定されている(退院患者の管理を診療所が引き継ぐ場合はレセプトにその旨を記載すれば算定できる)。

他医療機関で当該点数を算定していることの確認は全て保険医療機関に委ねられており、確認を怠ると「合議で請求する」ようそれぞれの医療機関に返戻されている。患者の転居等で月途中に紹介されてきた場合、紹介元医療機関で管理料を算定していると紹介先医療機関では点数を算定できず、紹介元の医療機関との合議対応といった事務作業に追われる、合議の相談ができず、何も算定せずに持ち出しとしているところもあり、極めて不合理である。

月の途中に紹介がされた場合は、紹介元医療機関と紹介先医療機関とでそれぞれ算定できるように するなど、転院による赤字や医療機関同士のトラブルが起こらないような対応が必要である。

[II - 2 - (47)] 救急搬送診療料 (C004) について、自院入院患者を他院に搬送した場合の算定要件を緩和し必要な全てのケースで算定できるようにすること。

要求理由 自院入院患者の容体急変などの場合があるため、医師の同乗について評価すべきである。 22年改定で例外的に算定できるようになったが、要件が厳しく、算定できないケースが多い。医師が 必要と判断し同乗した場合には全て算定できるようにするべきである。

- [II-2-(48)] 在宅患者訪問看護・指導料(C005)について、下記の改善を行うこと。
- ① 介護保険の訪問看護は医療保険に戻すこと。それまでの経過措置として、介護報酬において以下の改善を行うこと。
 - 1)介護保険の訪問看護は区分支給限度額が設定されたサービスから除外すること。
 - 2)介護保険の訪問看護費について、特別管理加算の給付対象となる厚生労働大臣が定める状態にある患者や在宅での注射が必要な患者については、医療保険の訪問看護の対象とし、訪問回数の制限を行わないこと。
 - 3) 厚生労働大臣が定める疾患の患者以外の患者であっても、退院後2~3カ月は医療保険の訪問看護の回数制限のない対象者とすること。

要求理由 医療が必要な患者に対する訪問看護は、医療保険で給付すべきである。

② 訪問回数の制限を受けない別表第八に掲げる患者であって、要介護被保険者等の患者については医療保険の在宅患者訪問看護・指導料(同一建物居住者訪問看護・指導料)が算定できるようにすること。

要求理由 別表第八に掲げる患者に関しては、訪問回数の制限がなくなったが、要介護被保険者等の場合は当該状態だけでは医療保険の対象とならない。難病等の回数制限を受けない患者と同様に、別表第八の患者については当然医療保険の訪問看護の対象とすべきである。

③ 同一月に複数の訪問看護提供施設からの訪問看護が行えるようにすること。

要求理由

1) 在宅医療の推進には訪問診療や訪問看護の連携が不可欠であるが、訪問看護を行える体制が十分とはいえない現状では、必要な訪問看護が柔軟に実施できるように制限をなくすべきである。

- 2) 当該保険医療機関からの訪問看護と訪問看護ステーションからの訪問看護の同一月の併施、2つの訪問看護ステーションによる同一月の訪問看護の併施、当該保険医療機関の訪問看護から月の途中で訪問看護ステーションの訪問看護へ移す場合等、当該保険医療機関と特別の関係にある訪問看護ステーションを含め、末期の悪性腫瘍や難病患者以外の患者に対しても、このような形態での訪問看護を認める必要がある。
- ④ 訪問看護に係る頻回訪問の「限度日数」を撤廃し、医師の判断の下、必要に応じて実施できるようにすること。

要求理由 頻回訪問の必要性及び訪問日数はあくまでも患者の容態によるものであり、急性増悪、終末期等以外でも患者の状態を踏まえ頻回訪問が必要なケースがあることから、頻回訪問の14日間を限度とする規定は撤廃すべきである。

⑤ 長時間訪問看護・指導加算の対象に別表第七(末期の悪性腫瘍、難病など)に掲げる患者を追加すること。

要求理由 難病などの患者については、長時間の訪問看護が必要な場合も多いため、別表第八と同様 に加算が算定できるようにするべきである。

- [II 2 (49)] 在宅患者訪問点滴注射管理指導料(C005-2) について、下記の改善を行うこと。
- ① 在宅患者訪問点滴注射管理指導料の「週3日以上」という要件を撤廃し、たとえ週1日であっても患者に対する訪問点滴が必要な場合には、同管理指導料を算定できるようにすること。

要求理由 点滴注射の必要があると医師が判断した場合は、日数要件を設けることなく在宅患者訪問 点滴注射管理指導料を算定可能とすべきである。

② 在宅患者訪問点滴注射管理指導料について、対象を点滴注射だけに限らず、皮内、皮下・筋肉内注射や静脈内注射について訪問を行う看護師等に対して必要な管理指導を実施した場合にも算定できるようにすること。

要求理由 在宅の現場では、皮内、皮下・筋肉内注射や静脈内注射も頻繁に実施されているにも関わらず、在宅患者訪問点滴注射管理指導料の対象となる手技が点滴注射のみに実施されることは不合理である。

③ 週1回の算定ではなく、実施日毎に100点を算定できるようにすること。

要求理由 現行の週1回100点の算定では、1週間に複数回点滴を実施する場合等、留置針や点滴回路の費用だけで逆ザヤになってしまう。医師の指導管理に係る評価が適切に行われているとは言い難く、在宅医療の継続を困難にしている。実施日毎(1日毎)に当該管理料を算定できるようにすべきである。

[II-2-(50)] 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料(C006)の点数を引き上げること。

要求理由 在宅患者訪問リハビリテーションの実施に当たっては、患者の病状、患家の家屋構造、介護力等を考慮しながら、医師の診療に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させてリハビリテーションの観点から療養上必要な指導を実施することが必要になるが、実施内容に対して点数が低すぎるため、点数を引き上げるべきである。

「II - 2 - (51)] 第 2 節第 1 款在宅療養指導管理料の通則について、下記の改善を行うこと。

① 複数の保険医療機関での在宅療養指導管理料の算定制限を撤回し、それぞれ在宅療養指導管理料の算定を認めること。

要求理由 複数保険医療機関での在宅療養指導管理料の算定制限は、患者の病態により専門の複数医療機関が対応することも多いという現場の実態にそぐわない。これでは複数の疾患を有する重症患者の在宅療養はますます困難になる。在宅医療を後退させる告示を撤回し、複数の保険医療機関でそれぞれ在宅療養指導管理料の算定を認めること。患者が他医療機関での受診を申告せずに複数医療機関で算定した場合は、医療機関に非がなくとも返戻となり、医療機関間での合議精算等の対応が非常に手間となっている。

② 同一の保険医療機関において、同一患者に対して複数の在宅療養指導管理を行った場合は、主たる指導管理料と併せて従たる指導管理料について一定の評価を設けること。

要求理由 在宅療養指導管理料は、それぞれの目的や管理内容、機材の使用方法・注意点等が異なることから、複数の指導管理が必要な場合に主たる指導管理料のみの算定とする取扱いを見直す必要がある。

[II-2-(52)] 在宅自己注射指導管理料(C101)について、下記の改善を行うこと。

① 在宅自己注射指導管理料について、自己注射の回数による点数設定を廃止し、2014年診療報酬改定前の点数設定に戻すこと。初月から処方薬の注射回数に合わせて算定できるようにすること。

要求理由 2014年以前の点数設定と比較して「月28回以上の場合」は70点、「月27回以下の場合」は 170点も引き下げられている。患者に対する指導、効果判定、副作用等に関する管理は、患者の自己 注射の回数に関わらず必要である。当該管理料の引き下げは不当であり、元の水準に戻すべきである。患者が行う自己注射の回数で医師が行う指導管理の点数を区分すべきではない。

また、指導管理料算定初月は、指導の日から月末までの注射回数に合わせて算定することとなるが、患者の次回来院日やそれに応じた処方期間及び注射回数と食い違いが生じ不合理である。初月であっても処方薬の注射回数に応じた算定ができるよう改善すべきである。

② 在宅自己注射指導管理料の算定要件とされている「在宅自己注射の導入前に、入院又は 2回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間をとり、十分 な指導を行った場合に限り算定する。」という通知を撤回し、医師の判断により自己注射 を開始できることを明確にすること。

要求理由 「在宅自己注射の導入前に、入院又は2回以上の外来、往診若しくは訪問診療により、医師による十分な教育期間をとり、十分な指導を行った場合に限り算定する。」という規定を算定要件

から外すべきである。在宅自己注射の導入前に、十分な教育期間を取り、指導を行う必要性は認めるが、患者の病態や理解度には個人差があるため、そもそも算定要件とすべきではない。

臨床の現場では、初回来院時にかなりの高血糖を来し、全身状態が悪い患者がいる。直ちに入院して、全身管理を行いながらインスリン注射を導入できればよいが、入院がどうしてもできない事情の患者もいる。産婦人科から紹介された妊娠糖尿病の患者は、受診当日にインスリンを導入しなければならない場合もある。自己注射の導入にあたっての教育期間や指導頻度については、患者の病態や理解度等を勘案して、医師の判断で導入できるようにすべきである。また、近年のデバイスの進化は著しく、使用方法が簡便化したことによって、1回の指導で十分実施可能と判断できるケースもある。実際の理解度を無視して指導回数が固定化されているために、本来不必要な診療が生じることもある。

③ 在宅自己注射指導管理料 (C101) について、自己注射導入前における当該薬剤については算定できるようにすること。

要求理由 自己注射開始前に医師が注射した薬剤料まで包括となるのは不合理である。とりわけ、高額薬剤の場合などは医療機関の負担が大きくなる。例えば、自己注射開始前に外来で高額薬剤「デュピクセント」を注射、同月に在宅自己注射指導管理料を算定したところ、外来で注射した「デュピクセント」が査定された事例がある。

④ 在宅自己注射指導管理料の導入初期加算について、一般的名称の変更で算定できる従前 の取扱いに戻すこと。

要求理由 2020年度診療報酬改定にて、導入初期加算の薬剤変更時の算定は別表第9に掲げる注射薬に変更があった場合に限られることとなった。しかし、同じインスリン製剤でも、速効型、持続型、混合型等により自己注射の実施、血糖自己測定のタイミングが異なり、改めて指導が必要となる。

⑤ 「在宅血糖自己測定指導料」を新設し、インスリン自己注射を行わず、服薬のみの患者 に対しても血糖自己測定の費用の算定を認めること。

要求理由 現在、生活習慣病管理料において、インスリン非使用の2型糖尿病の患者に血糖自己測定値に基づく指導を行った場合、年に1回に限り500点の加算算定が認められているが、継続的に使用できないなどの理由で、実際にはあまり行われていない。しかし、血糖コントロールがなかなか改善していない場合や治療薬を変更した直後などに一定の期間を設けて集中的に血糖を測り、生活習慣の点検、見直し、治療効果の確認などに役立てることは非常に有意義である。

⑥ 血糖自己測定器加算(C150)と同様、注入器加算(C151)、注入器用注射針加算(C153)についても「3月に3回」算定可能とすること。

要求理由 血糖自己測定器加算 (C150) が「3月に3回」算定可能とされているにも関わらず、同様の対象患者が想定される、注入器加算 (C151)、注入器用注射針加算 (C153) では同様に算定できないのは不合理である。これらの加算に関しても「3月に3回」算定可能とすべきである。

⑦ 血糖自己測定器加算 (C150) の「月90回以上測定」「月120回以上測定」について、2型糖尿病で1日4回以上の自己注射を指示した場合であっても算定できるようにすること。

要求理由 現状では「月90回以上測定」「月120回以上測定」については、「1型糖尿病・膵全摘後の患者」に限定されているが、基礎分泌能が低下した2型糖尿病患者については、1日4回の自己注射を指示する場合があり、「月60回以上測定」では医療機関の持ち出しになってしまう。算定要件を修正すべきである。

[II-2-(53)] 在宅酸素療法に係る評価について下記の改善を行うこと。

- ① 在宅酸素療法指導管理料 (C103) の算定要件について「高度慢性呼吸不全例のうち…」とする対象患者の限定を止めること。
- ② 酸素療法加算の評価について少なくとも酸素濃縮器等の平均的なレンタル価格と同等に 引き上げたうえ、他の酸素に係る材料加算とも併算定を認めること。

要求理由 現状、在宅医療において末期の悪性腫瘍患者への酸素療法に対する評価は、在宅酸素療法 指導管理料と酸素療法加算のみとなっている。しかしながら、在宅酸素療法指導管理料では、対象患 者が「高度慢性呼吸不全例のうち…」と限定されている。

他方、実態として、決して少なくない数の「『高度慢性呼吸不全例』に該当しないが継続的な酸素療法を要する末期の悪性腫瘍患者」が存在している点も報告されている。こうした患者が、上述の算定制限に伴って同管理料の対象外とされた結果、こうした患者への酸素療法に係る費用は、医療機関が持ち出しを行うという不合理な実態がある。

また、2018年改定で死亡月に在宅酸素療法を実施した場合の評価として、在宅ターミナルケア加算に酸素療法加算(2,000点)が新設されたが、こちらについても酸素濃縮器等のレンタル価格は高ければ月額4万円程度であり、現状の評価ではレンタル価格の約半分しか手当てされていない。また、同加算は他の酸素に係る材料加算(C157酸素ボンベ加算、C158酸素濃縮装置加算)と併算定することもできない。その結果、こちらも在宅酸素療法指導管理料と同様に一定、医療機関が持ち出しを行わざるを得ないのが実情である。

上述に示したとおり、在宅酸素療法に関する管理料や加算に係る算定要件や点数設定が現場実態と離れていることにより、必要な患者に在宅酸素療法を実施できないケースが出てくる事が懸念されている。医療機関の持ち出しが無いように、冒頭の要求①、②に記した改善を速やかに行うべきである。

[II - 2 - (54)] 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料(C105-3)について、下記の改善を 行うこと。

① 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理に用いる注入ポンプに係る評価を新設すること。

要求理由 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理においても、他の在宅療養指導管理料と同様に注入ポンプの使用が必要不可欠であるにも関わらず、同管理料には注入ポンプ加算に係る評価が存在しないのは不合理である。

② 「最初に算定した日から起算して] 年を限度」とする算定制限を撤廃すること。

要求理由 胃瘻造設され1年以上経過した後も、経口摂取への見込みがあり、それに向けて在宅での管理が必要な事例もある点を踏まえ、こうした一律な期間を用いた算定制限は廃止するべきである。

[川-2-(55)] 第2節第2款在宅療養指導管理材料加算について、下記の改善を行うこと。

① 気管切開患者用人工鼻加算について、中心静脈栄養法指導管理料の栄養管セット加算のように、加算で評価したうえで一定の個数以上は特定保険医療材料として算定できるようにすること。

要求理由 2020年8月31日付で出された通知により、喉頭摘出患者に対し、「人工鼻材料」が個数に応じて算定できるようになった。個数に応じた算定もしくは中心静脈栄養法指導管理料の輸液セット加算のように、加算で評価したうえで一定の個数以上は特定保険医療材料として算定するかたちとし、患者の容体に合う治療が行えるようすること。

② 中心静脈栄養法及び悪性腫瘍等指導管理を行っている患者に対し、それぞれの注入ポンプ加算を個別に算定できるようにすること。

要求理由 在宅医療において、中心静脈栄養法と在宅における鎮痛療法または悪性腫瘍の化学療法を 併施する患者がいる。それぞれ注入ポンプを使用するが、注入ポンプ加算は中心静脈栄養法の場合も 鎮痛療法等の場合も「C161注入ポンプ加算」を算定することとなっており、当該加算を算定できる のは月1回のみである。物品を実際に複数支給しているにもかかわらず、費用が回収できないのは問題と考える。

③ 死亡月の在宅療養指導管理材料加算の算定を認めること。

要求理由 診療前に死亡した場合、在宅療養指導管理材料加算は算定できないことがある(3月に3回既に算定している翌月に死亡した場合)が、酸素ボンベ等のレンタル料金は当月の指導実施の有無に関係なく請求されるため。

[II - 2 - (56)] 在宅人工呼吸指導管理料 (C107) の排痰補助装置加算 (C170 / 1,800点) を引き上げること。

要求理由 現場では、気道粘液除去装置カフアシストのレンタル料が1万8000円に消費税が加わり、 診療報酬1,800点よりも高い逆ザヤ状態となっている。現場の実態を踏まえ、保険医療機関が持ち出 しにならないよう、加算点数を適切に引き上げるべきである。

[II-2-(57)] 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における「在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算」(C171-2)等について、状況に応じて「3月に3回」を超えて算定できるようにすること。

要求理由 現在「3月に3回に限り算定できる」とされているが、3月に1回の受診で管理している 患者が、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定する予定月に入院等となった場合、「在宅持続陽圧 呼吸療法用治療器加算」等が算定できない月が発生することがあるため。

[II-2-(58)] 在宅経管栄養法用栄養管セット加算(C162) について、対象範囲を「在宅成分栄養経管栄養法、在宅小児経管栄養法又は在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者」に限らず算定できるようにすること。

要求理由 従来の算定対象である、在宅成分栄養経管栄養法、在宅小児経管栄養法又は在宅半固形栄養経管栄養法以外にも、例えば在宅寝たきり患者処置指導管理を実施下でのエンシュアリキッド等の未消化態タンパクを含む薬剤を使用した栄養処置(鼻腔栄養・経管栄養)の場合においても同様の管理が必要であり、なおかつ消耗品(栄養管は1本約100~150円、ボタン型胃瘻の接続チューブは1本約2,500円、フィーディング・アダプタは1個約2,400円など)が多いにも関わらず、これらの栄養処置に係る費用が管理料に包括されて算定出来ないのは不合理である。

[II-2-(59)] 在宅で皮膚欠損用創傷被覆材「真皮までの褥瘡」の場合でも算定可能とすること。

要求理由」在宅欄(⑭)で請求できる皮膚欠損用創傷被覆材の算定要件の1つが「いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合であって、在宅での療養を行っている通院困難な患者のうち、皮下組織に至る褥瘡(筋肉、骨等に至る褥瘡を含む)(DESIGN-R分類D3、D4及びD5)を有する患者の当該褥瘡に対して使用した場合」に算定できるとされており、ルール上は被覆材の「真皮に至る創傷用」は算定対象外となっている。しかし在宅医療の現場では皮下組織には至っていないが真皮までの褥瘡(DESIGN-R分類D2)の処置は珍しくはない。在宅で療養中の患者は、低栄養状態のため完治にある程度時間がかかることからも、「真皮に至る創傷」にも被覆材は必要である。

[Ⅱ-2-(60)] 特別養護老人ホーム等入所者の医療について、下記の改善を行うこと。

① 医療保険での算定の範囲を拡大すること。少なくとも、(1)特養入所者に対する医学管理等や施設入居時等医学総合管理料、在宅療養指導管理料に係る診療報酬は、算定できるようにすること、(2)配置医師が、担当する施設の患者に対して実施する、必要な通院治療の診察料に対しては、緊急時や急性増悪時でなくても算定を認めること。

要求理由 1990年代までの特別養護老人ホームは、疾病や障害、その他の理由により入所措置を必要 とする高齢者が、配置医師による健康管理などを受けつつ生活を送ることを目的とした福祉施設であった。医療必要度の高い高齢者は、入院医療が提供されていた。

しかしながら、その後、政府が「入院から在宅」へのスローガンの下で進めた、早期退院を促す政策の中で、それまで入院医療を要していた患者さんが在宅や福祉施設に移されることになった。このため、特養入所者等に対する医療の必要度は高まっている。

実際、特養入所者等の重症化が進み、容態の急変等が起こる中、24時間365日の対応を求められる 配置医師は、入院患者と同様の高度な対応が求められている。それにも関わらず、配置医師としての 評価は以前のまま放置され、診療報酬面でも現行の給付調整では、診察料から指導管理、在宅時医学 総合管理料、在宅療養指導管理料などの疾病に関する管理料の算定が原則認められない。その他、必 要な通院治療においても、初・再診料、特定疾患療養管理料など通常の請求も認められないなど問題 は多岐に渡り、早急な改善が必要である。

世界に類を見ない超高齢社会(定義:総人口に占める65歳以上の割合が21%以上)を迎えている我が国において、これ以上高齢者に対する療養の給付が制限されることの無いように、また医師が実施した医療行為が正当に評価されるように、実態に即した制度改善を図るべきである。

② 特養入所者に対する医療保険の看取り加算と、介護保険の看取り介護加算の双方の算定

を認めること。

要求理由 特別養護老人ホーム入所者に対する看取り加算については、特別養護老人ホームで介護保険の看取り介護加算(II)が算定されている場合は算定できない。国は「看取り」期における対応を重視しているわけであるから、双方が評価されてしかるべきである。

③ 短期入所生活介護の利用者に対する在宅患者訪問診療料について、急性増悪で一時的に 週4回以上の訪問診療が必要な患者については利用開始から30日を超えても算定できるようにすること。

要求理由 短期入所生活介護は本来30日以内の利用を想定したサービスではあるが、特養待機者が要介護3~5で25.3万人(うち約6割が在宅以外(=入院又は施設入所等))、さらに特例入所の対象者(要介護1又は2)で入所待機中が2.2万人(※2022年12月厚労省発表)で、実態として短期入所生活介護を長期にわたって利用せざるを得ない患者がいる。急性増悪で一時的に週4回以上の訪問診療を行っている患者については、特に通常の健康管理とは別に訪問診療計画に基づく管理が必要となることから、30日を超えても在宅患者訪問診療料等を算定できるようにすべきである。

[II - 2 - (61)] 介護老人保健施設入所者に係る診療料の施設入所者共同指導料について、診療所でも算定可能とすること。

要求理由 施設入所者共同指導料の現行の要件は、併設医療機関以外の病院で老健退所後の療養を担当する医師が老健施設の医師と共同して指導を行った場合に算定するとの形で算定可能な医療機関は病院に限られる。しかし、実態は老健退所後の患者は、病院に限らず、むしろ診療所の医師が療養を担当する場合が多く、診療所でも算定できるようすべきである。

[II - 2 - (62)] 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(宿泊サービスに限る)を受けている患者について、以下の改善を行い、自宅と同様の取扱いとすること。

- ① サービス利用開始後30日に限って在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料及び在宅 患者(同一建物居住者)訪問看護・指導料を算定できるとした取扱いを止めること。
- ② サービス利用開始前30日以内の訪問診療等の算定を必要とする取扱いを止めること。

要求理由

- ① 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスにおける宿泊サービスは、本来、介護をする家族等のレスパイトケア等を想定した一時預かりサービスではあるが、現実的には長期入所が必要であるにもかかわらず適切な施設に空きがない等の理由から、長期間にわたって当該宿泊サービスを利用せざるを得ない患者がいる。
- ② 介護の受け皿不足等のため、当該宿泊サービスを長期間にわたって利用せざるを得ない患者であっても、自宅等で療養する患者と同じく、定期的な訪問診療や医学管理を必要としている。末期の悪性腫瘍の患者に限らず、訪問診療等の日数制限を設けるべきではない。
- ③ 2015年の介護報酬改定において、小規模多機能型居宅介護費に「看取り連携体制加算」が新設されており、対象患者については、当然、保険医療機関からの訪問診療が必須となる。当該施設を看取りの場としても認めるのであれば、在宅患者訪問診療料の算定を利用開始から30日以内に制限するということは誠に不合理といえる。

- ④ 2020年改定で、退院日から宿泊サービスを利用する場合については緩和されたが、宿泊サービス利用開始前30日以内の訪問診療料等の算定要件も廃止すべきである。小規模多機能型居宅介護の通いサービスや訪問サービスを利用しつつ外来受診していた患者が、新たに宿泊サービスも利用することになった。この場合、状態の悪化等で通院困難な状態であったとしても、宿泊サービス利用開始前30日以内に在宅患者訪問診療料等の算定がなく、当該宿泊サービス利用中に訪問診療料が算定できない事態が生じている。
- [II-2-(63)] 医師の指示に基づき、当該医師の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が点滴又は処置を実施した場合の薬剤料、特定保険医療材料料、及び検体採取した場合の検体検査実施料の算定について、施設に配置されている看護師等も含まれることを明確化すること。

要求理由

- ① 医科点数表の初・再診料、在宅医療及び検査の通則において、医師の指示に基づき、当該医師の診療日以外の日に訪問看護ステーション等の看護師等が点滴又は処置を実施した際の薬剤・特定保険医療材料及び検査のための検体採取を行った場合の検体検査実施料が算定できるとされている。
- ② 通知「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」で規定されている配置医師のいる施設は、当該施設の看護師等が行った点滴又は処置等における薬剤料、特定保険医療材料、検体採取した場合の検体検査実施料が算定できるとされている。
- ③ 介護保険で医師又は看護師の配置が義務付けられている「特定施設」は、介護保険の訪問看護は行えず、医療保険の訪問看護も「医療保険と介護保険の給付調整」により制限を受けている。訪問看護が制限されている「特定施設」では、施設の看護師等による点滴や処置等が必要なケースがあるが、上記②の通知の対象ではないため、施設看護師等による点滴・処置等における薬剤料、特定保険医療材料料、検体検査実施料の取扱いが不明確である。
- ④ 2018年度診療報酬改定で施設入居時等医学総合管理料に新設された包括的支援加算は、「介護保険の特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態」の者も算定対象者としており、施設看護師等による処置等が実施されることを前提としているはずである。特定施設の看護師等が注射又は処置を行った場合の薬剤料や特定保険医療材料料は、初・再診料、在宅医療の通則により算定できることを明確化すること。

[II-2-(64)]介護老人保健施設入所者に対して投薬及び注射の費用を出来高で算定できるようにすること。

要求理由

① 介護老人保健施設入所者については、別に厚生労働大臣が定める薬剤以外の投薬・注射に係る費用は算定できないとされているが、近年は抗悪性腫瘍剤以外にもサムスカ、抗パーキンソン薬、抗凝固薬など高額な薬剤が増えており、施設の薬剤費負担が過大となっている。施設が薬剤費の持ち出しを避けようとすれば、これらの薬剤が必要な患者は入所できないか、必要な薬剤の投与の中止を求められるケースが報告されており、患者の受療権が侵害され、重大な人権侵害になりかねない。例えば、眼科の医療機関が処方を指示した薬が老健では採用されず、専門診療科の医師の意図した薬剤とは違うものが使用されることが多々あり、患者が診療科ごとの専門的な治療が受けられなくなる恐れ

がある。

② 病院から施設、在宅への流れの中で、急性期病院を退院後に直接在宅へ帰ることができず、老 健等の施設を経て在宅へ移行する患者が増えている。急性期病院で使用していた高額な薬剤を投与されたまま、施設へ転院してくる患者の薬剤費負担が施設に重くのしかかっている。

[II-2-(65)] 在宅医療で使用される薬剤料・特定保険医療材料料について、下記の改善を 行うこと。

① 購入価格が材料価格や薬価を上回らないよう、実態を把握・調査のうえ、措置すること。

要求理由 在宅医療の現場では、明らかに医療機関側の医療・衛生材料等の持ち出し部分が多く、経営を圧迫し、在宅医療の提供に対するモチベーションを下げている。こうした厳しい医療現場の実態を把握・理解したうえで、購入価格が材料価格や薬価を上回らないよう、措置した上で、医療上の必要に応じて請求できるようにすべきである。例えば、特殊カテーテル加算の併算定については、病態によっては数種類のカテーテルを使用する場合があり、例えば再利用型カテーテルと間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルを併用した場合では主たるものしか算定できず、片方は完全な持ち出しとなるため併算定を認めてもらいたい。

② 在宅療養指導管理料において、「含まれる」とされる処置、注射の費用について、薬剤 料及び特定保険医療材料は別途算定できるようにすること。

要求理由 在宅の特定保険医療材料や薬剤として請求できないものについては、別途請求できなければ、処置や注射が必要な患者ほど保険医療機関の負担が重くなるといった矛盾が生じる。例えば、在 宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者については、褥瘡に対する創傷処置として皮膚欠 損用創傷被覆剤を使用した場合に特定保険医療材料が算定できない。

③ 必要な医療材料費・薬剤費は包括扱いすることなく、特定保険医療材料等で別に請求できるようにすること。とりわけ、在宅医療で使用する頻度が高い医療材料等については、 在宅で使用する特定保険医療材料として保険請求できるようにすること。

要求理由 下記のような具体例が現場から報告されており、特に早急な改善を要する。

- 1) 在宅医療で使用する蓄尿バック(ウロバック等)、処置等に用いるディスポーザブルカテーテル、チューブ類、消毒薬等については、特に使用頻度が高く、特定保険医療材料として償還価格を設定することが必要である。
- 2) 在宅医療の部の皮膚欠損用創傷被覆材については、皮下組織に至らない場合でも算定できるようにする必要がある。
- ④ 医師の指示の下で看護師が行った注射の薬剤料についても、現場で必要とされるものは制限なく請求を認め、通知でも明確にすること。

要求理由 例えば現在はブドウ糖は在宅医療の現場で需要があるが、請求できる薬剤として明記されていない(電解質製剤に含まれる)ため請求できないとの誤解が生じている。また、血液凝固阻止剤や生理食塩水は在宅血液透析患者に対する使用や薬液の溶解や希釈に限定されているが、ヘパリンロック等の目的で広く使用されている。医師が必要と判断した注射は制限なく請求を認め、通知でも明

記するべきである。

【検査】

[II-2-(66)] 検査・処置等に障害のある方へ特別な対応を評価すること。

要求理由 生体検査や処置について、障害のある方に対し特別な対応が必要となる。歯科点数表には 「歯科診療特別対応加算」として、「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが 頻繁に見られ歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態」等の患者への対応が一定評価されて いる。医科でも特に生体検査や処置について特別な対応を評価するべきである。

[II - 2 - (67)] 外来迅速検体検査加算の要件から厚生労働大臣が定める検査という制限を外し、その日のうちに、結果も含めた必要な情報を患者に提供できた場合は、文書提供を実施した場合に限らず、外来迅速検体検査加算を算定できるようにすること。

要求理由 その日のうちに結果を提供できた場合に加算ができるようにすべきである。特にインフルエンザ、溶連菌、肺炎球菌、ロタウイルス、アデノウイルス、マイコプラズマ、トロポニンT、H-FABPなど小児高齢者の感染症治療判断や心筋梗塞の予後判定に決定的に重要な迅速検査でも算定できるようにすべきである。

[II-2-(68)] 生体検査につき、検査の難易度や検査にかかる時間、医師の技術料を評価して、汎用点数を引き上げること。

要求理由 生体検査は医師の技術によるところが大きく、現在の検査機器の価格に偏重した点数評価 を改めるべきである。

[II - 2 - (69)] 尿中一般物質定性半定量検査 (D000) について、「医療機関内で行った場合」 との規定を外し、在宅で行った場合でも算定できるようにすること。

要求理由 | 在宅医療でも行われており、医療機関内に限定する合理的理由もないため。

[II - 2 - (70)] 尿沈渣 (鏡検法) (D002) と尿沈渣 (フローサイトメトリー法) (D002-2) について、外部委託した場合においても算定できるようにすること。

要求理由 当該医療機関内においてしか算定できず、検査委託料がまったく医療機関の負担になって しまうため。

[Ⅱ-2-(71)] 造血器腫瘍遺伝子検査(D006-2)における、検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)または(Ⅳ)の施設基準を廃止すること。

要求理由 病院から紹介を受けた患者を継続的にフォローする場合に、造血器腫瘍遺伝子検査を実施 する必要があるが、検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ) または(Ⅳ)の施設基準が壁となり、必要な検査

にも関わらず算定できないという不合理な実態がある。一般的な診療所で同加算の(Π)、(Π) または (Π) の基準、特に人員面での基準を満たすことは難しい。また、2018年12月より医療法改正に伴って、院内で検体検査を実施する全ての医療機関に対し検体検査の精度管理が求められることともなっており、その点からすれば同検査では、この検査の施設基準がなくとも検査の質を保つことは可能であることからも、当該施設基準を廃止すべきである。

[II-2-(72)] 不妊治療で用いる染色体検査(D006-5)「2 その他の場合」について評価 を引き上げること。また、施設基準の緊急手術要件は廃止すること。

要求理由 D006-5 染色体検査「2 その他の場合」(2553点)について、助成制度で行われていた評価よりも引き下がり、持ち出しとなっているとの指摘が寄せられている。例えば、大阪府の助成制度でも5万円を助成しており、検査委託料は7万円程度だった。

また、施設基準において「緊急手術が可能な体制を有していること。ただし、緊急手術が可能な保険医療機関との連携(当該連携について、文書による契約が締結されている場合に限る)により、緊急事態に対応するための体制が整備されている場合は、この限りでない」とされているが、当該点数については流産後の吸引した検体を用いているため、施設基準について、緊急手術の要件は廃止すること。

[II-2-(73)] ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定性・定量・半定量(D008)について、不妊治療の妊娠判定を目的とする場合にも認めること。

要求理由 現在は異所性妊娠等の病名が付かなければ算定できないが、不妊治療での妊娠の早期診断 等にも有効なため。

[II - 2 - (74)] RSウイルス抗原定性、ノロウイルス抗原定性(D012「25」、「26」) のような感染力が強くかつ社会生活にも著しく影響を与える危険性のある感染症に関する検査については年齢制限を撤廃すること。

要求理由 RSウイルス感染症は「2歳までにほぼ100%の児が少なくとも1度は感染する」とされており、少なくとも1歳代で罹患することがあるため、小児科にとっては重篤な疾病との認識がある。また同様に、ノロウイルスについても感染力が強く、ひとたび感染が拡大すると、地域社会全般にも多大な影響をもたらす可能性が極めて高い。

ウイルス感染の早期発見並びに感染拡大による被害を最小化するためにも、これらのウイルス検査 については、年齢制限を撤廃すべきである。

[II - 2 - (75)] グロブリンクラス別ウイルス抗体価(D012「39」)同一ウイルスについて IgG 型ウイルス抗体価および IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合の算定制限を撤廃し、両方とも算定できるようにすること。

要求理由 グロブリンクラス別ウイルス抗体価について、同一ウイルスについて IgG 型ウイルス抗体価および IgM 型ウイルス抗体価を測定した場合にあっては、いずれか一方の点数を算定すること

となっているが、初回診察で確実な診断をするためには、ペア血清(IgG と IgM を両方検査)が必要となるため、状況に応じて両方算定できるようにすべきである。

[II - 2 - (76)] 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 (D017) について以下の改善を 行うこと。

① 点数を引き上げること。

要求理由 細菌顕微鏡検査は細菌培養同定検査と併せて原因菌を迅速に特定し、適切な抗菌薬を決定するなど、治療方針を立てるうえで重要な検査であり、経験と技術が問われる検査である。22年改定で若干引き上げられたが、依然、点数は低くさらなる引き上げを求める。

② 2箇所以上の請求を認めること。

要求理由 2020年改定で複数の部位について細菌顕微鏡検査を行う場合、同一菌種を疑うのであれば、それぞれの部位について算定できなくなったが、治療の妥当性を担保するためには積極的な検査が必要である。 2 箇所以上の請求を認めるべきである。

[II-2-(77)] 超音波検査で同日でも断層撮影法・口その他の場合で(1) 胸腹部、(2) 下肢血管、(3) その他をそれぞれ実施した場合に併算定可能にすること。

要求理由 別の部位で別の疾患を疑って実施しても同日だと主たるものしか算定できないのは不合理 である。

[II-2-(78)] 不妊治療で行う超音波検査は学会等の意見も踏まえ複数回行った際も認められるよう通知等で定めること。

要求理由 不妊治療が保険適用されたことにより、超音波検査は審査上制限が加わり自由診療で行っていた時よりも制限が多く、審査支払機関の裁量で減点されることがある。妊娠率を高めるためにも 複数回の超音波検査は必須である。学会などの意見も踏まえ必要な回数が認められるよう診療報酬で 規定すること。

[Ⅱ-2-(79)] 残尿測定検査(D216-2)について、下記の改善を行うこと。

- ① 算定対象について排尿障害を来す病状(疾患)に拡大すること。
- ② 対象疾患に、夜尿症・遺尿症を追加すること。
- ③ 「2 導尿によるもの」の点数を外来管理加算の52点以上に引き上げたうえ、「1 超音波検査によるもの」の点数も現状より更に引き上げること。

要求理由 「残尿測定」の算定病名が限定されているが、排尿障害の原因となる「尿道狭窄」「前立腺がん」「尿道結石」なども認め、対象を「排尿障害を来す病状(疾患)」にすべきである。また、同検査は外来管理加算の算定対象外であるが、特に「2」に関してはカテーテルを用いた手技や保険医療材料が必要であるにも関わらず、カテーテル費用は手技料に含まれている点などを踏まえると評価が著しく低いといわざるを得ない。「2」の点数を少なくともカテーテル費用を踏まえた水準にまで引

き上げたうえ、更にそれに従って「1」の点数も現状の55点より更に引き上げるべきである。小児患者で夜尿症・遺尿症と脊椎疾患からくる排尿障害との鑑別診断のために残尿測定を行う場合があるが、通知上対象疾患が「前立腺肥大症、神経因性膀胱、過活動膀胱」に限定されており算定できないため改善を求める。

[II - 2 - (80)] 経皮的動脈血酸素飽和度測定 (D223) について、局所麻酔時にも必要に応じて算定できるようにすること。

要求理由 一定量の麻酔薬を使用する局所麻酔により手術を実施した場合など、静脈麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を実施中の患者以外にも SpO 2 測定が医学的に必要な患者は多点も踏まえ、医師が必要と判断した場合は全て算定できるようすべきである。

[II-2-(81)] 終夜睡眠ポリグラフィー (D238) (携帯用装置を使用した場合) について、口腔内装置を製作した場合は、6月に1度の要件を廃止し、製作後早期に検査が算定できるようにすること。

要求理由 終夜睡眠ポリグラフィー(携帯用装置を使用した場合)について、「当該医療機関からの依頼により睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を製作した歯科医療機関から検査の依頼を受けた患者については、治療効果判定のため6月に1回を限度として算定できる」とされている。そのため、PSGにより睡眠時無呼吸症候群と診断し、歯科でマウスピースを製作した場合、歯科医療機関からの依頼によりPSGを実施しても、前回検査日(診断時の検査)から6月経過していないと査定されてしまう。製作した口腔内装置が正常に機能していなければ装着する意味がなく、その判定は製作後早期に行う必要がある。また、マウスピースを調整したり作り直したりした場合にも効果判定のために検査が必要となる。前回検査日から6カ月経過していなくとも算定できるよう改善を求める。

[II-2-(82)] 矯正視力検査 (D263) について、乳幼児加算を新設すること。

要求理由 小児の矯正視力検査は成人に比べ時間と労力を要する。他科の検査・処置等には乳幼児や小児加算があるにもかかわらず、眼科領域においての小児加算は、屈折検査(D261)における小児 矯正視力検査加算(35点)の加算のみであり、この場合矯正視力検査は算定できない。眼科は検査料が主たる診療報酬となることをふまえ、矯正視力検査の乳幼児加算の新設を求める。

[II - 2 - (83)] 色覚検査 (D267) について、色覚異常に関する患者・家族への長時間の説明 を評価し、点数を引き上げること。

要求理由 色覚異常について、学校検診でも希望者については調べられるようになったが、「異常」 という言葉が災いして子どもに悪影響を与えることがあり、説明書を渡して学校生活への影響、就職 先への制限など、子ども・親への丁寧な説明が求められ、時間を要するケースが多い。患者・家族への丁寧な説明と生活指導への対応を評価し、当該検査料を引き上げること。

[II - 2 - (84)] コンタクトレンズ検査料(D282-3)を算定した患者について、コンタクト

レンズ装用が続く限り初診料が算定できない取り扱いを廃止すること。

要求理由 一度コンタクトレンズを処方した事を理由に、他の疾患で新たに診察した際に初診料が算 定できないことは理不尽極まりない。この取り扱いは直ちに廃止すべきである。

[Ⅱ-2-(85)] ダーモスコピー(D282-4)の算定要件について下記の改善を実施すること。

① 有用である疾患について行った場合にも算定できるよう対象疾患を追加するとともに、 経過観察の目的で行った場合の4カ月に1回との算定制限を撤廃すること。

要求理由 ダーモスコピーは、悪性黒色腫、基底細胞癌、色素性母斑などの色素性皮膚病変の診断を目的で行った場合に、初回の診断日に限り算定することとなっている。しかし、悪性が疑われる場合など1カ月後以内の再検査が必要な時もあり、悪性度の高い色素性疾患は手遅れになると生命にも関わり、訴訟のリスクも高まる。4カ月に1回と算定を制限する現行の要件は、医学的・社会的にも不合理である。経過観察の目的で行った場合にも必要に応じて算定できるよう要件の見直しを求める。また、同検査は色素性皮膚病変以外の皮膚腫瘍(良性、悪性)など、様々な皮膚疾患、の鑑別や治癒判定にも有用と報告されている。エビデンスの認められる対象疾患は更に追加すべきである。

② 新たな別疾患に対して必要があって行った場合は、前回の実施から 1 月が経過していなくとも、別途算定できるように認めること。

要求理由 別部位・別疾患に対しての検査まで包括されるのは不合理である。

[II-2-(86)] 皮膚貼布試験、薬物光線貼布試験、最少紅斑量(MED)測定(D291)の点数を適正な水準に引き上げること。

要求理由 皮膚貼布試験、薬物光線貼布試験、最少紅斑量 (MED) 測定は、皮内反応検査などの項目とともに、21箇所以内の場合(1箇所につき)16点、22箇所以上の場合 (一連につき)350点とされている。しかし、皮膚貼布試験、薬物光線貼布試験、最少紅斑量 (MED) 測定の手技は、特殊、煩雑であり、検査に長時間を要する。また、判定には皮膚科学的専門性が必要不可欠である。したがって、皮膚貼布試験、薬物光線貼布試験、最少紅斑量 (MED) 測定を皮内反応検査などの項目と同列の点数とせず、例えば、特異的 IgE 半定量・定量 1 検体110点並みまで適正な引き上げを求める。

[II-2-(87)] PPE着用が必要な内視鏡検査等の点数を引き上げること。

要求理由 内視鏡検査時等に使用する PPE の費用について、従前より手術、内視鏡検査における感染症対策に対する評価がされていなかったことが、コロナ禍によって浮き彫りとなった。今後より一層の感染症対策が必要とされ、PPE 着用が必要な内視鏡検査や手術等の点数を引き上げること。

[II-2-(88)] 血液採取 (D400) について、検査の種類にかかわらず行った検体採取方法に基づく算定を認めること。

要求理由 末梢静脈が細く、何回か静脈からの採血を試みるも採取できず動脈血を採取して血液検査

を行った。理由をコメントして動脈血採取を算定したが動脈血を用いる検査でないとの理由で認められなかった。検査項目で一律に審査するのではなく、医師の裁量を認め、事情があって静脈血採血ができなかった場合等にも算定できるようにするべきである。

[II-2-(89)] 鼻腔・咽頭拭い液採取(D419の「6」)について、「疑義解釈資料の送付について(その2)(平成28年4月25日付)」の問19「1日につき1回の算定となる」との解釈を撤回すること。同一日に複数回採取し、複数種類の検査を実施した場合は、実施回数分の算定を認めること。

要求理由 点数表告示では「1日につき1回の算定となる」とは読み取れないにもかかわらず、事務 連絡で制限をかけるのは問題であった。特に小児科では、高熱(不明熱)がある場合、インフルエン ザ、RS ウイルス、アデノウイルス、ヒトメタニューモウイルス、溶連菌、マイコプラズマ、クラミジア等、複数の感染症を疑い、重症化予防のため迅速に診断する必要があることから検査することが ある。またインフルエンザを疑っている場合等、ワンエピソードで1日に2回採取・検査することも あり、その費用はその都度発生する。検体は使い回しすることもできないので、必要があり検体採取した場合の技術料は認めるべきである。

【画像診断】

[II - 2 - (90)] 他医撮影の CT・MRI フィルムにかかる診断料や内視鏡検査に係る診療報酬 の算定について、初診料を算定した日に限る旨の規定を見直し、再診時でも医学的に必要 があって診断をつけた場合は労災診療と同様に算定できるようにすること。

要求理由 CT・MRI の撮影依頼を他医に行った場合、撮影を行った医療機関では専門的な診断まで下すことができないこともあり、改めて自院で診断をつける必要がある場合も多い。再診の場合、診断をつけているにも関わらず、診断料が算定できないことは不合理である。

【投薬】

[II-2-(91)] 通則に定める常勤薬剤師の配置のある医療機関の院内処方について、調剤技術基本料の評価を引き上げること。

要求理由 調剤技術基本料の算定に当たっては、常勤の薬剤師配置という厳格な人員配置基準が求められるにも関わらず、評価が低く据え置かれており、少なくとも調剤報酬と同等の水準にまで引き上げられるべきである。

[Ⅱ - 2 - (92)]通則に定める湿布薬の処方枚数の制限を撤廃すること。

要求理由 湿布薬の1回毎の処方枚数は、2016年に70枚に制限され、22年改定でさらに63枚へと切り縮められた。湿布薬の処方は、枚数、グラム数、大きさ等、治療部位によっても使用する枚数が異なり、算定枚数に上限を設けるのは医師の裁量への侵害である。湿布薬の処方枚数制限は即時撤廃するべきである。

[II-2-(93)] 湿布薬処方について「1日用量又は投与日数」の処方箋記載の義務付けはやめること。

要求理由 外用薬は総量で処方するのがルールであり、他の外用薬との整合性が取れない。現実の製剤の規格と合わない(割り切れない)状況も生じている。22年改定でレセプト摘要欄への記載は不要となったが、処方箋への記載は定められている。不合理な記載事項による事務負担を増やすべきではない。総量記載とすべきである。

[II-2-(94)] 向精神薬多剤投与及び向精神薬長期処方に係る減額規定を廃止すること。1 処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬を行った場合に減額する規定や算定制限、不安又は不眠の症状に対するベンゾジアゼピン受容体作動薬について、1年以上連続して同一の成分を1日当たり同一用量で処方した場合の減算規定は撤回すること。

要求理由 患者一人一人の病態は異なるため、診療報酬で制限すべきではない。医療現場では、一律の線引きによる減算規定の設置により、従来処方を受けていた薬が処方されないことで、症状が悪化した事例や不安から医師に詰め寄る鬱病や統合失調症の患者が出る等、混乱が起こっている。多剤投与が必要な患者は現実に存在しており、そうした患者にはより丁寧かつ慎重な対応が求められる。こうした点も踏まえて、向精神薬多剤投与に係る減額規定は廃止すべきである。

[||-2-(95)] 内服薬多剤投与に係る減額規定を廃止すること。

- ① 地域包括診療料・地域包括診療加算の算定対象患者に限らず、入院外の全ての患者に対して、1処方につき7種類以上の内服薬の投薬を行った場合、薬剤料を90/100に減額する規定を廃止し、むしろそうした患者を治療する場合においては評価を引き上げること。
- ② 同様に7種類以上の内服薬の投薬を行った場合に処方料及び処方箋料を減額する取扱いについても、少なくとも処方料 (F100) を42点、処方箋料 (F400) を68点まで評価を引き上げること。

要求理由 1997年9月に導入された外来薬剤一部負担の制度自体、既に2003年4月1日付で廃止されているにもかかわらず、当時の名残として7種以上の場合の減額措置が存在しているのは不合理である。また、高齢の患者については複数の疾病に罹患しているケースが多く、1疾病に対して複数種類の薬剤が必要な場合は6種類までに収めるのは困難を伴うことが多いため、医療現場からは「必要な薬剤を処方しただけで減額されるのは不合理だ」との声が寄せられている。多剤投与が必要な患者は現実に存在しており、そうした患者にはより丁寧かつ慎重な対応が求められる。こうした点も踏まえて、7種類以上の内服薬の投薬に係る減額規定は廃止し、むしろ多剤投与が必要な患者を治療する場合においては評価を引き上げるべきである。また、当該減額措置の廃止に伴い、処方料・処方箋料の減額も当然に廃止し、同様に評価を引き上げるべきである。

[II-2-(96)] 特定疾患処方管理加算 2 (特定疾患に対する薬剤の処方期間が28日以上の場合) (F100の「6」、F400の「5」) の点数を引き上げたうえ、下記の改善を実施すること。

① 難病外来指導管理料を算定している場合といった、難病、特定疾患の複数を主病としている場合でも同加算を算定できるようにすること。

要求理由 患者に対し長期に処方を行うことは、診療の際に患者の病態を一定期間先まで見通す技術に加え、丁寧な説明と同意を要するものであり、現行の点数では医師の裁量権が適切に評価されているとは言えないため、引き上げるべきである。

また、現行の診療報酬体系では、医学管理において、その全般的な取り扱いとして、「患者が複数の医学管理にまたがる疾患持つ場合、主病はいずれか1つでしか算定できない」(平成13年版医科診療報酬Q&A、社会保険研究所)とされており、同加算についても同様の取り扱いがなされている。

難病法の対象疾患が拡大され、厚労省の定める「難病」と「特定疾患」の双方が主病の患者も今後、増加することが推察される中、こうした取り扱いは、医療機関がそれぞれ高度な専門性が求められる疾患を主病として持つ患者の一体的な管理を妨げるものである。難病、特定疾患の複数を主病としている場合でも同加算を算定できるようにすべきである。

② 主病の周辺症状に対して28日以上処方した場合も算定を認めること。

要求理由 同加算は、「主病である特定疾患に対して28日以上処方した場合に算定できる」とされているが、主病の周辺症状に対して28日以上の処方を行っても算定が認められていない。同加算は本来、「長期投薬の際の病態分析及び処方管理の評価の充実を図る」趣旨のものであり、投薬がその趣旨に即していれば算定は認められるべきである。

[Ⅱ-2-(97)] 一包化加算を新設すること。

要求理由 院内調剤を行う診療所等において、薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の 特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮して、分包機を導入して一包化している医療機関が存在している。これを評価すべきである。

[Ⅱ-2-(98)] リフィル処方箋(F400)は廃止すること。

要求理由 処方料の留意事項では、医師が処方する投薬量については、予見することができる必要期間にしたがったものでなければならないとした上で、30日を超える長期処方について、病状の安定等を医師が確認し、病状が変化した際の対応方法等を周知するとの条件を定めている。

しかし実際には、30日超の長期処方によって「患者が服薬を忘れたり、中断したため、病状が改善しなかった」「病状が悪化したが、患者が次回再診予約まで受診を我慢してしまった」などの問題が報告されている(日医総研ワーキングペーパー No.378、2017年)。リフィル処方箋の使用が想定される慢性疾患の患者への対応は、感染症・合併症の兆候や重篤疾患の初期症状など、微細な病態変化への認識、迅速・的確な対処ができることが前提となる。新型コロナウイルス感染症が重症化するリスクも高い患者であり、より注意を求められる。

症状が安定している慢性疾患の患者であっても、定期的な診療を行い、疾病管理の質を保つことが 重要である。リフィル処方によって医師の診察を受けない期間が長期化すれば疾病管理の質が低下し かねず、容認できない。

調剤に際しては、薬剤師が患者の服薬状況、状態の変化、副作用の発現等を確認し調剤の可否を判断することになる。これは事実上、診断に近い医学的判断を下すものである。現状の薬剤師の役割や

責任を超えた行為を一方的に課す点にも問題がある。また、多くの薬局では患者のプライバシーが守られる個室等の設備が整っていない点も問題である。

そもそも、リフィル処方箋は中医協等での安全性の検証もなく、2021年末の大臣折衝で突如導入された。政府は22年度予算案で、リフィル処方箋導入の影響を診療報酬改定率ベースで▲0.10%、国費ベースで▲100億円程度の削減と試算してもいた。医療の安全性を犠牲にして医療費削減を進める意図が明白である点からも、賛同できない。

[II - 2 - (99)] 一般名処方加算(F400の「7」)について、調剤薬局の都合で加算の対象とならない薬剤が処方されても、算定できることを明記すること。

要求理由 薬局で後発医薬品の在庫がなく先発品を出したり、後発医薬品でも一般名処方加算の対象 とならない薬剤を調剤するなど、処方箋交付時には医療機関が知り得ない対応を理由に減点査定が行われているが不合理であり、改善すべきである。

[II - 2 - (100)]後発医薬品の使用促進について、後発医薬品の銘柄を指定し変更不可として処方する場合に理由記載を求めることはやめること。

要求理由 医師が臨床経験に基づいて判断した処方は尊重されるべきであり、殊更に理由記載という 事務負担を増やすのは診療内容に対する過剰な介入である。一般処方に対する加算等、政策的な誘導 を目的とした加算ではなく、医療の執行の原資としての診療報酬という意味合いに照らして、政策誘導の色彩を持たない基本診療料を大幅に引き上げるべきである。

【注射】

[II - 2 - (101)] 薬物療法における処方技術を適正に評価する観点から、現行では全く評価されていない「注射の処方」に係る評価を新設すること。

要求理由 内科系学会社会保険連合(内保連)の提言では、種類に関わらず薬剤の選択や投与期間・量等の決定を行う「処方」を、薬物療法における医師の基本的かつ固有な役割であると強調し、「外来・入院、"投薬"・"注射"を問わず、あらゆる薬物療法において評価されなければならない」と指摘している(2013年「薬物療法における医師の技術評価」)。また、外来については外来化学療法加算が存在するものの、注射の処方料・処方箋料に相当する評価は存在しないと述べている(2020年「内保連グリーンブック」)。当該見解を踏まえ、外来点数において「注射の処方料」の新設を要望する。また同様の問題は在宅医療においても検討が必要である。

[II - 2 - (102)] 注射実施料の点数設定が依然として低すぎるため、抜本的な引き上げを行うこと。

要求理由 現行の点数においては、外来時は注射のシリンジ・針・消毒綿・点滴ラインなど材料の費用が注射の手技料に包括されるなど、所定点数では到底まかなえない評価に留まっている。また、注射そのものが、一つ誤れば重大なトラブルになり細心の注意を必要とする医療行為である点もより評価されるべきである。少なくとも、注射に係る各手技料については、材料費分を加えた点数を上乗せ

した水準にまで所定点数を引き上げることとし、少なくとも皮内、皮下及び筋肉内注射を現在の22点から30点に、静脈内注射を現在の32点から50点に引き上げるべきである。

「Ⅱ-2-(103)] 大量皮下注射、皮下点滴注射の点数を新設すること。

要求理由 末期の患者や老人のターミナルケアの患者は、血管の中に針が入らない患者が多い。この 場合、500~1000mlの点滴薬剤を、大量皮下注射又は点滴皮下注射で投与することがある。長い時間をかけて皮下に入れると、確かに腫れるが、長い時間をかけて吸収される。現行評価の下では、皮下注射の手技料で請求されているが、在宅医療、高齢者施設での医療における中心的手技にもなってきており、この点からも大量皮下注射、皮下点滴注射を独立した手技料として、点滴注射と同等の点数で新設すべきである。

[II-2-(104)] 入院患者には算定が出来ない注射の手技料を算定できるようにすること。

要求理由 皮下筋肉内注射、静脈内注射、点滴注射に要する技術は、外来と入院とで何ら変わるものでない。それにも関わらず、それらの注射の手技料そのものが入院基本料に包括され、算定できないのは不合理である。

[II-2-(105)] 静脈内注射 (G001) や点滴注射 (G004) に乳幼児加算と同様に高齢者加算を新設すること。

要求理由 点滴注射において注射量で点数を区切る不合理な取り扱い、高齢者の場合静脈への穿刺が 困難な事例が多いにも関わらず、現状では全く評価されていない。

こうした状況を踏まえ、静脈内注射・点滴注射においては、乳幼児加算と同様に高齢者加算の新設を求める。

[II - 2 - (106)] 外来での抗悪性腫瘍剤局所持続注入 (G003) の化学療法を実施した後、在宅で継続して持続注入した場合の携帯型ディスポーザブル注入ポンプの算定を認めること。

要求理由 抗悪性腫瘍剤局所持続注入で、特に FOLFOX 療法は外来で 2 時間程度の化学療法の後、 5-FU 注を46時間持続注入するため、在宅で行うことが多い。しかしながら、このように外来から継続して、在宅で悪性腫瘍剤局所持続注入を実施した場合は、従前より同手技料の算定要件は「ポンプ利用時のポンプ費用は所定点数に含まれる」として、原則注入ポンプの算定は認められておらず、また在宅医療においても C108在宅悪性腫瘍患者指導管理料や C166携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算も算定できない。そのため、現状では医療機関は G003抗悪性腫瘍剤局所持続注入165点で携帯型ディスポーザブル注入ポンプ約3,500円を負担することになり、大変不合理であり、算定を認めるべきである。

[II - 2 - (107)] プラスチックカニューレ型静脈内留置針は使用頻度の高い医療材料である。 特定保険医療材料に復活させ、併せて在宅での特定保険医療材料として追加すること。 要求理由 現状では特に高齢者に対する在宅での注射や点滴ではプラスチックカニューレ型静脈内留 置針の使用が一般的で使用頻度が高く、同留置針の算定要件は「おおむね24時間以上にわたって経皮 的静脈確保を必要とする場合」などとされている。上述のような在宅医療の現場での使用実態を踏まえ、特定保険医療材料に復活させ、併せて在宅での特定保険医療材料として指定すべきである。

【リハビリテーション】

[II-2-(108)] リハビリテーションの疾患別体系にかかわらず、個々の患者の病態に応じて、医師が患者の意志を尊重しながら必要なリハビリテーションを柔軟に実施できるよう、 医師の裁量の範囲を増やすこと。

要求理由 医師がリハビリの必要性を認めた場合は、現状の疾患別体系で規定されている病名とは関係なく、必要なリハビリの点数を算定できるようにするべきである。

[Ⅱ-2-(109)] リハビリテーションの施設基準について、面積要件等専用施設に係る施設基準を緩和すること。

要求理由 早期介入や ADL 訓練を重視する傾向にあり、病棟等専用施設以外でリハビリテーション を行う場合も疾患別リハとみなされ算定が認められており、その機会が非常に多くなっている。そう した状況を踏まえて、面積要件等専用施設に係る施設基準は緩和すべきである。

[II - 2 - (110)] 疾患別リハビリテーション等において、ジョイントセラピーを評価した加 算点数を新設すること。

要求理由 1対1で行う個別訓練が基本であるが、1人の患者に複数のセラピストが同時に関わり訓練を行う場合がある。現行では複数のセラピストが同時に訓練を行っても1人分の点数しか算定できないので、複数で行った場合の人件費等に見合った評価が必要である。

[II - 2 - (111)] 疾患別リハビリテーション等において、休日もリハビリテーションが提供できる体制を評価した「休日体制加算」を新設すること。

要求理由 昨今は365日リハビリテーションを提供する体制が充実しつつある。しかし、休日の場合、 平日よりもさらに人件費が必要となる。従って、回復期リハビリテーション病棟で評価しているよう に、休日の体制も評価する必要がある。

[II-2-(112)] 要介護者、要支援者の入院外の患者に対する維持期リハビリテーションを 復活すること。

要求理由 2019年3月末で廃止された要介護者、要支援者の入院外の患者に対する維持期リハビリテーションは、リハビリテーションに算定日数上限が規定されている現状のもとでは、患者の ADL 維持や QOL の向上に必要不可欠な役割を果たしていた。算定日数上限後は介護施設のリハビリに移行として整形外科診療所の短期間デイケアを勧めるなどの対応が取られるが、報酬が低く実施するクリ

ニックは少ない。患者の健康を取り戻し、生きることに希望を持って取り組めるようにするために も、医療の維持期リハビリテーションを復活し、報酬上適正に評価することが必要である。

[II - 2 - (113)] 介護保険への移行を促す項目は廃止し、必要なリハビリテーションは医療保険で実施すること。その上で、下記項目については特に早急に取り組むこと。

- ① リハビリテーションの算定日数上限は撤廃すること。
- ② 算定日数上限を超えて疾患別リハビリテーションを実施する場合の「介護保険のリハビリテーションを受けるための手続き等の指導」について要件から外すこと。
- ③ 要介護被保険者等である患者に対して、「介護保険におけるリハビリテーション」に移 行した日以降は、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないとする給 付調整通知を廃止すること。
- ④ 介護保険移行への取り組みがなされなければリハビリテーション料の減算を課す、目標設定等支援管理料は廃止すること。また、同様に要介護者・要支援者に対する入院の維持期リハビリテーションの減算や同様の趣旨で平成30年診療報酬改定にて新設されたリハビリテーション総合計画評価料の2を廃止すること。

要求理由 介護保険での維持期リハの利用状況の面で、特に高齢者においては継続的なリハが ADL 維持に極めて重要な意味を持つ中で、「介護保険の維持期リハでは、要介護者等に対する給付額が決まっており、リハが必要と医師が判断してもケアプランに位置付けられなければ実施できない」、「ケアマネの介入により優先順位が後回しになるケースが多く、対応に苦慮」との形で関係職種との意思疎通に手間取り、迅速なリハ実施が困難となっている実態も報告されている。

そもそもリハビリテーションは、医師が指示する PT、OT、ST等の専門職種による医療行為であると認識を改めるべきである。

そして、患者の病態に応じたきめ細かな対応を担保する上でも、①リハビリテーションは全て医療保険から給付されることとし、②リハビリ日数は訓練終了の目安として残すものの、算定日数上限については撤廃し、③必要なリハビリーションは制限せずに、全て医療保険で患者に提供できるよう制度を改めるべきである。そして、上述のリハビリ現場からの実態報告を踏まえて、要支援者に対する入院の維持期リハビリテーション患者への減算や、リハビリ開始後に算定日数上限の3分の1経過以降から点数を減算する趣旨のリハビリテーション総合計画評価料の2を廃止すべきである。

また、直近の問題として、新型コロナウイルス感染症後の患者については肺機能の低下が著しく、 数歩歩くことすら困難な患者もおり、日常生活に戻るためにもリハビリテーションの算定日数上限は 廃止するべきである。

[II - 2 - (114)] 除外対象患者に対する疾患別リハビリテーションを継続する際に、「改善の見込み」を明細書に記載することが求められているが、こうした臨床に直接関係のない事務作業をすべて廃止し、臨床に専念できる点数とすること。

要求理由 患者の病態に応じたきめ細かなリハビリテーションの提供を適切に実施する上でも、臨床 に直接関係のない事務作業をすべて廃止し、臨床に専念できる環境を整えるべきである。

[| | -2- (115)] 各リハビリテーション料の施設基準 (||) (|||) のように人件費も賄えない

点数は引き上げること。

要求理由 脳血管疾患、運動器、廃用症候群リハビリテーション料 (Ⅲ) や呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ) の施設基準にも理学療法士等の従事者の配置要件があるにも関わらず点数が極めて低いため、人件費さえも賄えない実態がある。また、本来は理学療法士等の専門職種が実施する同一内容のリハビリについては評価に格差を持ち込むべきではない。人員基準や施設基準を設ける場合は、基準を満たすために必要な費用を考慮した点数に引き上げるべきである。

[II-2-(116)] 別表第9の8「疾患別リハビリテーション料に規定する算定日数の上限の除外対象患者」に「新型コロナウイルス感染症後遺症の患者」を新たに追加すること。

要求理由 新型コロナウイルス感染症後遺症の患者について、肺の回復が十分にされず、歩行困難な症例が見受けられる。こうした症例に対応するため、リハビリ算定日数上限の適用除外に「新型コロナウイルス感染症後遺症の患者」を追加することを求める。

【精神科専門療法】

[II - 2 - (117)] 通院・在宅精神療法(I002)、精神科継続外来支援・指導料(I002-2)の点数について「1回の処方で3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬が処方されている場合、所定点数の50/100に減額する措置」を撤回すること。

要求理由 精神科の基幹点数でもあるこれらの所定点数を、診療報酬上のペナルティとして半減させるのは問題である。このような大幅減額による強引な誘導によって、処方される薬剤の種類が減ることで「患者の状態が悪化して入院患者が増えかねない」との危惧の声も寄せられている。患者一人一人の病態は異なるため、診療報酬で制限すべきではない。

[II-2-(118)] 通院・在宅精神療法(I002)について下記の改善を実施すること。

① 点数を大幅に引き上げること。

要求理由 社会的要因により精神疾患を有する患者が増え続ける中、通院・在宅精神療法の評価は 1998年(392点)より大幅に引き下げられている(現在は330点で2割近く減点されている)。精神疾患は、がんや脳卒中や糖尿病などと並び、厚労省の「5大疾病」に位置図けられ、うつ病や高齢化に伴う認知症が急増する中で精神疾患に対する治療の重要性は増す一方であり、点数の大幅な引き上げを行うべきである。

② 自殺のリスクの高いなど、医師が週2回以上の通院・在宅精神療法が必要と感じた患者 については、週2回以上通院・在宅精神療法を算定可能とすること。

要求理由 患者の状態によっては、計画に沿えず週内に頻回受診が実施される場合もある。その場合 においても、通院精神療法を実施する際と同様の対応が求められるが、現行ではその部分の評価が無く、非常に不合理となっている。通院・在宅精神療法の引き上げ並びに週1回とされている算定制限 の緩和など、十分な治療を実施できるよう評価すべきである。

③ 診察時間の要件(初診時の30分、再診時の5分要件)は撤廃すること。

要求理由 現状の診察において、初診30分以内、再診5分以内で終了する診察は、現実的には想定されるものではない。そうした非現実的な想定に基づく時間要件は不合理極まりないものであることから撤回すべきである。

[II-2-(119)] 精神科在宅患者支援管理料(I016)の初回算定月より2年とする算定制限を撤廃すること。また、同一医療機関であっても患者ごとに「1」「2」を選択して算定することができるようにすること。

要求理由 2020年診療報酬改定で精神科在宅患者支援管理料は、初回算定日の属する月を含めて2年を限度として算定するとされた。しかし、精神疾患の患者がすべて2年以内に治癒もしくは外来通院に移行できるわけではない。また、「ひきこもり」の長期化や高齢化が社会問題化している。治療の継続を打ち切るような期限の制限は行うべきではない。

また、精神科在宅患者支援管理料の「1」と「2」の違いは自院又は特別の関係にある訪問看護STの看護師からの訪問看護を行っているか、連携する訪問看護STから訪問看護を行っているかになる。精神科訪問看護は特に患者との関係性が重要で、病態によっては自院の看護師では対応できずに訪問看護STに頼らざるを得ない場合もある。このような場合に、同一医療機関という理由だけで「1」と「2」を患者ごとに分けて算定できないことに著しい不合理が生じており、事務連絡(平成26年3月31日)は廃止するべきである。

【処置】

[II-2-(120)] 処置の項目について手術と同様に通則での乳幼児加算を新設すること。

要求理由 処置全般に関して、乳幼児を診察する際にかかる時間や人員を勘案して、その評価として 通則での乳幼児加算の新設を求める。22年改定で耳鼻咽喉科処置に乳幼児加算が新設されたが、他の 処置にも加算の対象を広げるべきである。

[II - 2 - (121)] 処置の各点数を適正に引き上げること。また、他の処置点数を包括しないこと。

要求理由 処置点数の適正な引き上げを行うべきである。22年改定では耳処置、鼻処置、口腔、咽頭処置が2点引き上げられたが、そもそもの点数が低く、さらなる引き上げが必要である。加えて、例えば鼻処置と口腔、咽頭処置は併せて行ってもいずれか一方のみの算定となり、ただでさえ低い点数が包括させられており、医師の技術料の評価として見合わない。その他、処置を行った方が、処置を行わなかった場合よりも点数が低くなる矛盾(外来管理加算52点よりも低い処置点数)を早急に解決すべきである。

[II - 2 - (122)] 処置全般について、対称器官や同一臓器であっても、それぞれ処置を行った場合や、複数部位、複数回数処置を行った場合には、それぞれを評価し、それに応じた十分な点数を設けること。

要求理由 絆創膏固定、いぼ焼灼法等、軟属腫摘除、爪甲除去、高度な変形・肥厚、いば冷凍凝固など、何回処置を行っても1回分しか算定できないことは不合理である。複数部位、複数回数処置を行った場合には、それぞれを評価した点数設定にするべきである。

[II - 2 - (123)] 処置の通則の「対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とする」とした記載を削除し、片側ごとに算定できるようにすること。

要求理由 たとえ対称であっても両側の器官について処置を実施することは、2回処置を行うことを 意味する。例えば鶏眼・胼胝処置や絆創膏固定術などを左右それぞれ別個の処置とするなど、片側ご とに算定可能とすることが正当な評価である。

[Ⅱ-2-(124)] 処置の通則の休日・時間外・深夜加算1の施設基準を緩和すること。

要求理由 現在の施設基準では、ごく一部の大病院しか届出ができない。勤務医の負担軽減に関する 要件を満たせば、中小病院でも算定できるようにすべきである。

[Ⅱ-2-(125)] 足の爪に係る処置に関して、下記の改善を実施すること。

① 巻き爪のブリッジ療法、巻き爪のワイヤー矯正療法について、診療報酬を新設すること。

要求理由 変形した巻き爪に少しずつ力を加えながら形を整えていく矯正療法について、現行では評価が存在していない。患者にとって有用な治療法は積極的に保険適用を行い、評価を新設すべきである。

② 陥入爪の処置に対して手間に見合った評価を新設すること。

要求理由 陥入爪の処置は一般的には創傷処置(J000)(52点)や爪甲除去(J001-7)(60点)で請求される場合が多い。これらの処置は局所麻酔を伴わないため手術料の対象ではないが、処置に時間と手間がかかるため、これらの点数では不合理である。手間に見合った適正な評価を新設すべきである。

[II - 2 - (126)] 良性発作性頭位めまい症(BPPV)に対する Epley 法(エプレイ法、エプリー法)、Gufoni 法(グフォーニ法)等全ての理学療法について、診療報酬を新設すること。

要求理由 現行の評価体系では、良性発作性頭位めまい症(BPPV)の治療として、内耳の三半規管の結石(浮遊耳石)を半規管外に出す方法(浮遊耳石置換法)としてのEPLEY 法、Gufoni 法(グフォーニ法)等の全ての理学療法に対する評価が存在しないため、初診時は平衡機能検査(20点)、再診時には外来管理加算でしか算定できない。内耳の三半規管の結石(浮遊耳石)の治療に関しては、処置に時間がかかるうえ、嘔吐を伴うこともあり、人員が必要である。そうした実情を踏まえた上でこれらの理学療法に対する評価を新設すべきである。

[II - 2 - (127)] 摘便(J 022- 2)につき、時間と労力を多く要する場合には、より高い点数を設定すること。

要求理由 摘便は、ケースによっては一人の患者さんに多くの時間を要し、また便の臭いによって他 の患者さんの診療に支障をきたすこともある。多くの時間と労力を必要とするケースの摘便について は、100点では低すぎるため、より高い点数を設定することを求める。

[Ⅱ-2-(128)] カニューレ交換処置の点数を新設すること。

要求理由 診療所における気管切開後のカニューレ交換に対する点数がなく、再診料のみで処置を行っている。カニューレ交換にあたっては、喀痰吸引や創処置なども行っており、当処置の関する点数 新設を求める。

[II-2-(129)] 人工腎臓(J038) について、下記の改善を行うこと。

① 本体の点数を大幅に引き上げること。

要求理由 人工腎臓の実施や管理には非常に多くの労力を必要とする現状に対して、診療報酬上は従前から正当な評価がされていない。それにも関わらず2018年の改定では更なる点数の引き下げが行われた。こうした現状により、今後、透析を行う医療機関は、減少していく恐れがあることから、抜本的な引き上げが必要である。

② 「時間外・休日加算」を、2006年改定以前の水準(500点)に引き上げること。

要求理由 2006年改定で、「時間外・休日加算」が500点から300点に突然引き下げられた。2018年改定では380点まで引き上げられたが、従前の水準までは回復していない。夜間や休日における透析治療の確保のために、一層の評価が必要と考える。

③ 「慢性維持透析を行った場合」の評価について、透析用監視装置の台数やそれに対する 透析実施患者数の割合に応じ、規模が大きく効率の良い医療機関に対しては、より低い点 数を設定する現行の評価体系を止めること。

要求理由 透析用監視装置等の設備の充実には非常に多額の費用を必要とする。そのため、地域によっては透析用監視装置が比較的充実した医療機関が1つしかなく、地域の透析患者を一手に引き受けざるを得ない場合もある。こうした状況もある中で、医学的なエビデンスとは無関係な「患者の回転率」という尺度のみを以て、慢性維持透析の評価引き下げがされる現行体系は、地域で努力する透析医療機関を逆に追い詰めるものであり、2018年以前の評価体系に戻すべきである。

④ 感染対策に係る評価を新設すること。

要求理由 透析医療においては、外来であっても院内の滞在時間は長く、ハイリスク患者の対応をすることになる。臨時的取扱いにおいて、リハビリテーションで認められているように、人工腎臓においても感染対策を評価すべきである。

[Ⅱ-2-(130)]経管栄養カテーテル交換法について、下記の改善を行うこと。

在宅での胃瘻カテーテル交換法については、「画像診断又は内視鏡」でなくともスカイブルー 法等で交換後の安全確認ができれば算定できるようにすること。

要求理由 胃瘻カテーテル交換法 (現在は経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法) の算定にあたり、交換後に画像診断又は内視鏡による確認が要件とされて以来、確認用の器材を持たない医療機関では在宅で胃瘻カテーテルを交換しても材料料さえ算定できない。そのため、内視鏡による確認等が可能な病院への胃瘻カテーテル交換の依頼が増え、病院の負担が非常に大きくなっている。また、交換時の患者の移送も家族や医療・介護従事者の負担となっている。胃内容物の逆流の確認によるスカイブルー法などは在宅でも簡単にでき、患者にも負担をかけずに交換後の安全が確認できる方法であり、算定を認めるべきである。厚労省ホームページに掲載されている「特定行為に係る手順書例集」(平成27年度看護職員確保対策特別事業「特定行為に係る手順書例集作成事業」(実施団体:公益社団法人全日本病院協会)において作成)における、胃瘻カテーテル又は胃瘻ボタンの交換の手順書では、特定行為を行うときに確認すべき事項に「胃内容物の逆流の確認」(スカイブルー法)が入っており、確認できない場合は速やかに医師に報告することとされている。スカイブルー法は胃瘻カテーテル交換後の安全確認として厚労省も認めている確認方法であり、算定を認めるべきである。

[II - 2 - (131)] 皮膚科軟膏処置 (J053) (100cm²未満) を復活すること。

要求理由 処置面積に関わらず患者にどの程度の量をどのように使用するかを実際に体験させること は、不適切な外用薬の使用を防ぎ、薬剤費管理の意味でも重要である。また、ただ塗るのではなく、 適正な外用薬を選択する判断も評価するべきである。

[II-2-(132)] いぼ焼灼法 (J055)、いぼ冷凍凝固法 (J056) について、部位の数え方を「箇」とし、「10箇以上」の評価を新設すること。

要求理由 部位の数え方が「箇所」となっていることで、例えば右足蹠に「10箇」のいぼがあっても右足蹠の「1箇所」とする解釈が起こりかねず不合理である。また、かなり多数の「いぼ」処置に長い時間をかけて、評価が4つと変わらないのも不合理である。数が多い場合、足蹠の「いぼ」では増生した角質の除去処置も含め4、5人分の診察時間を要することを考えれば、伝染性軟属腫の摘除と同様に考え、せめて3段階とし、「10箇以上」の高い点数区分を新設すべきである。

[II-2-(133)] 鶏眼・胼胝処置(J057-3)の回数制限(同一部位につき、月2回)を撤廃すること。

要求理由 同じ足に多発する場合、別の病変で3回目に来院処置をしても算定できないのは不合理である。

[II-2-(134)] 干渉低周波による膀胱等刺激法(J070-2) の算定回数の制限を緩和すること。

要求理由 3週間に6回を限度、その後は2週間に1回との制限があるが、干渉低周波による膀胱等 刺激法については、手術までする必要はないが内服薬でコントロールが難しい症例には有効で、使用

頻度も多いことから、算定回数制限の緩和を求める。

[II-2-(135)] 耳垢栓塞除去(複雑なもの)(J113)について、「2. 両側」の点数を200点以上に引き上げること。

要求理由 片側が100点の設定であるにもかかわらず、依然として両側を実施した場合の点数が200点 未満であり、不合理である。

[II-2-(136)] 消炎鎮痛等処置(J119) について、下記の不合理を解消すること。

① 点数を抜本的に引き上げること。

要求理由 維持期リハビリが廃止されたことにより、要介護・要支援者に対する維持期リハビリの対応方法として、通所リハの施設基準を整えることができない医療機関は消炎鎮痛等処置で対応せざるを得ない。しかし、理学療法士等を雇用していくには、消炎鎮痛等処置(35点)では賄えず、そうした点を踏まえて抜本的な引き上げを求める。

② 「1. マッサージ等の手技による療法、2. 器具等による療法、3. 湿布処置」に対する算定制限を撤廃すること。また、消炎鎮痛等処置の算定方法について、労災規定に準じた部位毎の算定ができるようにすること。

要求理由 牽引等で2箇所行う場合も1日あたりの点数を算定する矛盾があり、改善すべきである。 労災算定基準では部位毎に算定するルールであることから、少なくともマッサージ等の消炎鎮痛処置 については別々に算定できるようにすべきである。高額な医療機器や手技を用いて実施する消炎鎮痛 等処置の評価が低すぎるため、改善すべきである。

③ 「3. 湿布処置」については、入院患者に対しても算定可能とすること。

要求理由 湿布処置に要する技術は、外来と入院とで何ら変わるものでない。それにも関わらず、処置料が入院基本料に包括され、算定できないのは不合理である。

[Ⅱ-2-(137)] 腰部、胸部又は頸部固定帯加算(J200)点数を引き上げること。

要求理由 固定装具の価格が上昇しており、医療機関での持ち出しが発生しているため、当該加算点 数を引き上げるべきである。

[Ⅱ-2-(138)] 上腕固定帯を使用した場合の点数を新設すること。

要求理由 上腕骨折した際に上腕固定帯を使用するが、J200腰部、胸部又は頸部固定帯加算では算定できず持ち出しとなっているため、対応する点数の新設を求める。

【手術】

[II-2-(139)] 手術の通則の休日・時間外・深夜加算1の施設基準を緩和すること。

要求理由 現在の施設基準では、ごく一部の大病院しか届出ができない。勤務医の負担軽減に関する 要件を満たせば、中小病院でも算定できるようにすべきである。

[II - 2 - (140)]複数手術料の算定における「従たる手術は I つに限り算定する」との取扱いを廃止し、実施した手術の手技料を算定できるようにすること。

要求理由 必要があって実施した手術料が算定できないのは不合理である。

[II-2-(141)] 小児皮膚における皮膚・皮下組織手術の評価の引き上げを求める。

要求理由 手術では乳幼児加算が設けられているものの、皮膚切開術や皮膚皮下腫瘍摘出術など手術 面積により点数が評価されており、小児患者は低い区分の点数算定となることが多く、正当な評価を 求める。

[II-2-(142)] 現行は創傷処置として評価されているサージカルテープを用いた傷の縫合を創傷処理 (K000) として評価すること。

要求理由 サージカルテープを用いた傷の縫合が現行の創傷処置としての評価(52点~60点)は余りに評価が低く不合理である。創傷処理(80点~150点)の水準で評価すべき。

[II-2-(143)] 皮膚切開術 (K001) の点数を引き上げること。

[Ⅱ-2-(144)] デブリードマン(K002) は治療上必要な回数の実施を評価すること。

要求理由 現状では原則植皮前に1度しか算定できないが、熱傷の場合など複数回必要なケースがある。治療上必要な回数を評価すべきである。

[II-2-(145)] 自家脂肪注入(K019-2) の適応目的を広げること。

要求理由 2022年改定で自家脂肪注入の保険点数が新設されたが、適応が「鼻咽頭閉鎖不全の鼻漏改善を目的とした場合」に限られている。変形拘縮・組織欠損等に対しても効果が期待される。適応を広げるべきである。

[II - 2 - (146)] 皮膚レーザー照射療法の Q スイッチ付レーザー照射療法(J054-2の「2」) について、より広い範囲に用いた場合の評価を設けること。

要求理由 現在、7部位(頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、胸腹部、背部(臀部含む))

それぞれについて、4 cm未満~64cm以上の範囲を4区分で点数設定されているが、同一部位内でもより広い範囲(400cm以上や800cm以上)に治療が及ぶこともある。一部位の治療が広範囲に及んだ場合の点数も設けるべきである。

[II - 2 - (147)] 内喉頭筋内注入術 (ボツリヌス毒素によるもの) (K388-3) について、常 勤医師 1 名の診療所でも届出可能な点数にすること。

要求理由 上記点数は、届出の対象が病院のみとされているが、診療所でも実施されている(日本音 声言語医学会 HP)。ボツリヌス毒素の内喉頭筋内投与は安全な治療方法として確立されており、診療所であることのみをもって算定できないのは不合理である。施設基準の通則に定められる緊急事態 の対応については、近隣病院との連携等での対応でも可能とした上で、常勤医師 1 名の診療所でも届 出できる施設基準にすべきである。

[Ⅱ-2-(148)] 帝王切開術 (K898) の「2. 選択帝王切開」を2,020点引き上げること。

要求理由 「2選択帝王切開」の点数は、2016年度改定において「複雑な場合」の加算(2,000点)が 新設されたものの、本体点数が2014年改定時に大幅に引き下げられた水準のままであり、依然として 経営体力の弱い診療所は帝王切開を敬遠せざるを得ず、結果として総合病院等の三次医療機関に患者 の過度な集中を招く危険性が高まっている。既に産科医療の崩壊が加速している下で、産科医療機関 の減少に一層拍車をかける帝王切開術の点数は引き上げるべきである。

[II - 2 - (149)] 手術を行うにあたって必要な医療安全管理の費用を保障する「手術時医療安全管理加算」を新設すること。特に、MRSA、B型肝炎など特別な感染対策を要する手術について、「閉鎖式循環式全身麻酔」、「硬膜外麻酔」、「脊椎麻酔」等を実施しない場合であっても加算できるようにすること。

要求理由 | 手術を行うにあたって必要な医療安全管理の費用の保障を明示的に行うべきである。

[II-2-(150)] 性別適合手術の実施にあたり、手術前に必要なホルモン療法に関しても保険適用を認めること。

要求理由 現状では、手術前に必要なホルモン療法に保険が適用されない。そのため性別適合手術の 実施が実質的には混合診療となってしまい、保険での性別適合手術はほとんどなされていない状況で あるため非常に不合理であり、ホルモン療法にも保険適用を認めるべきである。

[II-2-(151)] 骨折整復時(観血・非観血とも)に医療被曝の点からも労災点数と同様に 術中透視装置使用加算を新設すること。

要求理由 透視下による骨折整復において、術者が医療被曝を受ける場合があるが、被爆対策に関する費用の評価がないため術中透視装置使用加算の新設を求める。

【麻酔】

[||-2-(152)] 局所麻酔に関する麻酔管理料を新設すること。

要求理由 一定量の麻酔薬を使用する局所麻酔により手術を実施した場合又は局所麻酔により比較的 困難な手術を実施した場合、局所麻酔でも様々なトラブルが生じる等のリスクがあり、麻酔管理の評価を求める。

[II - 2 - (153)] トリガーポイント注射 (L104) について、労災点数の消炎鎮痛処置等と同様に 1 局所ごとに算定できるようにすること。

要求理由 1日につきの点数となっているが、複数箇所のトリガーポイントに注射する場合もある。 労災の消炎鎮痛処置等では1局所ごとに1日につき3局所まで算定できるが、トリガーポイントも同様の取扱いにすることを求める。

【特定保険医療材料】

[II - 2 - (154)] 医療材料費・薬剤費を、他の点数に包括したり、患者や医療機関の負担にしたりせず、特定保険医療材料等として算定できるようにすること。また、購入価格が材料価格や薬価を上回らないよう、措置するとともに、回数制限などをなくし、医療上の必要に応じて請求できるようにすること。

要求理由 手術に通常使用する材料代、鏡視下手術で使用する単回使用器材の費用、白内障手術で使用する眼内レンズ等の費用、人工肛門の便バック、鎖骨用コルセット(クラビクルバンド)、採血、注射、点滴時等に使用する翼状針など、様々な医療材料が診療報酬上の点数項目に包括されることなどにより保険請求できない取扱いとなっているが、これは早急に改善し、必要に応じて使用した医療材料費・薬剤費が算定できるようにすべきである。

[II-2-(155)] 皮膚欠損用創傷被覆材について、いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合以外にも、患家で交換する分を算定できるようにすること。

要求理由 皮膚欠損用創傷被覆材は特定保険医療材料であり、在宅医療以外では、張り替える都度、 医療機関の外来に来院して張り替える必要がある。交換・張替方法を指導し、患者が自ら交換・張替 する場合の算定を認めた方が、患者の煩わしさの軽減や、医療費の削減にもつながる。

【手術等管理料】

- [II-2-(156)] 胚凍結保存管理料(導入時)、胚凍結保存維持管理料について、以下の改善を行うこと。
- ① 胚凍結保存管理料(導入時)の算定を胚の凍結保存開始日とすること。

要求理由 胚凍結保存管理料(導入時)の算定日は、凍結保存を開始した後の次回受診日とされている(22年11月25日厚労省より回答)。しかし、次回受診日は患者によって異なり、2カ月ほど間隔があく場合もある。この場合、凍結保存の開始日と、患者の次回受診日との間の凍結保存に要した費用

は持ち出しとなる。凍結保存開始日に算定できるようにすべきである (その際、算定日には受診がないので、自己負担金を後日徴収する等の対応も併せて検討する必要がある)。

また現状では、胚凍結保存維持管理料について、算定間隔は胚凍結保存管理料(導入時)または胚凍結保存維持管理料の「算定日」から起算して1年を経過している場合なのに対して、算定限度の3年の起算日は凍結保存の「開始日」となっており、算定日と開始日との2つの概念が併存している。保存が長期化するほど、医療機関での算定時や審査での混乱も予想される。この点からも、胚凍結保存管理料(導入時)の算定のタイミングは凍結保存の開始日とすべきである。

② 胚凍結保存管理料について、胚凍結保存管理料(導入時)ごとに算定を認めること。

要求理由 胚凍結保存維持管理料については、過去1年間に 胚凍結保存管理料(導入時)または胚 凍結保存維持管理料を算定していない場合に算定可能とされているため、年に1回しか算定できない。しかし、胚の凍結保存は育った胚ごとに維持管理をしていくことになり、複数の凍結胚に対する保存管理が評価されないのは不合理である。凍結を開始した胚凍結保存管理料(導入時)ごとに胚凍結保存維持管理料も算定できるようにすべきである。

【薬剤】

[II-2-(157)] 漢方薬については、次回薬価改定で漢方薬の公定価格を輸入生薬価格に連動させること。また、保険漢方診療存続のため、抜本的な政策に着手すること。

要求理由 昨今の中国経済の成長に伴う中国国内の需要増大により、輸入生薬価格は相次いで高騰し、漢方関連業界の経営を著しく圧迫しており、事業縮小・廃業に追い込まれるところも出てきている。このような状況にもかかわらず、2012年4月の薬価改定では、薬価以下の生薬は1割程度(他は逆ザヤ)という惨憺たる事態に陥った。院外処方を実施する医療機関において、調剤薬局にて漢方生薬の調剤受付けを拒否された事例も報告されている。この状態が放置されれば、健康保険による生薬の湯液治療は不可能となってしまうことも危惧され、一刻も早い改善を求める。

(3)入院

【入院基本料】

[Ⅱ-2-(158)] すべての入院基本料を大幅に引き上げること。

- ① 医師や看護職員の処遇改善及び施設・設備の維持・更新のため、医学管理料、看護料を 包括する入院基本料方式ではなく、施設費・設備費・人件費それぞれに対する評価を明確 に区分し、大幅に引き上げること。
- ② 入院環境に要する費用については、室料及び水道光熱費だけでなく、医療法で定める医療安全管理を実施するに必要な費用や療養環境の費用(待合室の確保や院内感染防止のための諸費用等)を保障すること。また、新型コロナウイルスのような深刻な事態にも対応できるために、医療提供体制や医療経営に余剰が生じるように、人員及び療養環境の費用の評価を大幅に引き上げること。
- ③ 夜間勤務等看護体制、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全対策、褥瘡対策について加算評価とすること。

- ④ 平均在院日数など規制強化をしないこと。
- ⑤ 地域医療構想への誘導のために診療報酬との関連付けを行わないこと。
- ⑥ 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン等の内容を踏まえ 看取りに関する指針を定めていること」など、新たな体制評価の追加に伴うコスト計算を 行った上で評価を引き上げること。

要求理由 近年の異常な物価高にも関わらず、入院料は引き上がらないばかりか、むしろ要件や施設 基準の強化でさらに経営は厳しい。そもそも診療報酬は公定価格であるため、自由に原価を転嫁する ことができない。社会的にも賃上げ、ベースアップが課題となるこの時期こそ、入院医療に係る費用 を保障し、適正に評価することが急務である。医療の安全確保のためには、何よりも十分な人員の確保と管理体制の強化が必要であり、そのためには、診療報酬の引き上げが必要である。特に、現在のような低い入院基本料をさらに減額をするような制度では、医療の安全確保(防災や警備も含め)は 図れない。

②について、コロナ禍によりこれまで以上に感染防御を施した入院医療を提供するため、人員、設備・施設、対応に多くの手間と時間がかかっている。医療提供体制の余裕を持たせた上で、今回のような事態が発生しても対応できるような体制が必要であることは言うまでもない。したがって、医療政策の観点からも、人員及び療養環境の費用の評価を大幅に引き上げるべきである。

⑤について、地域により急性期も慢性期も担わなければならない病院や有床診療所がある。機能分化のために病床削減を進める地域医療構想に、診療報酬を結び付けることそのものが、点数表の仕組みからして馴染まない。中医協でも診療側委員から地域医療構想を診療報酬で誘導するものではないとの意見が出ている。

⑥について、院内での指針の策定や体制の確保には人的コストが求められるにもかかわらず、基本 点数は全く変化していない。このような従前の点数に新たな要件や施設基準等を追加する場合には、 体制に掛かるコスト分を計算の上、評価に上乗せを行うべきである。

[Ⅱ-2-(159)]入院料の届出要件について、下記の改善を行うこと。

- ① 入院料の届出における 1 日平均入院患者数の算出期間について、「届出の実績月の前月までの 1 年間」とすること。
- ② 「主として事務的業務を行う看護補助者」については、全員を看護補助者に算入すること。少なくとも、主として事務的業務を行う看護補助者を全員入力した上で、「200又はその端数を増すごとに」を超える看護補助者」を実績から除外して看護補助者の配置実績値に参入する取扱いとすること。

要求理由 ①について、現在は、当該月が終わらなければ平均入院患者数が確定しないため、配置すべき人員が決まらない。従って、前月までの平均入院患者数に対して計算する扱いとすべきではない。なお、平均入院患者数は過去一年間の平均をとっているのであり、必ずしも当該月が入らなければならないという合理性はない。

②について、事務的作業を含めて、看護職員の行為を補助すること全てについて、看護補助者として評価すべきである。

[II-2-(160)] 夜間看護体制特定日減算について、入院基本料等の施設基準で求められる 看護職員(看護要員)の複数夜勤体制について、夜間の救急外来を受診した患者に対応す るため、当該病棟の看護職員等の数が一時的に2未満になった場合であっても、患者の看護に支障がないと認められる場合には、当該施設基準要件を満たすものとすること。実現するまでの間、夜間看護体制特定日減算については、以下のように取り扱うこと。

- ① 許可病床200床未満であって、年間6日以内かつ連続して2月までは届出受理後の要件 変動の特例として取り扱い、夜間看護体制特定日減算としないこと。
- ② 上記の要件を超える場合であって、救急対応のためにやむを得ず夜間における看護職員配置が2人未満となる場合に夜間看護体制特定日減算を適用すること。

要求理由 救急医療の提供など応召義務による患者への対応が必要となるため、減算は不合理である。

[II - 2 - (161)] A245データ提出加算の届出を入院基本料等の要件にしないこと。

要求理由 A245データ提出加算を入院基本料等の算定要件にすることは、入院医療の確保以外の負担を病院に強いるものであり、特に中小病院には大きな負担となっている。入院基本料等の要件にしないようにすべきである。

[II-2-(162)] 特掲診療料の検査、処置、注射について、「入院中の患者以外の患者に限る」 との算定制限を止め、入院中に算定できるようにすること。

要求理由 入院中の患者以外の患者に限る点数が存在するが、入院中においても当該手技等を出来高で算定できるようにすべきである。

[Ⅱ-2-(163)] 180日を超えた入院に係る選定療養の取扱いを廃止すること。

要求理由 入院の必要性は主治医の判断によるべきであるのに、一律の入院日数によって保険給付の 一部が外され患者負担にされることは正当性がないため、日数に制限を設けるべきではない。

[川-2-(164)] 入院料算定要件への管理栄養士配置義務付けについて、

- ① 入院料等算定要件での管理栄養士の配置義務付けを撤回し、2012年度改定前の独立した 点数評価とすること。少なくとも、特定地域や離島、へき地などの配置困難な医療機関に おいては義務の対象から除外すること。
- ② 診療所において、栄養管理実施加算を算定する場合も B001・10入院栄養食事指導料が 算定できる扱いとすること。少なくとも入院栄養食事指導料を算定した日のみ、当該患者 について栄養管理実施加算が算定できない扱いとすること。

要求理由 管理栄養士の役割を評価するためには、包括化せずに診療報酬として独立した評価を行い、点数を引き上げるべきである。また、産科、眼科、肛門科等の単科で、管理栄養士を配置して対策を講じるべき対象者がいない医療機関も少なくない。専門的技術を有する医療機関の存続は地域医療に重要であり、そもそも、病床規模や診療科目によって必要性が区別されるものではなく、患者の状態によって医師が判断するものである。

2012年改定以降、管理栄養士の配置による評価は11点だけである。50床の病院では、病床稼働率 100% としても50床×365日×11点×10円=約201万円にしかならず、到底管理栄養士を常勤配置できるような報酬ではない。

②について、具体的な献立による入院栄養食事指導料は重要であり、栄養管理実施加算と同時算定 を制限する必要はない。

[II-2-(165)] A100一般病棟入院基本料の「重症度、医療・看護必要度」、「在宅復帰・病床機能連携率」や、A101療養病棟入院基本料における「医療区分2・3の割合」、A308回復期リハビリテーション病棟入院料の「自宅等に退院する割合」、A308-3地域包括ケア病棟入院料における「自宅等からの受け入れ実績」、などの診療実績については、入院基本料の要件から外した上で、加算評価すること。

要求理由 看護職員及び看護補助者の配置による評価と、診療実績による評価は区分すべきである。

- [II-2-(166)] 重症度、医療・看護必要度及び平均在院日数の計算対象からの除外について、そもそも重症度、医療・看護必要度や平均在院日数要件は、当該病棟での過重平均を判断するために導入されたもののはずだが、度重なる改定によって、測定対象からの除外対象が恣意的に増やされてきた。これでは、過重平均を判断するものとは言えない。少なくとも、下記①~③については、直ちに改善を図ること。
- ① 患者に必要な急性期医療を提供するためには、重症度、医療・看護必要度のA項目から「心電図モニターの管理」を削除すべきではない。A項目の 1 ~ 4 に準じるものとして、直ちに評価対象として復活させること。
- ② 重症度、医療・看護必要度の測定にあたっては、短期滞在手術等基本料 1 及び 3 を除外しないこと。
- ③ 平均在院日数の測定にあたっては、短期滞在手術等基本料1及び3を除外しないこと。 要求理由 ①について、「心電図モニター」は、重症患者の状態を把握するために非常に重要である。 削除は、急性期入院医療が必要な患者から入院医療を奪うことになりかねない。
 - ②について、重症度、医療・看護必要度は当該病棟における医学的管理及び看護の必要度を評価するものであり、短期滞在手術等基本料1及び3を除外するべきではない。
- ③について、平均在院日数は、当該病棟における入院患者の平均在院日数を把握するものであり、 短期滞在手術等基本料1及び3を除外するべきではない。
- [II-2-(167)] 重症度、医療・看護必要度を要件とする病棟が1病棟又は、許可病床数が 100床以下の病院については、1割以内の一時的な変動の特例の対象とすること。

要求理由 特に患者数の少ない病院・病棟においては、入院患者の状態の変化によって、内訳も変化 しやすいため、割合を維持させるのは容易ではない。このため一時的な変動の猶予を設けるべきである。

[II-2-(168)] 療養病棟入院基本料や特定入院料など包括される入院料において、高額な

薬剤や検査等を出来高で算定できるようにすること。

要求理由 療養病棟入院基本料や特定入院料など包括される入院料において、高額な薬剤や検査等については出来高で算定できるようにすべきである。高額な薬剤を使用している患者においては、入院料で賄えず、入院判定において優先順位が低くなりがちである。特に療養病棟入院基本料においては、気管切開時に用いた気管内チューブは気管切開術に伴う材料料として算定ができるが、その後の気管内チューブの交換時には材料料の算定が認められていない。気管を切開している患者は医療区分3または2に該当するが、定期的に交換するチューブ代まで賄うことは困難である。

【A100一般病棟入院基本料、A103精神病棟入院基本料10対1・13対1】

[II-2-(169)] 平均在院日数の取扱いについて、下記の改善を行うこと。

- ① 短期滞在手術等基本料を平均在院日数の計算対象に加えること。
- ② 少なくとも短期滞在手術等基本料 1 については、「短期滞在手術等基本料 1 に規定する手術・検査を日帰りで実施した場合のみ、平均在院日数の分母と分子から除外する」扱いとすること。
- ③ 長期入院患者に該当する患者について平均在院日数から除外すること。

要求理由 ①について、短期滞在手術等基本料を平均在院日数から除外したことで日数が増加しやす く要件が厳しいため、対象除外をやめること。

- ②について、必要な手術・検査が実施できるよう、「短期滞在手術等基本料1に規定する手術・検査を日帰りで実施した場合のみ、平均在院日数の分母と分子から除外する」扱いとすべきである。
- ③について、入院の必要性は主治医の判断によるべきであるのに、一律の入院日数によって「療養病棟入院基本料の1の例により算定」として保険給付が減額され定額にされるのは医学的に正当性がない。また、医学的に必要があって入院させている患者について、平均在院日数というペナルティが医療を行う上で足かせになるのは不合理である。
- [II 2 (170)] 退院が特定の時間に集中している場合の減算及び入院日・退院日が特定の曜日に集中している場合の減算については廃止すること。少なくとも下記の点については除外すること。
- ① DPC/PDPS と同様に、特定入院料を算定している者
- ② 金曜入院率の計算からの救急入院患者
- ③ 患者、家族が特定の時間の退院や特定の曜日の入・退院を希望した場合

要求理由 退院の時間や入・退院の曜日集中は、入院医療提供の必要性や、医療事務窓口などの提供 体制と、患者・家族の要望などから生まれてきたものであり、これを減算対象にすることは、医師や 看護職員だけでなく、患者や家族にも不当な負担を押し付けることになる。

[II-2-(171)] A100一般病棟入院基本料1の「在宅復帰・病床機能連携率」について、暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動の場合は届出を要しない旨の規定を適用すること。

要求理由 自宅等退院患者割合(在宅復帰・病床機能連携率)の導入によって急性期病床を無理矢理 削減することは、必要な入院医療を強制的に削減することになり、廃止すべきである。また、平成26 年6月2日事務連絡において、「自宅等退院患者割合(在宅復帰・病床機能連携率)については、暦 月で3カ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動の場合は届出を要しない旨の規定は適用されない」としたが、これは、「算定要件中の該当患者の割合は、暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の変動」は届出の変更が不要としている厚生労働省の通知から逸脱するものであり、疑義解釈で変更できるものではない。

【A101療養病棟入院基本料】

[II-2-(172)] 20対1看護+20対1看護補助者を満たす場合は、「医療区分2・3の割合」に関わらず療養病棟入院料2の点数が算定できることとし、医療区分2・3の割合については加算評価とすること。なお、医療区分2・3の割合が5割以上の場合については現行の療養病棟入院料2よりも点数を高くすること。

要求理由 看護職員及び看護補助者の配置による評価と、医療区分2・3等の診療実績による評価は 区分すべきである。

[II - 2 - (173)] 病院「25:1看護+25:1看護補助(常時配置)」、診療所「6:1看護+6:1看護補助(常勤配置)」の人員配置を認め、コストを踏まえて診療報酬を引き上げること。また25:1病床を廃止しないこと。

要求理由 医療法人員標準の変更にかかわらず、コスト調査報告等を踏まえて診療報酬を引き上げるべきである。また、医療区分1の患者の看護が症状によっては2および3の患者よりも大変な場合があり、区分の見直しか25:1の病床を存続しなければ、在宅での本人及び家庭の精神的負担は社会問題になりかねない。

[II-2-(174)] A101療養病棟入院基本料及び A109有床診療所療養病床入院基本料の医療区分2の中の『33.うつ症状に対する治療を実施している状態』について、算定の要件(項目の定義)として「精神保健指定医の処方によりうつ症状に対する薬を投与している場合」とあるが、心療内科医による処方の場合も算定を認めること。

要求理由 うつ病を自覚しても敷居の高さを感じて精神科を受診しない患者は多く、心療内科医がうつ病の治療を行っているケースも多いのが現状である。精神保健指定医だけではなく、心療内科医の処方によりうつ症状に対する薬を投与している場合も、A101療養病棟入院基本料及びA109有床診療所療養病床入院基本料の医療区分2の評価に加える(医療区分2の点数が算定できるようにする)べきである。

[II - 2 - (175)] 注12の「夜間看護加算」の施設基準から「各病棟における夜勤を行う看護要員の数は、前段の規定にかかわらず、看護職員1を含む看護要員3以上であること」を外した上で、看護要員3名以上の配置については算定要件にすること。

要求理由 療養病棟における夜間看護体制を改善しやすくするために、看護要員3名以上の配置については、施設基準ではなく算定要件とすること。

「Ⅱ-2-(176)〕包括範囲から、D298-2内視鏡下嚥下機能検査を除外すること。

要求理由 中心静脈影響を実施している患者(医療区分3)について、摂食・嚥下機能の回復に必要な体制がなければ、医療区分2の点数を算定することとされたが、D298-2内視鏡下嚥下機能検査を 実施しても、療養病棟入院基本料に包括され、別途算定できない扱いは不合理である。

[II-2-(177)] 褥瘡ケアの向上につながらず、現場の労働強化を招く褥瘡対策加算のアウトカム評価を廃止すること。

要求理由 創傷被覆材を使用する場合は、褥瘡部を閉鎖して数日ごとに処置を行うほうが組織の修復が良好であるにも係らず、褥瘡対策加算は原則、毎日評価しなければならず、現場に多大な負担を強いている。2018年7月10日付厚労省事務連絡において、創傷被覆材を用いる直前の状態等、直近で確認した際の状態で評価すれば良いとして、部分的に負担軽減となったものの、要件そのものは非常に分かりにくく、特に複数褥瘡がある場合の評価方法はアウトカム評価を徹底する内容となっている。 医療従事者の負担とコスト、当該患者の負担を減らすためにアウトカム評価は廃止するべきである。

【有床診療所】

[II-2-(178)] 有床診療所の入院基本料は、病院の診療報酬に準拠して正当に引き上げること。

要求理由 診療所の入院医療に係る費用を適正に評価することが急務である。有床診療所の入院基本料はもはやグループホーム(752~873単位)の報酬よりも低く、医療提供の利点も考えれば、さらに評価を引き上げるべきである。その点数の低さゆえに低所得者を受け入れることも多いが、家族等の了解も得られず退院先を見つけることも困難である。医療の安全確保のためにも、何よりも十分な人員の確保と安全管理体制の強化が必要である。そのためには、診療報酬を引き上げてしっかりと評価することが必要である。

[II-2-(179)]「有床診療所在宅患者支援病床初期加算」について、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の対象とならない患者についても算定できることとすること。

要求理由 A108有床診療所入院基本料の「有床診療所在宅患者支援病床初期加算」の算定要件に 『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』の内容を踏まえた適切 な意思決定支援に関する指針を定め意思決定支援を行った場合に算定できることとされているが、妊 産婦や小児など明らかに「最終段階」ではない患者がいるため、初期加算が算定できない。当該患者 には支援を行わなくとも算定できることとすること。

[||-2-(180)] 看護職員の配置の実態を踏まえ、有床診療所の入院基本料の注の加算の点

数を引き上げること。

要求理由 入院基本料の注の加算において、医師配置加算、看護配置加算などの人員の配置について は、人件費コストに見合うよう引き上げるべきである。

[II - 2 - (181)] A108有床診療所入院基本料 1 ~ 2 の施設基準において、1項目該当すれば要件を満たすいわゆる地域包括ケア要件項目を、「過去1年間に介護保険におけるいずれかのサービスを提供した実績があること又は介護医療院もしくは介護支援事業者であること」とすること。少なくとも、介護保険による訪問リハ、訪問看護を対象に加えること。

要求理由 有床診療所における地域包括ケア要件の主旨から見て、介護保険サービスのうちいずれか 1つでも実施している場合は対象とすべきである。

[II-2-(182)] A108有床診療所入院基本料の看護補助配置加算について、より多く(3名以上)の補助者を配置した場合の手厚い点数区分を新設すること。

要求理由 看護補助配置加算の点数区分について、現在は看護補助者が2名以上と1名の配置により 点数が「1」と「2」に区分されているが、もっと多くの補助者を配置し手厚い看護体制を敷いている 有床診もあるため、点数区分を再編し、より多くの補助者を配置している場合にとれる上位区分を 新設すべきである。

[II - 2 - (183)] A223診療所療養病床療養環境加算および診療所療養病床療養環境改善加算を届け出ている病床についても、有床診療所入院基本料を算定している場合には算定可能とすること。

要求理由 「有床診療所」は一病床と療養病床のケアミックスであり、療養病床を有床診療所入院基本料として入院する場合があるが、当該病床は療養環境として合致しており、加算を算定可能とすべきである。

[II - 2 - (184)] A108有床診療所入院基本料 1 ~ 6 で定める看護職員配置の最小必要数を超える看護職員を、有床診療所看護補助配置加算の計算対象にすること。

要求理由 A108有床診療所入院基本料において、たとえば「看護職員1人以上4人未満」は、入院 基本料3と6となるが、1人でも3人でも同評価となっている。最小必要数である1人を超える看護職員をみなし看護補助者として新設された看護補助配置加算の要件とできれば、こうした矛盾は解決 する。

[II-2-(185)] 有床診療所急性期患者支援病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援病床 初期加算の施設基準や、医師配置加算の施設基準について、「過去1年間の全身麻酔、脊椎 麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合に限る)の患者数が年間30件以上」とされてい るが、一定量の麻酔薬を使用する局所麻酔により手術を実施した場合又は局所麻酔により

比較的困難な手術を実施した場合を要件として計上できるようにすること。

要求理由 局所麻酔下でも痔核根治術等のような手術を行う場合がある。

【入院基本料等加算】

[Ⅱ-2-(186)] 施設基準において、「専従」要件を緩和すること。

要求理由 特に中小病院においては、リハビリテーション等での専従要件のあるスタッフ等が、リハビリ予定の無い時間に多職種連携などのカンファレンスや医療安全管理対策関連の各種委員会に参画できないなど、院内でワークシェアリングを行う上で阻害となる。

[II - 2 - (187)] 夜間において常時配置が求められている下記の加算について、月平均による夜間常時配置とすること。少なくとも、A101療養病棟入院基本料の注12の「夜間看護加算・看護補助体制充実加算」、A207-4看護職員夜間配置加算については、日々の入院患者数に対して必要な看護要員配置の規定を施設基準ではなく算定要件とすること。

- ・A101療養病棟入院基本料の注12の「夜間看護加算」及び「看護補助体制充実加算」
- · A207- 4 看護職員夜間配置加算
- ・A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注7の「看護職員夜間配置加算」
- ・A311精神科救急急性期医療入院料の注5の「看護職員夜間配置加算」
- ・A311-3精神科救急・合併症入院料の注5の「看護職員夜間配置加算」

要求理由 月平均ではなく夜間において常時配置が求められているが、患者数の変動等への対応が困難であることから、日を越えての傾斜配置を認めるべきである。重症度、医療・看護必要度の測定が広がっているなかで、算定要件とすることで、基準を満たしていない月全体の類下げ、返還金ではなく、満たしていない日のみ算定できない取扱いとすべきである。

[II-2-(188)] 医師の働き方改革を支援するためにも、病院・有床診療所で算定できる A207-2 医師事務作業補助体制加算の要件から救急医療管理加算の届出及び年間の救急入院 患者数等の選択要件を廃止すること。少なくとも有床診療所及び病棟が1つのみの病院は、 医療資源の少ない地域にある保険医療機関に準じ、医師事務作業補助者の配置のみで A207-2 医師事務作業補助体制加算(20対1補助体制加算から100対1補助体制加算に限る)の要件を満たすものとすること。

要求理由 実際に補助者を配置することで、医師の負担は軽減されている実情がある。そのための手 当として、緊急入院患者数に関係なく算定できるようにすべきである。

[II - 2 - (189)] A212超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算について、下記の改善を行うこと。

① 一般病棟における90日までの算定制限をやめること。特に、一般病棟における90日までの算定制限の対象から18歳未満児を除くこと。

② 特別な医学管理が必要な状態が 6 ヵ月以上継続していることが要件になっているが、 連続ではなく延べ日数での継続とすること。

要求理由 A212超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算については、従前は年齢を問わず対象として算定してきたのが実態であり、点数表上も算定制限する根拠等は存在しなかった。また長期入院を余儀なくされている重症な患者の診療に対する評価として、大きな役割を担ってきた。超重症児(者)で入院医療が必要な患者は、家にも帰せず、他の施設も引き取らない。こうした患者への入院治療を90日で制限をすべきではない。とりわけ、こども病院などで長期入院を余儀なくされている18歳未満については制限を廃止すべきである。

②について、連続6カ月以上の状態が途中で1日でも切れてしまうと要件から外れてしまうことから、延べ日数とすべきである。

[II-2-(190)] 地域格差を見直し、A218地域加算を引き上げること。

要求理由 都市部における物価・人件費等が非常に高く、入院医療を継続するため、地域区分を見直し、地域加算を引き上げるべきである。なお物価の地域格差については、総務省の2022年に発表された「消費者物価地域差指数(2021年)」にも表れており、東京都が最も高く、最も低い宮崎県に比べ1.09倍をずっと推移している。ただし、地域加算はあくまでも人事院勧告(国家公務員給与)を根拠とし、都市部の地域手当のために民間賃金の低い地域を基準にしているという実態がある。しかし地域格差が9%程度では、1級地18点と7級地3点の差では埋めることは困難と思われる。評価根拠の見直しも含めて検討を求める。

[Ⅱ-2-(191)] A233-2 栄養サポートチーム加算について、点数を引き上げること。

要求理由 栄養サポートは重要であるが、B001・10入院栄養食事指導料との併算定ができず、要件 に比べて点数が低すぎる。

[II - 2 - (192)] 看護職員の病棟勤務時間として算入が認められるものが医療安全管理委員会への出席時間等に限られているので、病棟業務の一環として出席する給食委員会等その他委員会や職員研修も病棟勤務時間に算入できるよう認めること。

要求理由 病棟の代表者として参加している時間について、病棟外で開催している場合であっても、 病棟業務として参加しているので、当然ながら病棟勤務として扱うべきである。

[II - 2 - (193)] A234医療安全対策加算について、医療法上の医療安全対策を実施している場合の加算を設け、実際にかかる経費が保障できるようにすること。

要求理由 A234医療安全対策加算は2006年診療報酬改定で新設(50点/入院初日)され、2007年改定の第5次医療法においても医療安全管理体制が義務付けられ、ますます医療安全管理は重要なものとなった。ただし現場においては人件費や体制管理の維持は甚大であり、それが損失を防ぐものであるとはいえ、患者当たり1:85点、2:30点は非常に少ないことから、さらに引き上げるべきである。

[II - 2 - (194)] A234- 2 感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算について、下記の改善を行うこと。

- ① 感染対策向上加算と外来感染対策向上加算を併せて届出・算定できるようにすること。
- ② 施設基準の大幅な緩和と報酬引き上げを行うこと。特に、新興感染症等への対応(感染患者の受け入れ・発熱患者の診療、ゾーニング・導線分離、訓練、協議など)については、感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算の施設基準から除外した上で、保健所の機能強化や国庫負担の投入等により対応を図ること。
- ③ 感染対策向上加算 1 の施設基準通知の 1 の (7) において、「(2) のチームにより、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算 2 又は 3 に係る届出を行った医療機関と合同で」カンファレンスを行うこととされているが、「保健所及び地域の医師会と連携し、」については、努力規定とすること。
- ④ 感染対策向上加算 | の相互評価については、当面の間、努力規定とすること。

要求理由 ①について、コロナ特例で算定できていた医科外来等感染症対策実施加算(1回につき 5点)、入院感染症対策実施加算(1日につき10点)よりも低い評価であるにもかかわらず、施設基準が非常に厳しい。少なくとも、感染対策向上加算と外来感染対策向上加算を併せて届出・算定できるようにすべきである。

②について、多くの医療機関が感染対策を充実させることこそ必要である。また、新興感染症等への対応は、患者負担を伴う診療報酬によって措置すべきものではなく、国の負担によって実施すべきものである。

③について、コロナ禍によって連携体制がとれない保健所や地区医師会が少なくない。当面の間は 努力規定とすべきである。

④について、従来感染防止対策加算1の届出を行っていても、新たに感染対策向上加算1の届出ができない医療機関が非常に多く、相互評価を行うことが困難な場合がある。当面の間は、当該要件について努力規定とすること。

[II - 2 - (195)] A246入退院支援加算 1 の算定要件におけるカンファレンスの実施について、 入退院支援部門からの出席は、看護師又は社会福祉士等のいずれかの出席があれば良い扱いとすること。

要求理由 入退院支援加算1の算定要件において「入院後7日以内に病棟の看護師及び病棟に専任の 入退院支援職員並びに入退院支援部門の看護師及び社会福祉士等が共同してカンファレンスを実施する」とされているが、①「病棟の看護師」は実際に患者を看ている立場からカンファレンスに参加し、②「病棟に専任の入退院支援職員」は病棟の入退院支援及び地域連携業務に携わっている立場からカンファレンスに参加する必要があるが、③「入退院支援部門」の看護師及び社会福祉士等は、医療機関として入退院支援及び地域連携業務に携わっている立場からカンファレンスに参加することで 患者への入退院支援を十分に果たすことができるものであり、両者の参加を義務付ける必要はない。

「入退院支援部門」の看護師及び社会福祉士等の両方の参加を要件とすることは、入退院支援業務を非効率とさせてしまう。

[II-2-(196)] A247認知症ケア加算 2 について、病棟単位で算定可能とすること。

要求理由 病棟によって機能が異なる場合があるので、一部の病棟を認知症患者対応に特化させることで、当該病棟内の認知症患者を集中的にケア管理できる。またすべての病棟で算定可能とすること。

[II-2-(197)] 口腔ケアを必要とする全ての病棟の入院患者に対して、歯科医療機関と連携して口腔ケアを行い管理することを評価した点数を新設すること。

要求理由 入院患者の治療の一環として口腔ケアが重要な役割を果たすが、歯科医療機関と連携して口腔ケアを行うと治療の効果がより高まる。現状ではこのような連携が評価されるのはごく一部に限られており、診療報酬上評価がなされていないものについては医療機関の負担で行わざるを得ない。医科歯科連携を促進し患者の治療効果を高めるためにも、口腔ケアに係る歯科医療機関との連携を評価した点数を新設すべきである。2014年診療報酬改定では、B009診療情報提供料(I)の加算として、歯科訪問診療や周術期口腔機能管理を行う歯科医療機関に対して患者の紹介を行った場合に算定できる「歯科医療機関連携加算」が新設されている。また、2016年改定では、A233-2栄養サポートチーム加算の加算として、歯科医師が栄養サポートチームに参加して診療に従事した場合に算定できる歯科医師連携加算が新設されている。医科歯科連携の重要性が認識されることに伴って、診療報酬上も医科歯科連携に係る治療は評価されてきたところであり、次回改定においても歯科医療機関との連携を評価した点数を新設すべきである。

[II - 2 - (198)] A247-2 せん妄ハイリスク患者ケア加算について、全ての病棟及び有床診療所で施設基準の届出・算定ができるようにすること。少なくとも療養病棟など A247-2 せん妄ハイリスク患者ケア加算の届出ができない病棟から急性期一般入院基本料等に転棟した場合は、算定できるようにすること。

要求理由 急性期一般入院基本料等以外の病棟や有床診療所でも算定できるようにすることで、ハイリスク患者への対応が広がる。また、少なくとも算定できない他の病棟から急性期一般入院基本料等に転棟した場合は、算定できるようにすべきである。

[II-2-(199)] 有床診療所においても、下記の入院基本料等加算の届出・算定が可能とすること。

- ・A231-4 摂食障害入院医療管理加算
- ・A233-2 栄養サポートチーム加算
- ・A236縟瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・A242呼吸ケアチーム加算
- ・A242-2 術後疼痛管理チーム加算
- ・A247認知症ケア加算
- ・A247-2 せん妄ハイリスク患者ケア加算

要求理由 上記の基本料等加算は、それぞれに定められた人員を配置することなどが要件とされているが、有床診療所においても実施が可能である。有床診療所でも届出・算定を可能にすることで地域の医療提供体制の充実が図られることから、有床診療所においても届出・算定を可能とすること。

【特定入院料】

[II - 2 - (200)] 医学管理等及び在宅医療を包括する特定入院料について、退院時に医学管理等及び在宅医療の点数を算定できるようにすること。少なくとも B005-1-2 介護支援等連携指導料を算定できるようにすること。

要求理由 例えば回復期リハビリテーション病棟の患者が退院する際の介護申請を行った場合など、 病院から在宅療養の連携を密にして在宅での医学管理にスムーズに移行できるようにすべきである。

[II-2-(201)]回復期リハビリテーション病棟入院料の届出について、入院料1と入院料5の組み合わせを可能とすること。

要求理由 入院料1を有する病院が新たに病棟を増やそうとすると、入院料1を入院料2又は4の下 方基準にしなければならないのは、大変不合理である。

[II-2-(202)] A308回復期リハビリテーション病棟入院料の「体制強化加算1」の施設基準「専従の常勤医師1名以上」について、病棟と関連する入院関係の業務については兼務可能とすること。

要求理由 他の施設基準点数に定める専従・専任者とは兼務不可であるが、回復期リハビリテーション病棟への入院可否の判定や退院前の指導など、外来診療や訪問を行う必要性から、専従の常勤医師という配置はとても厳しい。

[II - 2 - (203)] A308回復期リハビリテーション病棟入院料について、提供実績と実績指数の算出を不要とし、ADL 向上等、リハビリに対する効果を踏まえた報酬格差(アウトカム評価)を撤回すること。

要求理由 同じように治療を行っても、回復には個人差がある。アウトカム評価は、回復の見込みのある患者を選別してしまう危険性が高い。在宅復帰率の要件も同様の問題がある。診療報酬は、出来高払いを原則として評価すべきである。

[II-2-(204)] 別表第5の1の2に抗悪性腫瘍剤を加えるなど、回復期リハビリテーション病棟入院料など投薬料が包括される入院料においても、抗がん剤などの高額な薬剤を投与する場合には、別途算定できるようにすること。

要求理由 DPC 病棟においては、当該1入院あたりの薬剤費が、各診断群分類で使用されている1 入院あたり薬剤費の84% tile 値を超えている場合、当該医薬品を高額薬剤として指定され、高額薬剤が医療資源範囲に影響を及ぼさぬよう出来高扱いされている。出来高の入院料点数でも、一部で別表第5や別表第5の1の3などで抗悪性腫瘍剤が除外薬剤として規定されている。

しかし一方で、抗がん剤治療をしながら社会活動を行っている患者が、がん以外の理由で A308回 復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟に入院した場合、一定の入院期間を要するにもか

かわらず、抗がん剤が入院料に包括され別途算定できない。また、抗がん剤治療につき、入院中に他 医療機関受診し、合議精算を行ったとしても、当該費用については持ち出しとなってしまう。抗がん 剤治療が必要な患者が、抗がん剤治療以外を主目的とした入院であっても、安心して抗がん剤治療を 受けながら当該病棟に入院できるよう、現在抗がん剤が包括されている回復期リハビリテーション病 棟入院料等においても、別途算定可能とすべきである。

[II-2-(205)] A308-3 地域包括ケア病棟入院料について、下記の改善を行うこと。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等(令和2年8月31日付保険局医療課事務連絡:その26)は、注1、注9,注10、注11、注12の減算規定を適用しないこと。
- ② 地域包括ケア病棟入院料の施設基準通知の(10)の「オ 訪問看護ステーションが当該保険 医療機関と同一の敷地内に設置されていること」との要件について、下記の場合も、これ に該当する扱いとすること。
 - ア 当該保険医療機関において訪問看護を実施していること
 - イ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が同一の敷地内に設置されていること
 - ウ 訪問看護サービスを行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が同一の敷地内に 設置されていること
- ③ 医療法の療養病床である地域包括ケア病棟入院料の点数の引き下げを止めること (注 1 の減算を廃止すること)。
- 4 リハビリテーションを包括対象から除外すること。
- ⑤ 地域包括ケア病棟入院料の在宅復帰率について、2018年改定により在宅復帰機能強化加 算届出の療養病棟、同加算届出の有床診療所、復帰機能強化型の介護老人保健施設が評価 対象から外されたが、これを改定以前に戻すこと。
- ⑥ 在宅復帰率の計算対象から、急性期病棟への転棟患者を除外すること。在宅復帰機能強化加算を算定している療養病棟及び診療所療養病床への転院については「在宅等に退院する患者」に含めること。
- ⑦ 病態により60日を超えて地域包括ケア病棟における入院が必要な患者について、引き続き、地域包括ケア病棟入院料が算定できるようにすること。
- ⑧ 在宅復帰率の要件について、「自宅等退院患者割合」についても、暦月で3カ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動の場合は届出を要しない旨の規定を適用すること。
- ⑨ 1と3の施設基準のうち、前3月間において訪問診療30回以上か、訪問看護等を60回以上算定しているとの基準は外し、在宅医療を担う診療所との連携体制が緊密に行われていることを基準とすること。
- ① A308-3 地域包括ケア病棟入院料1・3 について、患者に対し医療だけでなくその後の生活も見据えた「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容を踏まえた適切な意思決定支援を行うための体制評価を目的に基本点数を引き上げること。

要求理由 ①について、新型コロナウイルス感染症を受け入れた病院や、受入病院に職員を派遣した 病院及び学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった病院、新型コロナウイルス感染症に感 染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する病院、新型コロナウイルスワクチン協力病

院等については、これらに対応するために、要件を満たせない状況が発生する。このため、当該減算 規定の適用は行わないようにすべきである。

- ②について、訪問看護ステーションの設置について、施設基準通知の(10)は、当該医療機関が地域医療に果たす役割を評価するものであり、訪問看護の実施も認めるべきである。
- ③について、医療法の療養病床である地域包括ケア病棟入院料の点数が実質的に大幅な削減となったが、これは地域医療に果たしてきた療養病床である地域包括ケア病棟入院料の役割を無視するものである。
- ④について、地域包括ケア病棟は急性期から療養・在宅に移行するための役割を持つが、必ずしも リハビリテーションを必要としない患者もいることから、リハビリテーションの提供を出来高払いで 評価することが必要である。
- ⑤について、地域包括ケア病棟は、急性期後の患者の受け入れのみでなく、施設等で急性増悪等があった患者を受け入れ、治療により元の生活へ戻す役割を有する病棟であるが、2018年改定で、在宅復帰の評価対象から外された介護老人保健施設等から患者を受け入れることが困難となっており、本来の役割を果たせなくなっている。
- ⑥について、在宅復帰機能強化加算を算定している療養病棟及び診療所療養病床は従来通り在宅などと同様に判断すべきである。
 - (8) 重症度が高い患者が増えており、在宅への調整が困難なケースもある。
- ⑨について、地域包括ケア病棟入院料を届け出る医療機関自身が在宅医療を担う必要はなく、在宅 医療を担う診療所と連携することにより、切れ目のない地域包括ケアを行う体制を担えば良いため、 他医療機関との緊密な連携体制を行っていることを施設基準とすべきである。
- ⑩について、現場では患者・家族からの看取りに関する相談も多くなり、医療機関としても医療の 提供だけでなく療養環境や終末期の生活に関する相談が求められていることから、この体制は当初の 要件追加時から必要性が高まっている。しかし、院内での指針の策定や体制の確保には人的コストが 求められるにもかかわらず、基本点数は全く変化していない。このため評価の上乗せを行うべきであ る。
- [II 2 (206)] A310緩和ケア病棟入院料について、基本点数の引き下げを行わないこと。 また注 4 にある緩和ケア疼痛評価加算について、疼痛だけでなく呼吸苦を有する入院患者 も加算対象とすること。

要求理由 2022年改定で基本点数が100点引き下げられ、緩和ケア疼痛評価加算100点が新設されたため、従来と同じ点数を算定するためには同加算の要件を満たさなければならない。しかし、緩和ケア疼痛評価加算は、「疼痛を有する入院患者に対して、疼痛の評価その他の療養上必要な指導等を実施した日に限り算定できる」とされているため、悪性腫瘍の患者に多い呼吸苦を有する患者への評価や指導は加算の対象外であり、減収となってしまう。基本点数を引き下げて加算の評価とするべきではない。基本点数の引き上げを求めるとともに、実態に合わせて、呼吸苦に対する療養上必要な指導等を実施した場合にも加算の評価を求める。

[II - 2 - (207)] A310緩和ケア病棟入院料や A400短期滞在手術等基本料 3 等についても J038人工腎臓に伴って使用した人工腎臓用特定保険医療材料の費用は別途算定できること を示すこと。

要求理由 2016年 3 月31日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その 1)」の(問78)で、「回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料において、J038人工腎臓の費用は別途算定できることとなっているが、J038人工腎臓に伴って使用した人工腎臓用特定保険医療材料の費用は別途算定できるか。」との問いに「できる」と回答されている。この疑義解釈はあくまでも例示であると考えているが、A310緩和ケア病棟入院料や A400短期滞在手術基本料 3 等についても同様に「人工腎臓に伴って使用した人工腎臓用特定保険医療材料の費用は別途算定できる」こととすべきである。

[II - 2 - (208)] A311-2 精神科急性期治療病棟入院料について、

- ① 点数を大幅に引き上げること。
- ② 施設基準において、看護師の配置基準を緩和すること。

要求理由 ①について、短期入院による地域移行を目指す上で、治療抵抗性統合失調症治療薬の使用 や医療機関の自助努力(精神保健福祉士や作業療法士の増員)による手厚い医療を提供するため、人 件費のランニングコストが増大しており、引き上げることが必要である。

②について、精神科病棟において質の高い医療と退院促進を目指す上で、多職種による日頃のチーム医療が必要。また、看護師の配置基準を緩和し、他職種を含む配置基準とすべきである。

[II-2-(209)] A312精神科療養病棟入院料、A314認知症治療病棟入院料において、抗悪性腫瘍剤、疼痛コントロールのための医療用麻薬を出来高算定できるようにすること。

要求理由 精神科疾患を有する患者であって長期に入院する患者が対象だが、悪性腫瘍に罹患する患者が増えている。

「II-2-(210)]以下の内容で、地域生活指導料(仮称)を新設すること。

- ① 精神疾患入院患者の退院後地域移行を図るため、入院中に看護要員または精神保健福祉士、作業療法士等による、退院後の生活環境促進を図ることを目的とした支援を評価した地域生活指導料(仮称)を新設すること。
- ② 入院中の他医療機関の受診のための付添についても、退院後の地域生活環境促進につながることから、上記の地域生活指導料(仮称)として評価すること。

要求理由 | 精神障害者の院外業務による職員負担が大きく、これに見合う評価が必要である。

【短期滞在手術等基本料】

[Ⅱ-2-(211)]A400短期滞在手術等基本料 1 について、下記の改善を行うこと。

- ① 回復室の勤務について、診療所については一定の要件を満たせば、准看護師の勤務でも 可とすること。
- ② 短期滞在手術等基本料 1 のイ(2,947点)は、麻酔の種別にかかわらず麻酔を伴う場合に算定できることとすること。
- ③ 短期滞在手術等基本料] を平均在院日数の計算対象に加えること。少なくとも100床未

満の小規模病院については計算対象とすること。短期滞在手術等基本料1については、「短期滞在手術等基本料1に規定する手術・検査を日帰りで実施した場合のみ、平均在院日数の分母と分子から除外する」扱いとすること。

要求理由 ①について、診療所においては、准看護師のみの勤務も少なくない。診療所においては 「患者が回復室にいる時間帯に、医師が院内において待機(診療に従事していても良い)しており、 かつ、状態に変化がある場合は直ちに医師が診察を行える状況にある場合であって回復室における対 応についてマニュアルを定めている場合は、准看護師が常時患者 4 人に 1 人の割合で回復室に勤務していることでも良い」こととすること。

②について、麻酔を伴う手術を行った場合(2,947点)の算定を、全身麻酔、硬膜外麻酔、脊椎麻酔に限るとの疑義解釈が示されたが、告示及び通知ではそのような制限を読み取ることはできない。 告示・通知で読み取れないにもかかわらず、算定点数を低くする扱いを行うべきではない。麻酔の種別にかかわらず、麻酔を伴う場合は、イの2,947点を算定できるようにすること。

③について、Ⅱ-2-(167)と同様に、短期滞在手術等基本料1を実施している小規模病院では、 平均在院日数が大幅に増加しやすい。小規模病院が地域医療に果たす機能を維持できるように平均在 院日数要件からの除外をやめること。

[II - 2 - (212)] A400短期滞在手術等基本料 3 について、下記の改善を行うこと。

- ① 短期滞在手術等基本料 3 の DRG/PPS 化をやめ、行った医療行為について正当に評価すること。
- ② 短期滞在手術等基本料3を平均在院日数の計算対象に加えること。少なくとも100床未満の小規模病院については計算対象とすること。
- ③ 短期滞在手術等基本料3の包括範囲から、A218地域加算と A218-2 離島加算を除外すること。

要求理由 ①従前の短期滞在手術基本料でも入院期間にかかわらず算定することから、5日以上の必要な入院期間を確保しないまま退院に至る可能性があった。必要な医療を個々の患者の状態に応じた出来高払いで保障すべきである。

②について、短期滞在手術等基本料3を実施している小規模病院では、平均在院日数が大幅に増加しやすい。小規模病院が地域医療に果たす機能を維持できるように平均在院日数要件からの除外をやめること。

③地域加算および離島加算は、当該医療機関の所在地における費用差を評価したものであり、包括 すべきではない。

【看護職員処遇改善評価料】

[Ⅱ - 2 -(213)]看護職員処遇改善評価料について、下記の改善を行うこと。

- ① 看護職員の処遇改善は、一部の病院・有床診療所のみしか算定できない厳しい要件や運用にあたって厳しい条件を課す看護職員処遇改善評価料ではなく、全ての病院・診療所の基礎的診療報酬を引き上げて医師・看護職員をはじめとした全ての医療従事者の処遇改善が図られるようにすること。
- ② 現行の入院基本料方式では、医師や看護職員の処遇改善及び施設・設備の維持・更新の

ための評価が明確ではないため、医学管理料、看護料を包括する入院基本料方式ではなく、施設費・設備費・人件費それぞれに対する評価を明確に区分し、大幅に引き上げること。(II - 2 - (158) の①の再掲)

- ③ 看護職員処遇改善評価料による場合は、届出要件から施設基準要件(A205救急医療管理加算を届け出て救急搬送実績が年間200件以上ある医療機関又は、救急救命センター、高度救命救急センター、小児救命救急センターである医療機関)を廃止し、すべての病院・有床診療所で届出・算定ができるようにすること。
- ④ 少なくとも、A205救急医療管理加算の届出は要件から外し、救急搬送実績が年間200件以上ある医療機関はすべて対象にすること。
- ⑤ 同一法人内であれば、他の医療機関・介護事業所の看護・介護職員の処遇改善に補助金 や報酬を充てることができるようにすること。

要求理由 看護職員の処遇改善は、必要・不可欠である。しかし、一定の要件を満たす医療機関だけを対象にした現行の看護職員処遇改善措置では、①地域の医療機関間での賃金格差が拡大し、再編・淘汰が広がる、②同一法人内での報酬の配分が禁止されているため、同一法人内でも要件を満たせない医療機関は、同一職種でも賃金格差が生じる、③事務職などへの配分が禁止されているため、不公平が生じる等の問題がある。すべての医療機関で看護職員処遇改善評価料が算定できるようにすべきである。

【入院時食事療養費・入院時生活療養費】

[川-2-(214)] 入院時食事療養・入院時生活療養について、

① 入院時食事療養は治療の一環である。食事を提供するための設備・水道光熱費や人件費の上昇分を反映するとともに、材料費についても保険給付に戻した上で、「あるべき入院時食事療養」に見合って設定し、大幅に引き上げること。また、1食単位から一日単位に変更すること。入院時食事療養(Ⅱ)については少なくとも1日につき2,300円以上とし、入院時食事療養(Ⅰ)等はさらに引き上げること。

要求理由 入院基本料の引き上げ要望と同様、異常な物価高の中で一刻も早く引き上げを求める。自 宅療養(ホテル療養を含む)を行う新型コロナウイルス感染者に対する配食サービスは、1食につき 1,500円(配送費・飲料費を除く)を上限として補助が行われていた。また、入院医療の現場では患 者に対するカロリー、総塩分量を1日単位で、献立設定は1週間ないし10日単位で計算しており、1 食毎に管理していない。設定に伴うコストも含めた上で適正に評価すべきである。

② 水道光熱費を保険外とした入院時生活療養費を廃止し、保険給付に戻すこと。

③ 入院時食事療養(Ⅱ)についても、食堂加算を設定すること。

要求理由 入院時食事療養 I の食堂加算について、一定規模の食堂を備えていることの環境に対する 評価であるため、食事療養 II においても加算できるようにすべきである。

④ 入院時食事療養費の標準負担額に関して、状況により長期入院を要する場合は高額療養

費のような限度額を設けるか、入院期間による逓減措置を設けること。

要求理由 1 食460円の標準負担額では1日3食で食事代だけで月4万円以上が必要となる。長期入院を要する場合は支払困難となる患者が増えると考える。

【その他】

[II-2-(215)] 届出要件のうち、届出受理後に変動が発生した場合であっても、一定の範囲内であれば変更の届出を要しないとの取り扱いがあるが、この対象となる点数及び要件を明示すること。

要求理由 要件変動の特例措置の対象が必ずしも明確でない。医療現場における管理上の混乱が生じないよう、あらかじめ対象となる点数及び要件を明示すべきである。

[II - 2 - (216)] 有床診療所入院基本料及び有床診療所入院基本料における看護配置加算、 医師配置加算、夜間看護配置加算、看護補助配置加算についても届出受理後の要件変動の 特例を設けること。

要求理由 病院だけでなく、有床診療所の入院料やその加算についても同様の取り扱いとすべきである。

[II - 2 - (217)] 医療法で定められている長期休暇者の取り扱い等を診療報酬においても適用すること。

要求理由 医療法第25条第1項では、「当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者(3カ月を超える者。予定者を含む)については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない」とし、3カ月を超えない範囲で医師数の算定に加えられる取り扱いが示されている。医師の配置が医療法上認められているのであれば、診療報酬上も同様の取り扱いとすべきである。

[II - 2 - (218)] 患者の治療などに直接関係のない、A245データ提出加算、A243後発医薬品使用体制加算、A204-2臨床研修病院入院診療加算などについては診療報酬での評価を廃止し、補助金等で評価を行うこと。

要求理由 個々の患者の治療に直接関係のないものは、個々の患者に対する治療行為を評価した診療報酬で対応すべきではない。保険料や患者負担等に原資を依拠した診療報酬ではなく、国庫負担によって対応すべきである。

[II-2-(219)] サイバー攻撃を受け、電子カルテや診療報酬請求システム等が損害を受けた場合は、概算請求を認めること。また、データ提出加算を含めた施設基準要件についても特例的な対応を行い、要件を満たすものとすること。

要求理由 サイバー攻撃は、自然災害と同様の被害をもたらす。地域住民に必要な医療を継続して実施できるよう、概算請求や施設基準要件の特例を認める必要がある。

[DPC/PDPS]

[II-2-(220)] 短期滞在手術等基本料 3 に相当する診断群分類は、入院期間 I を 1 日で固定した点数設定方式 D による設定をやめること。

要求理由 短期滞在手術等基本料 3 は、医科点数表においては 4 泊 5 日以内の点数として設定されている。入院期間 I を 1 日で固定した場合は、必要以上に入院期間が短縮される可能性がある。少なくとも入院期間 I を 1 日で固定する設定方式ではなく、患者に対する入院医療の必要性、安全性を考慮した点数設定とすること。

[II - 2 - (221)] 診療行為や薬剤料等が包括されている外来診療に係る評価における診療行為等の外来 EF ファイルへの出力義務化を撤回すること。

要求理由 包括点数の中身の出力義務化は、請求になんの関係もなく、病院への過重負担となるもの で不合理であり、実施すべきではない。

Ⅱ - 3 2024年診療報酬改定に向けた保団連歯科改善要求

【はじめに】

今日、歯科医療が誤嚥性肺炎の抑制、術後合併症の減少、認知症や糖尿病等の全身疾患の管理等に寄与することが明らかになっている。多職種連携を通じて、口腔内の健康の維持・増進を実現することは、全身の健康の維持・増進、健康寿命の延伸にとって重要である。

特に高齢になるほどリスクが高まる「フレイル」(心身の活動低下・虚弱)への予防には、その入り口となる「オーラルフレイル」(摂食・嚥下機能の低下等)への対処が必要である。病院・介護施設において、歯科医療従事者が関与した専門的口腔ケアの実施により、平均在院日数の短縮、誤嚥性肺炎の減少等の結果が報告されていることは、「フレイル」の予防が実現していることを示している。

また、コロナ禍で、歯科医療機関は、従来から院内感染防止対策を講じてきたが、スタンダードプリコーションに加えて、コロナ対策としてより一層の対策を実施している。

こうした状況の中、2022年度の診療報酬改定での歯科改定率は、わずか0.29%プラスであった。期待される歯科医療の役割を発揮していく制度に改善するには不十分な評価である。また、もともと低い歯科診療報酬の影響、コロナ禍での患者の受診控え、物価高騰や追加的な院内感染防止対策による経費増などのため、歯科医療機関の経営は、非常に厳しい状況におかれている。歯科医療の質を支える歯科衛生士や歯科技工士の技術への評価も低く、歯科衛生士の雇用確保や歯科委託技工料の適正な支払を保障する関連点数の改善も不十分なままである。歯科技工所の経営は、さらに厳しい状況に置かれており、歯科医療機関、歯科技工所が地域医療のニーズに応えた歯科医療が提供できるよう、経営的に成り立つ診療報酬への改善として、基本診療料と基礎的技術料の抜本的な引き上げこそが必要である。

患者・国民がうける医療のほとんどが保険診療であることから、保険診療の内容や範囲などを定めている診療報酬は、実質的に日本の医療水準を規定している。歯科では、一般的に普及している医療技術でも保険収載されていない技術が多数あることから、新規技術の保険適用の拡大も積極的に進める必要がある。

歴史的経過を振り返ると、1980年代以降に薬価引き下げ分を財源とする医科と歯科の改定率の格差のあった時期(いわゆる「失われた16年」)以前の歯科医療費は、国民医療費全体の10%強を占めていた(最近では7%前後)。この比率が保たれるような改定がされていれば、歯科医療費は4兆円規模であり、より歯科の保険制度は充実できたはずである。また、複眼的に歯科の「適正医療費」を検証している中道勇氏の論文(※1)においても同規模の歯科医療費が適正とされている。

患者本位の保険でより良い歯科医療を提供し、歯科医療の現場で直面する様々な課題を改善するためにも、低歯科医療費政策からの大転換、患者窓口負担の軽減と併せて、診療報酬の大幅引き上げ、新規技術の保険適用の拡大を求める。

歯科医療崩壊をくい止め、歯科医療の質の確保と安全を保障できるよう、全国保険医団体連合会は、 以下の重点要求の実現を強く求めるものである。

※1 中道勇「歯科の適正医療費は4兆3,800億円である!」『日本歯科評論』2023年1月号

【技術料の評価について】

[Ⅱ-3-(1)] 技術料の評価を抜本的に引き上げること。

要求理由 2021年に歯学系学会社会保険委員会連合が、診療行為別に人件費や材料価格などを積算した「歯保連試案2021」を策定している。一例を挙げると抜髄(単根管):8,546円(時間:24分)、根管貼薬(単根管):2,666円(時間:12分)、有床義歯床下粘膜調整処置:17,440円(時間:17分)、永久前歯抜歯:43,161円(時間:60分)と試算されているが、現行の保険点数では、それぞれ232点、32点、110点、160点と所要時間から考えると驚くべき低評価である。この「試案」や日本歯科医学会がまとめた「歯科診療行為のタイムスタディ調査」などを参考にして、診療に係る医療材料費や人件費等を適正に評価すべきである。

患者・国民の口腔の健康のため、日々診療を行っている歯科医療従事者の努力を正当に評価し、歯 科医療機関の経営を改善するためにも、技術料の評価の抜本的な引き上げが不可欠である。

【新しい病名について】

[Ⅱ-3-(2)] 新しい病名として、「糖尿病性歯周病」を導入し、提供体制の推進を行うこと。

要求理由 2015年に日本歯科医学会から、日歯に情報提供として4つの新病名案が示された。口腔機能低下症、生活習慣性歯周病(糖尿病性歯周炎、タバコ関連歯周病)、口腔機能発達不全症、口腔バイオフィルム感染症の4つであるが、生活習慣性歯周病以外、現在保険収載されている。

傷病分類別の推計患者数を見ても、歯周炎の増加が顕著である。65歳以上の患者では、生活習慣病に罹患している場合が多く、中でも糖尿病については2016年の国民健康・栄養調査によると、強く疑われる人である糖尿病有病者は約1000万人、可能性を否定できない人である糖尿病予備群は約1000万人と推計されている。糖尿病と歯周疾患の関連については、「糖尿病患者に対する歯周治療のガイドライン 改訂第2版)」(日本歯周病学会)においても、CQ1「歯周治療は HbA1c の改善に有効ですか?」の推奨度は、初版でのグレード C1 から B にレベルアップし、糖尿病患者に対する歯周治療の有効性が近年支持されるようになっている。「糖尿病性歯周病」を導入して、提供体制の推進を行っていくべきである。

【かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所について】

2016年に導入されたかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所については、施設基準の要件が歯科医療の技術とは関係のない要件があり、かつ、一般の歯科診療所でも提供している医療行為、例えばエナメル質初期う蝕管理加算に対する管理や歯周病安定期治療について、点数や算定間隔で、差別的な取り扱いとなっている。これらを解決し、患者・国民に等しく良質な歯科医療を提供できるよう以下の要求をする。

[II-3-(3)] 「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」と関連付けされた「歯科疾患管理料の長期管理加算」「歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算」および「歯周病安定期治療のかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算」の算定項目は、全ての歯科医療機関が同じ条件で取り組めるように再編・整理すること。

要求理由 2016年改定で導入された「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」は「歯科疾患管理料+120点の長期管理加算」、「歯科疾患管理料に+260点のエナメル質初期う蝕管理加算」、「歯周病安定期治療において毎月+120点のかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算」が算定できる。「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」については、施設基準と関連付けされた上記の点数は医学的根拠

がなく、同じ医療行為にもかかわらず請求点数や算定間隔に差があるなど、一物二価の問題は残されたままであり、患者や医療従事者にとって理解しにくい評価となっている。

Ce や各加算は「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」から外し、全国どの医療機関でも、かかりつけ歯科医として取り組んでいる、う蝕や歯周病に対しての重症化予防は同じ評価とすべきである。なお、初診時から 周術期等口腔機能管理料を算定している患者に対しては、通信画像情報活用加算や歯科疾患在宅療養管理料における居宅療養管理指導費等のみなし算定のように、周術期等口腔機能管理計画策定料に歯科疾患管理料の計画内容を含む場合は、歯科疾患管理料を算定しているとみなして、同加算の算定を認めるべきである。切れ目のない長期維持管理の評価は、届出医療の有無で振り分けるのではなく、歯科医療機関間、医科歯科医療機関間、多職種連携等の診療情報の提供・共有など、行為を個別に評価すべきである。

[II-3-(4)] かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の内容を抜本的に見直すこと。

要求理由 歯周病安定期治療、歯周病重症化予防治療、Ce またはう蝕多発傾向者に対する処置など、どの医療機関でも提供できる技術を施設基準の算定実績にしているが、臨床経験によって安全性を確保する外科手術などとは性質を異にしており、算定実績を増やしても「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」との関連性が担保されるものではない。さらに、施設基準の要件を増やしたことで、むしろ矛盾が拡大し、地域格差や医療機関格差を生じさせるなどの問題を引き起こしている。例えば、小児歯科では Ce に対する専門的な継続管理が提供されているにもかかわらず、訪問診療などの算定実績に阻まれて届出ができず、エナメル質初期う蝕管理加算(+260点)算定の道を事実上閉ざされたことはまさにその象徴である。また、人口減少で歯科医師または歯科衛生士による複数体制の確保が困難な地域にもかかわらず、在宅医療などの地域医療に取り組む医療機関が評価の対象外になる可能性が高い。

施設基準は人員、設備等の基準を設けなければ、安全性や水準が保持できないことが明確な場合などに限定すべきである。

【病院歯科の充実について】

[II-3-(5)] 超高齢化、疾病構造の多様性を鑑み、病院歯科の役割を明確化し、その機能を充実させるためにも、抜本的に評価を見直し、大幅に引き上げること。また、入院患者に実施している肺炎予防のための口腔衛生処置、口腔機能管理の点数を新設すること。

要求理由 病院歯科では、歯科口腔外科だけでなく他科の入院患者の口腔管理やリハビリを含めて他 (多)職種との連携を実施している。また、病院歯科の特性を生かして、高次医療だけでなく地域の 実情に応じた困難事例 (訪問診療の後方支援含む)の受け入れや全身管理を必要とする障がい者の診療などの役割を担っている。これらの取り組みを推進するためにも、病院歯科での処置・手術について、特段の評価をするべきである。

病院経営において、長らく歯科は不採算部門として指摘されることが多く、設置病院の数は減少傾向が続いてきた。ようやく最近になって、地域医療や周術期などの口腔機能管理を通じて院内における歯科の役割が再評価され、存在意義が高まっている。病院歯科固有の診療内容なども考慮し、その役割に見合った、不採算とならないような基本診療料および手術等の技術料の大幅な引き上げが必要

となっている。

【届出医療について】

[II-3-(6)] 届出医療において、施設基準の研修要件として課す必要性の乏しいもの、施設基準と給付内容との関連性が希薄なもの、施設基準の人員要件が地域間格差や偏在を生んでいるものについて、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

要求理由 施設基準要件のうち、歯科衛生士の配置が要件とされているものには、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所、歯科外来診療環境体制加算、在宅療養支援歯科診療所、歯科治療時医療管理料があるが、地域間格差によって「雇用したくとも雇用できない」等の実態がある。地域の実情に即した施設基準とするよう届出要件を抜本的に見直すこと。

歯初診注1の研修のように医療法の定めに以前から義務付けられており、既に96%が届出をしている、届出をしていなくても実際には実施しているような届出医療にする必要はないものをはじめ、「歯科疾患の重症化予防に資する継続的管理の研修」のように簡易でどの保険医療機関にも当てはまるもの、歯科治療時医療管理料のように、施設基準の人員要件が地域間格差や偏在を生んでいるものなど、患者と臨床現場に混乱と格差をもたらす施設基準は、撤廃・整理すべきである。

歯科訪問診療について、病院と診療所で取り扱いが違う「歯科訪問診療の注13に規定する施設基準」は、全く根拠がないので、届出制を撤廃すべきである。

【チーム医療について】

[II-3-(7)] 歯科衛生士の評価を抜本的に見直すこと。施設基準要件における「歯科衛生士の配置」をもって、歯科衛生士の評価をするのではなく、医学管理、外来診療や在宅診療の補助を行った場合の評価をすること。また、歯科衛生士の専門性の評価を拡大すること。

要求理由 外来診療においては、歯科訪問診療補助加算のような歯科衛生士の評価はない。医学管理のうち、小児口腔機能管理料と口腔機能管理料について、歯科衛生士が補助を行った場合の評価を「診療補助加算(仮称)」とすることを求める。また、「歯科衛生実地指導料」や「訪問歯科衛生指導料」は点数が低すぎる。必要な場合は複数回も認めるなど算定要件を見直すことで働き続けられる環境を整備すること。またこれらの点数は歯科衛生士が行った場合のみの評価で、歯科医師が行った場合の評価を別途設けるべきである。

また、専門的口腔ケアの重要性や、多職種連携、チーム医療が重視される中、業務範囲が広がり多様化しているにもかかわらず、歯科衛生士の診療報酬上の評価は低い。口腔機能の維持・増進が健康長寿につながる禁煙指導や食育など歯科医療の保険給付範囲を拡大し、歯科衛生士が実施した場合の算定を認めることで医科・歯科間の有機的連携も推進できる。

[II-3-(8)] 患者の口腔の健康増進に資するため補綴治療の質を確保し、歯科技工士の就労や歯科技工所の経営を守るために、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用を大幅に引き上げるなど、歯科技工士の適正な評価を確立すること。

要求理由 長時間・低賃金の労働により、歯科技工士の離職と高齢化や歯科技工士学校数・入学者数

の減少が進み、近い将来、患者、国民への良質な補綴治療が提供できなくなってしまうことが危惧されている。歯科技工士の適正な評価を確立するためには、歯科技工の委託技工料に係る問題を解消することを目的とした抜本的な点数引き上げが急務である。とりわけ、義歯製作の技術が継承できず、地域の歯科技工所に義歯の作製を依頼できない状況も生まれている。今後、患者、国民への良質な補綴治療が提供できなくなってしまうことが危惧されている。国はもっと危機感を持つべきである。

さらに、保険点数の引き上げに加えて、労働時間と原価計算に基づいた製作技工・保険点数の決定プロセスを確立することや歯科技工士に適切な技術料(委託技工料)が渡るような実効性ある取引ルールの確立をはかるべきである。現在、歯科技工は、歯科技工士の異常な長時間・低賃金労働に支えられており、これからの保険診療の補綴治療を守るために、現状の改善は急務である。

歯科技工士の長時間・低賃金の労働の直接の要因は低廉な歯科技工料(委託技工費)にあるが、問題の根本は、多くの部分で不採算となっているチェアサイドの技術料(歯冠形成、印象採得、咬合採得、試適、装着などの歯科医師の技術料)の低評価など、歯科技工料の支払いの原資となる診療報酬そのものが低すぎることにある。歯科医療機関・歯科技工所の経営がともに成り立つよう、歯科診療報酬の大幅な引き上げを求める。

上記に加えて、歯科技工加算の点数を引き上げるとともに、専門職間の連携を重視する観点から、 院内・院外を問わずに算定できるようにするべきである。

また、歯科技工所特有の「高齢」かつ後継者のいない「一人親方」という事業所形態では CAD/ CAM システムや光学印象など高額な設備投資はハードルが高い。新規技術を保険収載することは重要であるが、経済的に余裕のある大手技工所が対応できる技術のみを保険収載していては寡占状態に陥り、歯科技工の技術継承と健全な市場の形成・存続を妨げ、歯科関連産業自体の先細りに拍車をかけてしまうことになる。現状では義歯や多数歯欠損のブリッジなどの製作技術を全てデジタルに置き換えることができないため、長年にわたり歯科技工を支えてきた技工士の技術が必要である。現存する全ての歯科技工所が存続し、継承者を育成するためには、例えば、硬質レジンジャケット冠など、広く普及した技術に関する技術料等の見直しが必要である。

【保険給付の拡大について】

[II-3-(9)] 「保険のきく範囲を広げて欲しい」という国民大多数の強い願いを実現するためにも、十分普及している保険給付外の技術および材料は不採算とならない点数で保険に導入し、新規技術の保険導入に当たっても、評価基準を明確にして、不採算とならない点数で導入すること。

要求理由 高い窓口負担と、歯科では保険のきかない自費治療の存在や、歯科疾患は命に直結しないとの患者の気持ちなどが歯科受診の弊害となり、早期発見・早期治療を困難にし、更に治療の中断を生んでいる。金銀パラジウム合金の異常な高騰も患者負担を引き上げる要因となっている。「保険で良い歯科医療を」全国連絡会が2021年に実施した市民アンケートでは、保険適用範囲の拡大と窓口負担の軽減が、歯科医療に対する患者・国民の最大の願いであることが示されている。

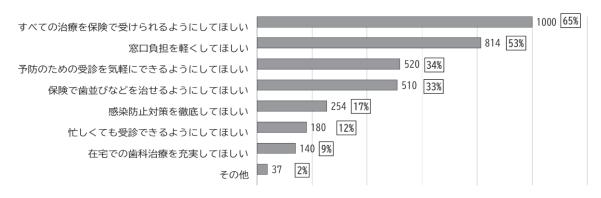
2016年度歯科疾患実態調査によると、「補綴の状況」のうち「一部完了」者が24.3%、「未処置」歯は13.4%と、前回調査(2011年)に比べて増加し、特に、「未処置」者の割合が増加傾向を示したのは、過去40年で初めてのことである。この改善に向けて、ブリッジ支台第二小臼歯への前装金属冠、金属床部分義歯、ジルコニア等、十分普及している技術・材料は、医療機関が積極的に活用できるよう適切な評価をし、直ちに医療機関が不採算とならない点数で保険導入するべきである。

また、学校歯科健診で機能的因子による歯列・咬合不正などを指摘され、評価基準により小児口腔機能発達不全症と診断された場合、小児口腔機能管理料における訓練料や口腔内装置などの評価を引き上げることをはじめ、矯正治療が必要と診断された場合の歯科矯正については、歯科矯正医との連携を図った上で、整備も踏まえて、保険適用するべきである。

また、レーザー、歯周組織再生誘導手術をはじめこの間少ないながらも新規保険導入が図られたが、評価が著しく低く医療機関での活用が妨げられている。安全で質の高い歯科治療を受けたいという患者の要望に応えられるよう、過去に保険導入された新規技術についても評価を適切に引き上げるべきである。

安心して歯科治療を受けられるよう希望すること(3つ選択)

N=1479(「忙しくても受診できるようにしてほしい」を省略した地域があり、この選択肢のみN=992)



【金銀パラジウム合金について】

[II-3-(10)] 金銀パラジウム合金の材料告示は、「逆ザヤ」が生じないよう実勢価格に基づき実施すること。価格変動に即時対応できるよう、急激な価格変動が生じた場合には、年4回にかかわらず緊急改定を行うこと。

要求理由 金銀パラジウム合金は異常な高騰が続き、診療報酬改定の時点で、すでに市場価格との逆ザヤが生じていた。これを少しでも解消する目的で導入された随時改定IIでも急激な変動に対応できず、2022年改定では変動幅にかかわらず年4回実施するルールに変更した。しかし、随時改定は後追いの改定であることに加え、素材価格の増減をもとに理論値で算出するため、実勢価格との乖離が検証されない仕組みとなっている。歯科補綴の安定供給のためには、市場価格の公的なモニター制度を導入するなど抜本的な見直しが必要である。当面、基準改定に用いる市場価格調査と随時改定で用いてきた理論値との乖離を検証することで乖離度を縮めるとともに、随時改定に用いる期間と告示までのタイムラグを極力短くすること。

また、急激な価格変動に対しては、緊急改定のような迅速な対応を行うこと。

【個別項目について】

基本診療料

[II-3-(11)] 初診料・再診料を大幅に引き上げ、少なくとも基本診療料における医科歯科間格差の解消を行うこと。また、院内感染防止対策に係る評価については、現行の施設基準としての届出医療を廃止し、普段より徹底した感染対策を行っていることを正当に評価すること。

要求理由 新型コロナウィルス感染症の拡大によって、感染防止対策の重要性が改めて浮き彫りになった。歯科においては、以前より徹底した感染防止対策を歯科医療機関の努力によって行われてきたことは周知のことである。「医療安全を確保するために―院内感染対策費の検討」(日本歯科医療管理学会雑誌第51巻第1号40-45(2016))によると、患者一人当たりの院内感染対策費は1,058円であり、対して再診料45点+歯科外来診療環境体制加算4点=490円(当時)とあまりにも隔たりが大きいと指摘している。

全ての歯科医療機関で感染症に対する患者のニーズや安心安全の医療を実現するためにも、基本診療料である初診料・再診料を適正に評価し、大幅に引き上げること。少なくとも医科歯科間にある格差は解消し、医科と同評価とするべきである。院内感染防止対策に係る届出が、ほぼ100%であるという現状と、歯科においては特に感染対策は当然実施すべきことであることから、施設基準としての届出医療とする必要性はなく、廃止すべきである。その上で、地方厚生局が指定時更新の際に行っているWEBによる研修のように、厚労省が感染防止対策に係る研修を行うべきである。

医学管理

[II-3-(12)] 歯科疾患管理料におけるう蝕多発傾向者について、注に示している「う蝕に罹患している患者であって」の文言を削除して、小児う蝕の現状に即した取り扱いとすること。また、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する取り扱いであるが、所定点数での算定とすること。

要求理由 中医協で示された資料にある通り、小児のう蝕は激減している。健診等でも明らかであり、う蝕治療が主訴でない場合でも、修復されている歯の状態によりう蝕多発傾向者と判定された場合に管理を行っていけることが、う蝕の発生、重症化予防に資すると考える。また、う蝕多発傾向者の判定で、8歳~11歳の年齢区分は「乳歯または永久歯の処置歯数の合計が2歯以上」で適応とすること。

また、歯科治療を行う上で、初診時に治療計画を作成して医学管理を行う行為は非常に重要なものである。それにも関わらず、初診月の歯科疾患管理料減算は臨床上においても歯科医学的妥当性に欠けるものと言わざるを得ない。

[II-3-(13)] 小児口腔機能管理料について、診断のための検査、小児口腔機能管理料の訓練のための口腔内装置の適正な評価を行うこと。また、管理にあたり必要となる口腔内カラー写真撮影を評価する点数を別途新設すること。口腔機能管理料について、口腔機能低下症と診断されれば算定できるように要件緩和をし、口腔機能の改善、重症化予防が推進できるようにすること。

要求理由 口腔機能管理料、小児口腔機能管理料については、2022年度改定で対象年齢は拡大されたが、診断のための検査の評価は据え置かれたままである。口腔機能管理料では、咬合圧検査、舌圧検査、咀嚼能力検査のみ評価があるが、ほかの検査については全く評価がない。また、口腔機能管理料は、算定要件に舌圧測定等の3項目の検査で下位症状が認められた患者が対象であるという要件があるため、口腔機能低下症であっても当該項目の検査を行って下位症状が認められないと算定ができない矛盾がある。口腔機能低下症と診断されれば算定できるように要件緩和を求める。小児口腔機能管理料については、離乳完了前・離乳完了後のいずれの検査も評価がない。月1回100点の管理料だけ

でなく、診断のためのスタディモデル、口腔内カラー写真、訓練のための口腔内装置などしっかり取り組める点数設定が必要だと考える。令和2年度の社会医療診療行為別統計によると5月診療分での算定回数は、口腔機能管理料は27,114、小児口腔機能管理料は48,083と極端に少ない。最大の原因は、診断、訓練に対して評価がないことである。

口腔機能の低下、口腔機能発達不全の重症化予防のためにも、これらの管理の推進が重要であり、そのためにも、診断、訓練に対する評価を正当に行うべきである。

医学管理

[II-3-(14)] 歯科疾患管理料の総合医療管理加算について、「総合医療管理料(仮称)」 として独立評価し、口腔機能管理料や小児口腔機能管理料と同様に、歯科疾患管理料の算 定日以外でも算定できるように改変すること。

要求理由 初回算定の場合、医科から診療情報提供書による紹介があった場合を除き、通常は医科に 照会をかけ、医科からの返書を待って算定することになる。そのため、受診から医学管理を始めるまでにタイムラグが生じることから、お薬手帳等で投薬の状況が確認できた時点からの算定とすべきで あり、歯科疾患管理料の算定日に限定せず、歯科疾患管理料とは別に算定できるよう改めることが必要である。

[II-3-(15)] 周術期等口腔機能管理の管理計画に歯科疾患管理料の計画内容を含む場合には歯科疾患管理料を算定したものとみなす取り扱いとすること。

要求理由 周術期等口腔機能管理を行う場合、周術期等口腔機能管理計画策定料および周術期等口腔機能管理料 I・II・IIのいずれかを算定することになり、実質的に歯科疾患管理料が算定できない。そのため、歯科疾患管理料の算定が前提となっているフッ化物歯面塗布処置、エナメル質初期う蝕管理加算、機械的歯面清掃処置、歯周病安定期治療、口腔機能管理料、小児口腔機能管理料など中長期的管理が必要な患者への評価がない状態になる。周術期等口腔機能管理計画策定料に歯科疾患管理料の計画内容を含む場合には認めるなどの措置を講じることを求める。

[II-3-(16)] 歯科治療時医療管理料について、歯科衛生士の人員基準は地域間格差を生み、地域医療の実態ともかけ離れていることから、施設基準から外すべきである。

要求理由 歯科治療時医療管理料はモニタリング行為そのものへの評価である。歯科衛生士の参画は不可欠ではなく、有病高齢者の多い過疎地域で歯科衛生士がいない場合も含めて、安全な治療のために必要なモニタリングはどの医療機関でも行っている。適応病名が限定されているなど、裁量が著しく狭い。現行の施設基準は給付内容との不整合が著しく、とりわけ、歯科衛生士の配置がなければ、同管理料が実施できないとの制限は不合理であり廃止を求める。

モニター装着下に局所麻酔を行った症例すべてに適応し、迷走神経反射や妊娠中など対象疾患に関わらずモニタリングが必要と判断した患者に対して算定可能にすべきである。

[||-3-(17)] 歯科衛生実地指導料の評価を抜本的に見直すこと。

要求理由 歯科衛生実地指導料について、現行の評価では人件費などを考慮すると赤字に近い状態になるため、評価の引き上げが不可欠である。また、歯科衛生実地指導料と類似の診療行為である訪問 歯科衛生指導料は月4回の算定を限度としている。歯科衛生実地指導料の算定も同様の回数を算定できるようにすべきである。

[II-3-(18)] 診療情報提供料(I)注7に係る加算(注7加算)について、歯科訪問診療料を算定した患者も対象に含めること。

要求理由 注7加算は、歯科診療特別対応加算を外来で算定した患者を紹介した場合に算定できるが、外来に限定され、訪問診療の患者は除外されている。外来と訪問診療を区別する理由はなく、歯科訪問診療料を算定した患者も対象に含めるべきである。

[II-3-(19)] 新製有床義歯管理料は、新製有床義歯の製作物単位で算定できるようにすること。

要求理由 現行では、「1口腔単位」での算定となっている。有床義歯の管理は、義歯という技工物に対して行うものであり、口腔に対して行うものではない。2020年度改定においても、義歯の「困難な場合」と「それ以外の場合」の取り扱いについて、「口腔の状況」から「対象義歯」で考えることに変更されている。併せて、同様に変えるべきである。

「製作物単位」での算定にすれば、同一初診内で1年間は1回のみの算定、初診が変われば再度算定できるという根拠のない不合理は解消されると考える。

[II-3-(20)] 喫煙者に対する禁煙支援のため、「慢性歯周炎患者の禁煙指導」を導入すること。

要求理由 喫煙と歯周病の重症化、受動喫煙と歯周病、さらに、その他の全身への健康障害について 積極的に啓発し、歯周基本治療の一貫として禁煙指導をはかることは、重要である。同指導について は、歯科衛生士、歯科医師いずれでも、取り組めるようにするべきである。

在宅歯科医療

[Ⅱ-3-(21)] 在宅歯科診療における時間、時期、回数、人数の要件などを撤廃すること。

要求理由 歯科訪問診療料には20分要件があるが、2010年度改定に導入され、2年後の改定で、「容態急変時」の特別規定が設けられたことからも、在宅歯科医療の実態とかけ離れた要件であることは明らかである。高齢者の体力等を考慮しても「20分」という根拠のない時間要件は撤廃するべきである。

歯科訪問診療移行加算については、歯科訪問診療1 (20分以上) への加算で、かつ、その歯科医療機関の外来を最後に受診した日から3年以内に開始した歯科訪問診療に対する加算という位置づけである。かかりつけ歯科医としての評価を考えるのであれば、歯科訪問診療1のみならず、すべての訪問診療に対する評価とすべきであり、また、3年以内に開始という時期の制限を撤廃し、評価を引き上げるべきである。

また、訪問診療の人数によって点数に差を設けているが、訪問診療の対象患者は外来の患者より全身状態が良いとはいえず、治療も複雑困難で、より慎重に取り組まなくてはならない。それを個々の患者の状態を無視し、一律に人数で画一的に指定することは改善すべきである。

また、同一法人により運営される施設など、「特別の関係にある保険医療機関等」であっても、初診料・再診料ではなく、通常の訪問診療料の算定を認めること。

[II-3-(22)] 入院前に製作に着手している補綴物や有床義歯については、病院に歯科口腔外科があっても、入院・入所先が16キロ以上離れていても、完成済みの状態であれば、訪問による装着を認めること。

要求理由 現在、16km を超える場合の対診については、患家付近に他の歯科医師がいない、いても 専門外である等の場合に限られているが、補綴物や有床義歯が完成後に入院した場合でも、患者は入 院先で新たに補綴治療を受けなければならないことになる。患者の経済的、精神的負担をなくすため にも、完成しているものについては、訪問による装着を認めるべきである。

[II-3-(23)] 栄養サポートチーム連携加算の点数を引き上げて独立点数とし、歯科衛生士が実施した場合も認めること。

要求理由 歯科疾患在宅療養管理料または在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に対する 栄養サポートチーム連携加算は歯科医師のみが実施できるが、これを独立評価とし、歯科医師の指示 を受けた歯科衛生士が実施した場合も認めることで多職種連携がより進むであろう。

検査

[II - 3 - (24)] 歯周病検査や口腔細菌定量検査など 1 月以内の 2 回目以降の算定についての減算をやめること。

要求理由 歯周病検査や口腔細菌定量検査など1月以内の2回目以降の算定については、50/100の減算の取り扱いであるが、歯科医学的根拠がなく不合理であり、算定間隔に限らず、所定点数での算定とすべきである。

[II-3-(25)] 口腔細菌定量検査について、周術期患者、高齢者や「口腔機能低下症」の患者についても、対象を拡大すること。

要求理由 2022年度改定で導入されたが、対象は在宅患者と歯科診療特別対応加算を算定している患者であるが、周術期患者、高齢者や「口腔機能低下症」の患者についても、対象を拡大すべきである。口腔バイオフィルム検査により口腔内の状態を把握し、口腔バイオフィルム感染症として口腔全体の管理を行うことは、高齢者において誤嚥性肺炎をはじめとする全身性疾患の抑制にきわめて有用である。また、「口腔機能低下症」の患者では、口腔全体の汚染状態を把握するために舌苔の付着状態や細菌数を評価する口腔バイオフィルム検査を行い、歯周組織だけでなく舌や粘膜を含めた口腔全体の管理を行うことができることから、当該検査の適応拡大をするべきである。

さらに、口腔バイオフィルム感染症の管理と歯周疾患の管理を並行して行えるよう、口腔細菌定量

検査と歯周治療の併算定ができることを明記すべきである。

また、口腔バイオフィルム感染症の診断は、診断方法が1社1機種しかない機器による口腔細菌定量検査のみで、ほとんど活用されていない。施設基準の廃止や、旧型の同様の機器でも可能することや、また舌苔の簡易検査についても評価するように改善すべきである。

[II-3-(26)] 咀嚼能力検査、咬合圧検査の算定間隔を3カ月に1回とし、それぞれの算定を認めること。

要求理由 2022年度改定において、舌圧検査のみ、継続的な管理を行っている患者について、3月に 1回の算定に改善されたが、咀嚼能力検査、咬合圧検査については、6月に1回の算定のままである。高齢者の口腔機能重症化予防、早期発見につながるよう、検査の間隔について改善するべきである。 また、診断において、咀嚼能力検査、咬合圧検査を同時に行った場合、それぞれの算定を認めるべきである。

[II-3-(27)] う蝕や歯周病に対する各種唾液検査、細菌検査等、有用性が実証されている検査を積極的に保険導入すること。

要求理由 歯周治療を進めていく上で、どの治療を選択するかを決定するか、歯周病の進行程度や原因を把握し「正しい診断」と「適切な治療計画」を立てるための情報を得るためにも、酵素判定法、歯肉溝滲出液の検査等の新たな検査を導入するべきである。症例に応じて必要な検査を系統的に行い、検査結果を分析して治療計画の立案や修正に生かすことが重要である。また、う蝕の重症化予防の管理についても、科学的根拠を示すためにも検査の導入が必要である。

画像診断

[II-3-(28)] 歯科部分パノラマ断層撮影について、対象を異常絞扼反射の患者のみでなく、「術中の感染防止」も追加すること。

要求理由 現行の対象は、「異常絞扼反射を有し、口腔内エックス線撮影が困難な患者」に限定されている。抜歯や小手術に際して、歯科エックス線撮影によって術中の確認を行っているが、2022年度に評価された医療技術評価提案書でも対象疾患として挙げられているように感染リスクを考えると、歯科部分パノラマ断層撮影を活用できれば、かなり有用であると考える。

[II-3-(29)] 歯科用3次元エックス線断層撮影の適用について、歯槽骨の状態の確認を 追記すること。

要求理由 2022年度改定で、適用について、「複雑な解剖学的根管形態」の確認が追加となったが、 歯周治療において、歯槽骨の状態を確認するうえでの有用性については、周知のことである。 適用に ついて、追加として明記すべきである。

リハビリテーション

[II-3-(30)] 歯科リハビリテーション 1 について、有床義歯管理料と歯科リハビリテー

ション] の併算定を認めること。また、患者にもわかりやすい「義歯調整料」の名称に変更すること。

要求理由 有床義歯の管理は、義歯という技工物に対して行うものであり、口腔に対して行うものではない。2020年度改定においても、義歯の「困難な場合」と「それ以外の場合」の取り扱いについて、「口腔の状況」から「対象義歯」で考えることに変更されている。併せて、同様に変えるべきである。また。必要な回数算定できるよう改善すること。

[Ⅱ-3-(31)] 小児口腔機能管理料、口腔機能管理料の訓練に対する評価を新設すること。

要求理由 小児口腔機能管理料、口腔機能管理料について、「継続的な指導および管理を行った場合 に算定する」とされていて、行う訓練については評価がない。重症化予防と潜在的な対象患者の指導・管理を医療機関が積極的に行えるように、医科点数の運動器リハビリテーション料等関連項目を 準用できるようにするか、口腔内装置などリハビリテーションに新たな項目を新設するべきである。

処置

[Ⅱ-3-(32)] 麻酔の算定を認めること。当面、120点未満の処置については等しく麻酔料・麻酔薬材料の算定を認め、120点以上の処置については薬剤料の算定を認めること。

要求理由 歯科における日常診療において多くを占める処置で使用される麻酔薬剤料、麻酔料については、相変わらず評価がない。手術と同様に使用した麻酔薬剤料は別途算定できる取り扱いとすべきである。また、当面120点未満の処置については、歯周治療など「麻酔の費用は含まれる」とされている処置については、浸潤麻酔の手技料も算定できるようにするべきである。そのためにも、「麻酔の費用は含まれる」との規定を削除すべきである。

[Ⅱ-3-(33)] 初期う蝕早期充填処置について、「1歯につき」の取り扱いを削除すること。

要求理由 「1 歯につき」の取り扱いは、同一初診期間中の再度の処置は認められない取り扱いである。長期にわたって管理していくうえで、非常に不合理な取り扱いである。削除を求める。

[II-3-(34)] 除去料の算定について、同一歯について2個以上の歯冠修復物(支台築造を含む)又は欠損補綴物の除去を行った場合は、それぞれの算定を認めること。

要求理由 除去料について、歯冠修復物と支台築造それぞれ別項目であることから、主たるものでは なく、それぞれの算定を認めるべきである。

[II-3-(35)] 暫間固定の取り扱いについて、「簡単なもの」についても「困難なもの」と同様に「1箇所につき」の算定とし、手術歯数3歯以下の場合の「簡単なもの」の術中の算定を認めること。

要求理由 | 暫間固定の取り扱いについて、「簡単なもの」は「1顎につき」、「困難なもの」は「1箇

所につき」の取り扱いであるが、固定する歯数の違いだけであり、固定方法に違いがない。「簡単なもの」についても「1箇所につき」の算定とするべきである。また、手術歯数3歯以下の場合の術中の暫間固定を歯周外科手術に包括するのではなく、実態に応じて別途算定を認めるべきである。

口腔内装置調整・修理に関する事務連絡

[II-3-(36)] 自院、他院問わず、歯ぎしりに対する口腔内装置の調整・修理の234点の算 定を認めること。

要求理由 現在の口腔内治療用装置の修理234点は、2016年4月改定で「床副子調整・修理」から始まった。この当時、歯ぎしりに対する口腔内装置(ナイトガード)は修理の対象装置ではなかった。同年9月1日の疑義解釈で「他院製作の床副子も修理の対象になるか」との問いに、睡眠時無呼吸症候群の咬合床を除き他院製作でも床修理の算定を認める取り扱いが示された(睡眠時無呼吸症候群の咬合床は医科主治医との連携関係を損ねるため除外した)。その後、2018年4月改定で「口腔内装置調整・修理」と名称が変更され、歯ぎしりに対する口腔内装置(1に限る)が修理の対象として告示された。適応拡大に応じた検討が必要であったが、これを漏らしたのではないか。2016年9月1日付の疑義解釈が修理対象の装置を個別に明示していたのが原因であると考える。早急に是正すべきである。

[Ⅱ-3-(37)] スケーリングの同日2ブロック以降の減算をやめること。

要求理由 同日2ブロック以降のスケーリングが加算扱いなのは歯科医学的に根拠がなく不合理である。ブロック単位での点数であれば、全てのブロックで同じ点数を認められるべきだ。

歯周病安定期治療について

[II-3-(38)] 歯周病安定期治療の間隔の短縮は主治医の判断でできるようにすること。 当面、短縮が必要な場合に、①再度のスケーリング・ルートプレーニングを経て安定を確認した患者②基本診療後に薬物送達療法の定期注入を経て安定期を確認した患者③ブラキシズムや悪習癖などが認められる場合、④高度な歯槽骨吸収により歯の支持量が減少し、生理的な咬合力でも咬合性外傷を生じやすい場合——を加えること。

要求理由 現行では、歯周病安定期治療期間の短縮については、歯周外科手術を実施した場合、全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合、全身的な疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合、侵襲性歯周炎の場合と「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」の医療機関と規定されている。「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所届出医療機関」か「それ以外の医療機関」で歯周基本治療後の歯周病安定期治療の算定が1カ月ごとか3カ月ごとと期間の違いがあることは歯科医学的に全く根拠がない。歯周病安定期治療の間隔の短縮は主治医の判断でできるようにするべきである。当面、短縮が必要な場合に、①再スケーリング・ルートプレーニングを経て安定を確認した患者②歯周基本治療後に薬物送達療法の定期注入を経て安定期を確認した患者―を加えること。

[Ⅱ-3-(39)] 歯周病重症化予防治療の適用については、ポケットが4mm未満であっても、

歯根長の1/3を超える骨吸収がある場合などは、主治医の判断で歯周病安定期治療を選択できるように変更すべき。また、歯周病重症化予防治療、歯周病安定期治療への移行については3カ月という期間の規定は見直し、患者の状態によって移行できるように改めること。

要求理由 歯周病重症化予防治療の対象は、ポケット深さが4mm未満となっているが、例えば、歯肉切除手術(GEct)などの歯周外科手術後、一時的にポケットが浅くなる場合などは、重症例にもかかわらず3カ月メンテナンスとなってしまう。また、歯周病安定期治療と歯周病重症化予防治療の行き来が生じるなど継続管理に混乱が生じている。骨吸収の度合いなど、歯周炎のステージに配慮した取り扱に改変すべきである。特に、軽症例でも毎月メンテナンスを行える歯周病安定期治療(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合)との関連で矛盾が生じる。後段でも述べるが、一物二価の歯周病安定期治療(かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合とそれ以外の医療機関)との関係も再考願いたい。

上記を踏まえた上で、当面存続するのであれば、歯周病重症化予防治療と歯周病安定期治療の算定要件にアタッチメントロスや骨吸収に配慮し、例えば下記のように改変することで、相互移行の際の混乱を最小限に止めること。

【具体的な通知の改変案 (現行通知に下線部を追加する)】

- ●歯周病重症化予防治療:歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者<u>(歯槽骨吸収が歯根長の1/3</u>以上を有する場合を除く)
- ●歯周病安定期治療:4ミリメートル以上の歯周ポケットを有するもの<u>または歯槽骨吸収が歯根長の</u> 1/3以上を有するもの
- [II 3 (40)] 根管充填・加圧根管充填処置について『4根管』の点数の設定をすること。 また、樋状根の場合の加算点数を設定すること。

要求理由 根管充填・加圧根管充填処置の点数は3根管の場合も4根管の場合も『3根管以上』の点数を算定することになる。3根管への根管充填と4根管への根管充填では技術的難易度が異なるため。また通常の根管と樋状根についても技術的難易度が異なるため、新たに評価すること。

[II-3-(41)] Ni-Ti ロータリーファイル加算について、Ni-Ti ロータリーファイルを用いた根管形成・拡大についても適正に評価するとともに、歯科用3次元エックス線断層撮影および手術用顕微鏡を用いた場合に限定しないこと。

要求理由 根管形成・拡大は根管充填処置に包括されており、Ni-Ti ロータリーファイル加算が新設されるまでは、同ファイルを用いた場合とそうでない場合の評価が同一であった。今回の改定で一部評価されたたものの、歯科用3次元エックス線断層撮影および手術用顕微鏡を用いた場合に限定されている。しかし、これらの装置を用いなければファイルの特性が生かせないというものではなく、差別化は不合理である。例えば、デンタル等で歯根湾曲が確認された場合は、認めること。

[Ⅱ-3-(42)] 非経口摂取患者口腔粘膜処置について、患者の実態に即した運用、回数、 評価とすること。また、非経口摂取患者口腔粘膜処置、周術期等専門的口腔衛生処置、在 宅等療養患者専門的口腔衛生処置、機械的歯面清掃処置や歯周病治療の同月算定を認める こと。

要求理由 2020年に導入された非経口摂取患者口腔粘膜処置は、通知に「経管栄養等を必要とする経口摂取及び患者自身による口腔清掃が困難な療養中の患者」と規定され、100点を月2回までの算定となっている。患者の状態は様々であり、経管栄養と経口摂取を一時的に併用する場合もある。経口摂取が可能な患者でも、剥離上被膜の除去が必要な場合もあり、一律に「経管栄養等を必要とする」と限定すべきではない。また、開始から3カ月以内は算定回数を制限せず、3か月を超えた後も、患者の実態にあわせて、算定回数は少なくとも月4回までとし、点数についても引き上げが必要である。さらに非経口摂取患者口腔粘膜処置は、周術期等専門的口腔衛生処置、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、機械的歯面清掃処置、歯周病治療(歯周病処置、歯周基本治療、歯周病重症化予防治療、歯周病安定期治療)と同月の併算定が認められていないが、両項目は、そもそも対象疾患、治療内容も異なるため、併算定を認めるべきである。

咬合調整について

[II-3-(43)] 咬合調整は歯数の変化など口腔内の状況が変化した場合にはその都度算定できるようにすること。

要求理由 咬合調整の算定単位は、同一初診内に6ヵ月または3ヵ月に限定されているが、外傷や腫瘍等によって歯数が変更になり新たに義歯を製作する場合や歯冠ハセツによって歯が鋭縁になるなど、予見できない事象に対する評価まで制限することは不合理である。

[II - 3 - (44)] 象牙質レジンコーティングの算定について、インレー修復においても算定できるようにすること。

要求理由 象牙質レジンコーティングについて、現行では「生活歯歯冠形成」のみとされているが、インレー修復においても、象牙細管に対する処置は必要であることから、対象を広げるべきである。

[Ⅱ-3-(45)] 歯内療法において、レジンを用いた隔壁の算定を認めること。

要求理由 処置の通則 (14) において、隔壁の点数は抜髄等の点数に包括されて算定できないとされている。しかし、最近レジン材料が改善し、隔壁にも用いることがしばしばある。特に歯質が少ない歯においては、レジン隔壁を行ってラバーダムによる適切な防湿を行うことが歯内療法の成功率に大きな影響を与えることから、認めること。

手術

[Ⅱ-3-(46)] 顎骨腫瘍摘出術に係る取り扱いを変更すること。

要求理由 主たる手術の顎骨腫瘍摘出術と従たる手術の歯根端切除手術について、顎骨腫瘍摘出術は、(歯根嚢胞を除く)(顎骨嚢胞を摘出した場合に限る)とされているが、臨床では、顎骨腫瘍摘出時にも、歯根端切除手術をする頻度が高いため、この通知のままでは歯根端切除手術が算定できない

ことになる。(顎骨嚢胞を摘出した場合に限る)を削除するべきである。

[Ⅱ-3-(47)] 支台歯の牽引を保険導入すること。

要求理由 う蝕が進行して残存歯質が少ない支台歯に対してクラウンを製作する場合は、支台歯の牽引を行ってフェルールの高さを得られるようにする。適切な補綴治療を行う上で重要な技術だが、診療報酬上の評価がない。補綴物および支台歯の保存を推進する視点から、当該技術の保険適用を求める。

[II-3-(48)] 外科後処置、抜歯又は智歯歯肉弁切除等の術後、後出血を起こし簡単に止血(圧迫等により止血)できない場合の後出血処置以外の異常出血に対しての評価を新設すること。

要求理由 抗凝固剤ワーファリン服用で、Pの動揺が重度の患者のポケットからの異常出血、重度の Pでの自然出血、歯周外科後、白血病や血友病患者の異常出血など、長時間かけても止血できないケースに評価がないのは不合理である。

歯科診療所における評価、および歯科診療所での止血が困難だった場合の病院歯科におけるより高度な止血処置に対する評価が必要である。

麻酔

[II-3-(49)] 浸潤麻酔について、術野または病巣についての考え方を軟組織に対する処置と硬組織に対する処置で明確に区分すること。

歯冠修復および欠損補綴

[II-3-(50)] 麻酔の費用は含まれるとされている、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う 蝕歯インレー修復形成について、麻酔に関する費用について別途算定できるようにすること。

要求理由 歯冠修復・欠損補綴で使用される麻酔薬剤料、麻酔料については、相変わらず評価がない。当面、使用した麻酔薬剤料は別途算定できる取り扱いとし、浸潤麻酔の手技料も算定できるようにするべきである。そのためにも、「麻酔の費用は含まれる」との規定を削除すべきである。

[II-3-(51)] クラウン・ブリッジ維持管理料は、廃止を目指すこと。当面、非金属材料による治療、歯内療法を伴う場合、新たな欠損に伴うブリッジの製作は、対象外とし、未届け医療機関において加圧根管充填処置や30%低減なしに算定できるようにすること。

要求理由 歯内療法については、いつ発症するかについて予見することは不可能であり、抜歯についても予見することは不可能である。歯内療法後の修復、抜歯後のブリッジによる新たな欠損補綴にクラウン・ブリッジ維持管理料にかかる規制を設けることは全くの不合理である。

また、社会医療診療行為別調査によると平成19年から令和3年の14年間で歯冠修復及び欠損補綴の1件当たり点数は、年々減少し、トータルで206.6点と大幅な減少となり、技工所経営にも大きな影響を与えていることが分かった。クラウン・ブリッジ維持管理料廃止に伴って生じる財源についてはすべて歯冠修復に係る分野に振り分けること。

「II - 3 - (52) 暫間的なダイレクトボンディングブリッジの算定を認めること

要求理由 外傷で前歯部が喪失している場合などは、暫間的にダイレクトボンディングブリッジを製作することがよく行われる。ブリッジの製作を前提に支台歯の処置が行われていればリテイナーの請求が可能であるが、初診時などでブリッジ製作の同意が得られない中で患者希望から製作をせざるをえない時があり、リテイナーの請求ができないことに遭遇する。暫間的なダイレクトボンディングブリッジの算定を認めるべき。

[II-3-(53)] 窩洞形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成について、「1歯につき」の取り扱いを改善すること。

要求理由 「1 歯につき」は、同一初診中、1 回のみ算定できる。長期にわたって管理していくうえで、再治療は起こりうることである。破折による再治療等、歯科医師の責によらない予見できない再治療については、再度算定できるよう取り扱いを改善すべきである。

[Ⅱ-3-(54)] 歯冠修復物アンレーの点数を設定すること。

要求理由 | アンレーについては現行ではインレー(複雑)の点数を算定しているが、不合理である。

「II-3-(55)」 充填時の破折防止を目的に行う築造を、臼歯部にも適用拡大するべき

要求理由 現在、充填時の破折防止を目的に行う築造は前歯に限定されているが、主治医の判断により臼歯部にも適用拡大するべきである。

[||-3-(56)] テンポラリークラウンについて、臼歯部での算定を認めること。

要求理由 テンポラリークラウンは、現在、前歯部のみに認められている。テンポラリークラウンは、審美性の回復のみならず、咬合の回復にも重要な役割を有していることから、臼歯部においても 認めるべきである。

[II - 3 - (57)] 硬質レジンジャケット冠と CAD/CAM インレーの歯冠形成料については CAD/CAM 冠の歯冠形成料と同等の点数に引き上げること。また、内面処理加算 1 を硬質 レジンジャケット冠でも認めること。

要求理由 硬質レジンジャケット冠の歯冠形成に関しては、CAD/CAM 冠歯冠形成とほぼ相違なく、 厚めのディープシャンファー形態での歯冠形成が推奨されている。小臼歯部等の歯冠補綴に際して硬 質レジンジャケット冠を選択することが増えれば、CAD/CAM 冠の件数が減少する。従来より確立された技術であるがゆえに、ほとんどの歯科技工所で対応可能であり、小規模・零細歯科技工所を救済できる利点も認められる。この観点からも硬質レジンジャケット冠の歯冠形成の点数を CAD/CAM 冠歯冠形成と同等の点数に引き上げるべきである。

[||-3-(58)] 生活歯の大臼歯単冠にも、4/5冠の算定を認めること。

要求理由 現行、4/5冠の金属歯冠修復は小臼歯への適用を原則としているが、ブリッジの支台の場合のみ、生活歯の大臼歯に適用されている。健全歯質を残すという観点からも、生活歯の大臼歯単 冠にも認めるべきである。

[II-3-(59)] チタン冠は鋳造だけでなく非鋳造も認めること、また冠だけでなくブリッジにも適応を拡大すること。

要求理由 鋳造による場合だけでなく鋳造による変性が避けられる非鋳造用も認めることで多くの歯科技工所で取り扱いが可能になる。また、歯科用金属アレルギー患者に対するブリッジにも適応が開かれることからブリッジについても適応を拡げるべきである。

[Ⅱ-3- (60)]CAD/CAM 冠および CAD/CAM インレーの適用範囲をさらに拡大すること。

要求理由 CAD/CAM 冠及び新設された CAD/CAM インレーの 6 番への適応は、7番の 4 歯全て の残存が条件になっているが、対顎に義歯が装着されている場合など、「応分の咬合圧に耐えられる 場合」にも適応を拡大すべきである。

また、7番では金属アレルギー患者でなければ適用にはならない。今年4月、東北大学が大臼歯のCAD/CAM 冠での歯冠修復について、治療成績を調べた研究が発表された。7番へのCAD/CAM 冠の治療成績は、6番の場合と同等だったとされ、「すべての奥歯にCAD/CAM 冠が適用できる可能性が示唆された」としている。こうしたエビデンスも踏まえ、CAD/CAM 冠及びCAD/CAM インレーでの歯冠修復について、さらなる適用拡大を図るべきである。

[II-3-(61)] 高強度硬質レジンブリッジについて、歯科用金属アレルギー患者に対する 前歯部や2歯欠損以上の補綴が保険給付外になっている現状を早急に改善すること。

要求理由 歯科用金属アレルギー患者に対するブリッジは臼歯部1歯欠損の高強度硬質レジンブリッジに限定されている。それ以外はすべて保険給付外になる現状は早急に改善すべきである。

Ⅲ 介護報酬改定に向けた要求

[Ⅲ-1]介護報酬の改善要求

[Ⅲ-1-(1)] 介護・福祉事業に携わる職員について、公務員に準じた給与等の水準を基本とし、また、新型コロナをはじめとした感染症対策が十分に行えるよう、介護報酬を大幅に引き上げること。

- ① 引き上げにあたっては、国庫負担を大幅に引き上げることによって財源をねん出し、かつ、介護サービス全般の改善が行えるよう、基礎的なサービス費用を引き上げること。
- ② 一定の要件を満たす介護職員だけを対象とした現行の介護職員処遇改善加算・介護職員 等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算では、介護現場の職員の処遇改 善には不十分であることから、すべての事業所が算定できる基礎的なサービス費用を大幅 に引き上げること。

要求理由 | 介護報酬は、社会保障として国民が受ける介護の質と量を規定するものであり、医学・医 療の新たな知見や介護技術の進歩を介護報酬にしっかりと反映させ、介護担当者の労働条件を改善す るために、必要な介護報酬の引き上げを図ることが必要である。ところが介護報酬は介護保険制度発 足当初から低く抑えられており、さらに介護報酬改定は、2003年にマイナス2.3%、2005年10月改定と 2006年4月改定をあわせてマイナス2.4%の改定が行われてきた。介護崩壊がマスコミでも大きく取 り上げられる中で、2009年にはプラス3%の改定が実施されたが、2012年改定では「介護報酬の2% に相当する介護職員処遇改善交付金を介護報酬内化した上で、介護報酬を1.2%引き上げる」ことと され実質0.8%のマイナス改定となり、さらに2015年にはマイナス2.27%もの大幅引き下げを実施。 2018年には大きな運動によって0.54%の引き上げが行われたものの、制度発足当時よりも介護報酬の 水準は低下している。また、2021年には0.7%の引き上げが行われたものの、うち0.05%はコロナ特例 として同年9月までの臨時的取扱いであった。これらの結果、従事者が不足している事業所は2015年 度の61.3%から2021年度には63.0%となっている。また、介護サービス事業を運営する上での問題点 (複数回答)では、「良質な人材の確保が難しい」(49.8%)、「今の介護報酬では人材確保・定着のた めに十分な賃金を払えない」(39.3%)、「指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に 追われている」(28.1%)、「教育・研修の時間が十分に取れない」(27.8%)、「経営(収支)が苦しく、 労働条件や労働環境改善をしたくても出来ない」(25.7%)となっている(介護労働センター「事業 所における介護労働実態調査」)。こうしたことから、介護報酬の基礎的サービスの引上げを強く求め る。

[Ⅲ-1-(2)]告示・通知の発出から実施まで、十分な周知期間を設けること。

要求理由 介護報酬は、利用者に介護サービスの内容を説明し、了解をいただき、居宅サービスの多くはケアプランを作成して提供することとなっており、改定を行うに当たっては周知期間を十分とることが必要である。告示・通知の発出から実施まで、十分な周知期間を設けるべきである。

[Ⅲ-1-(3)] 医療系サービスを医療保険給付に戻すこと。

要求理由 そもそも医療は、医師・歯科医師が必要と認めた診療行為が保証されるべきである。歯科 衛生士、管理栄養士、薬剤師が行う居宅療養管理指導も、行っている行為は全く同じにもかかわらず、請求先を変更するということで、無用な事務的ミスなどが起きている。要介護者に対する十分な 医療を確保するために、介護保険給付サービスのうち、医療系サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、介護老人保健施設及び 介護療養型医療施設、介護医療院における介護部分を除くサービス)は医療保険給付に戻すべきである。その際、医療上、医師が必要と判断した指示内容で訪問看護や訪問リハビリ等が実施できるよう、医療保険での病名・日数制限等の制約を廃止すべきである。

[Ⅲ-1-(4)] 医療保険給付を優先することを原則とし、医療保険と介護保険の給付調整を廃止すること。

要求理由 介護保険優先の給付調整は、必要な医療提供を阻害している。また、介護保険制度発足以降、医師が行うべき治療を看護職員へ、看護職員が行うべき看護が介護職員へ、介護職員が行うべき介護が無資格者へと移されているが、専門家が対処していれば可能だった病状や要介護状態の緩和ができなくなるなど、疾病の重篤化や要介護状態の悪化をもたらすこともある。短期的な費用削減の視点ではなく、要支援者・要介護者にいかに必要な医療や介護を提供するかを視点にすべきである。

[Ⅲ-1-(5)] 医療系サービスについて次の改定を行うこと。

① 医療系介護報酬は区分支給限度額から外すこと。

要求理由 医療系サービスは、医療の必要性に応じて提供できるようにすべきである。

② 居宅療養管理指導について

ア.「単一建物居住者」に対する医師・歯科医師による居宅療養管理指導を1回の訪問に つき516単位とし、「単一建物居住者」同一建物であるか否かによる点数格差を無くすこ と。

要求理由 医師・歯科医師による居宅療養管理指導は、「居宅療養上の指導や他の事業所との連携」 を評価するものであって、訪問診療に係る費用は医療保険で評価している。従って、「単一建物居住 者」に対する医師・歯科医師による居宅療養管理指導を人数によって減額する根拠はない。なお、医 師・歯科医師で同一単位数とすべきである。

イ. 医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導の算定日数制限についても、月4回(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)とすること。

要求理由 診療報酬における評価と同じとすべきである。

ウ. 歯科衛生士等による居宅療養管理指導費等の時間要件を撤廃し、状態に応じた必要な 指導を行えば算定可能とすること。

要求理由 歯科衛生士等による居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費は、1対1で20分という時間要件が課せられている。指導内容、利用者の全身状態等により、指導時間は変動するため、一律に時間で区切ることなく、算定を認めるべきである。

工. 管理栄養士による居宅療養管理指導費等の時間要件を撤廃し、必要な情報提供や相談、 助言等を行えば算定可能とすること。

要求理由 管理栄養士による居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費は、栄養ケア計画に 従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行わなければ算定できないこと とされている。指導内容、利用者の状態等により、指導時間は変動するため、一律に時間で区切ることなく、必要な情報提供や相談、助言等を行っていれば算定を認めるべきである。

③緊急訪問看護加算は1月ではなく1回ごとの評価とすること。

要求理由 介護保険の緊急訪問看護加算も医療保険と同等に必要に応じて算定できるようにするべき である。

[Ⅲ-1-(6)] 介護療養型医療施設を廃止しないこと。

要求理由 介護療養型医療施設全廃・医療療養病床削減の根拠となった「医療区分1の全部と医療区分2の3割を療養病床の対象から除外する」という厚生労働省の考えは、療養病床入院患者の実態を見ておらず、介護療養型医療施設が廃止されれば、医療を必要とする要介護者が医療スタッフの少ない施設などに移らざるを得なくなる。また、転換先として示されている介護療養型老人保健施設や住まいの機能を重視した施設は夜間の医師や看護職員の配置が手薄になるなど、必要な医療や看護が受けられなくなる。こうしたことから、まず、介護療養型医療施設の廃止をやめること。また、原則として医療保険から給付するべきである。

[Ⅲ - 1 - (7)] 配置医師の置かれた現状に見合った適切な報酬が支払われるよう施設サービス費を引き上げること。

要求理由 配置医師は施設との契約書にもとづき「健康管理及び療養上の指導」を行うが、施設入所者の重症化や施設での看取りも多くなっている中で、それに見合った配置医師報酬が支払われていないという実態がある。「健康管理及び療養上の指導」等にかかわる費用を介護報酬で評価しているというのであれば、施設サービス費の引き上げが必要不可欠である。

[Ⅲ-1-(8)] 施設において、当該施設以外の歯科医師や歯科衛生士が職員に技術的な指導、助言を行った場合の費用を評価すること。

要求理由 施設における口腔機能の維持管理の評価が行われているが、当該施設の職員に歯科医師や歯科衛生士等が技術的な指導や助言を行っても、その評価は明確でない。口腔機能の維持管理は重要であり、しっかりとした評価を行うべきである。なお、評価方法としては、介護報酬とは別に行政が施設口腔管理委託料として歯科医師・歯科衛生士に支払う方法や、介護報酬で「口腔機能維持管理外部委託費」相当額を施設に支給した上で、外部の医師・歯科衛生士等にその額をすべて委託料として施設が支払う方式などが考えられる。

[Ⅲ-1-(9)] 居宅介護支援事業所に対する特定事業所集中減算を廃止すること。

要求理由 地域の状況によっては、質の高い事業所、頑張っている事業者など、良いサービスを提供 する事業所のシェアがどうしても高くなってしまう場合がある。そのような事業所が不利益を被るの は大変不合理であり廃止するべきである。

「Ⅲ-2〕介護報酬改定とともに実施すべき介護保険制度の改善要求

[Ⅲ-2-(1)] 介護保険の利用者負担を引き上げないこと。

- ① 介護保険の利用者負担について、2割負担、3割負担の対象拡大を止め、介護保険利用 料を1割負担に戻すこと。
- ② ケアマネジメントの利用者負担導入(ケアプラン作成の有料化)をしないこと。

要求理由 医療や介護が必要となる状態は、本人にとっても家族にとっても経済的、身体的負担が増大することによって必要な介護が受けられない事態や、必要な医療についても受診抑制する事例も生まれている。そもそも所得に応じた負担は税金や保険料において行われるものであり、利用者負担の引き上げは行うべきではない。また、ケアプランは、介護保険制度利用の出発点であり、有料化は絶対にすべきではない。

[Ⅲ-2-(2)] 福祉用具貸与・販売の「選択制」導入を行わないこと。

要求理由 要支援・要介護状態となった場合に、日常生活を支援するためには福祉用具貸与は大変重要である。日進月歩する福祉用具を利用者の心身の状況に合わせて利用するためにも、また要介護度に応じて利用する福祉用具を選べるようにするためにも、福祉用具は購入ではなく貸与を前提とすべきである。

[Ⅲ-2-(3)] 要介護 1·2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。また、要支援者に対する訪問介護、通所介護を介護予防給付の訪問介護、通所介護に戻すこと。

要求理由 市町村事業化は、全国一律のサービス提供を廃止し、市町村の財源や資源に応じたサービス水準と報酬にするものである。しかし、これは介護サービスに対する国の責任を放棄し、歯止めのない介護サービスの低下を生み出すこととなり、断固反対である。

[Ⅲ-2-(4)] 特養入所者の要介護3以上への限定を止めること。

要求理由 特別養護入所者を要介護3以上に限定する理由は、政府がやるべき特別養護老人ホームの整備を十分に行って来なかったことが原因である。対象を限定することで整備目標を下げるのは、要介護者やその家族の願いを足蹴にするものであり、絶対に許されない。

[III - 2 - (5)] 介護保険施設の多床室(相部屋)の室料負担を新設しないこと。施設入所時の食事・居住費負担軽減対象である低所得者の範囲縮小を止めること。介護保険施設の居住費・食費を保険給付に戻すこと。

要求理由 介護保険施設の多床室の室料負担の新設は利用者にとって大きな負担となる。また、2005年10月からの居住費・食費の保険給付外しによって窓口負担が拡大された。低所得者に対する「補足給付」が新設されたものの、費用負担の必要な施設入所ができない状況が広がっている。これらの結果、特に低所得者が入所し続けられない状況がひろがっており居住費・食費を保険給付に戻すべきである。なお、介護保険施設の居住費・食費を保険給付に戻すことにかかる費用は、介護報酬引き上げ枠とは別に手当てすべきである。

[III - 2 - (6)] 被保険者の範囲の拡大を止めること。生活を圧迫する保険料引き上げは中止し、低所得者の保険料を引き下げること。国庫負担を増やして、払える介護保険料への引き下げ、及び利用料減免を国の責任で実施すること。

要求理由 生活を圧迫する保険料引き上げは行うべきではなく、低所得者については保険料の引き下げを実施する必要がある。そのために国庫負担を増やして、払える介護保険料への引き下げ、及び利用料減免を国の責任で実施することが必要である。

[III - 2 - (7)] 区分支給限度額を引き上げること。少なくとも要支援 1 については、退院直後で集中的なサービス利用することが自立支援に繋がると考えられるケース等については、要支援 2 の限度額まで利用できるようにすること。また、要支援者に対する訪問介護・通所介護については介護保険給付に戻すこと。福祉用具貸与の範囲縮小を止めること。

要求理由 本来は、要介護認定による区分支給限度額の設定は不要と考えるが、少なくとも現行の支 給限度額区分は簡素化し、区分支給限度額の枠内で必要な範囲の介護サービスを選択できるようにす べきである。また要支援者に対する訪問介護・通所介護については介護保険給付に戻すべきである。

[Ⅲ - 2 - (8)] 多くの住民、患者、サービス提供担当者など、関係者の意見を改定に反映させること。寄せられた意見については取捨について理由を付して公開すること。

要求理由 寄せられた意見を、どの場で検討し、どのように評価して改定に反映したのか、透明性を確保すべきである。

[Ⅲ-2-(9)] 障害者に対しては、65歳以降も介護保険サービスの利用を優先とはせず、障害者福祉制度のサービスを継続して利用できるようにすること。さらに必要に応じて、一部負担なく両制度を併用して利用できるようにすること。

要求理由 現行の障害者総合支援法においても、高齢の障害者に対する支援のあり方については、「一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断」し、「市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能」であり、「障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能」とされている。しかし、現場では65歳に到達すると介護保険サービスに移行するように迫ら

れ、患者負担の増加により必要な訪問支援・日中活動支援等が受けられなくなる事例がある。この場合、サービス担当職員が変わり一部負担が生じてしまうが、そもそも障害者に対しては65歳以降も介護保険サービスの利用を優先とせず、障害者福祉サービスを継続して利用できるよう、また必要に応じて両制度を併用して一部負担なく利用できるようにすべきである。

[III - 2 - (10)] 必要な介護は介護保険及び公費の確保で行うこととし、混合介護を拡大しないこと。

要求理由 介護保険については厚労省通知により、「利用者と事業者の間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によって、サービスを提供する」ことが可能とされており、いわゆる「混合介護」が一部認められている。現在、保険内サービスと保険外サービスを組み合わせた同時一体的な提供を可能とするような、混合拡大の拡大が狙われているが、医療・介護は憲法第25条の生存権・生活権を保障するものとして具体化された社会保障制度である。市場原理を前提とした混合介護の拡大は認められない。

[III - 2 - (11)] 介護・福祉事業に携わる職員の養成・確保、労働条件の改善について国が責任を持って実施すること。

要求理由 医療と同様に介護リスクの解消、福祉事業の改善は、国の責務である。特に介護・福祉事業に携わる職員の養成・確保は喫緊の課題である。国は、介護職員の重要性の啓蒙、養成・確保、社会的地位の向上、給与改善などについて費用を含めて責任を果たすこと。

Ⅳ 医療政策に関する要求項目

[IV - 1] 診療報酬における消費税に係る下記の問題を早急に改善すること。

- ① 診療報酬へ上乗せする手法ではなく、医療は免税取引としてゼロ税率を適用すること等により、医療機関のいわゆる「損税問題」を抜本的に解決すること。
- ② 領収証や診療明細書に記載された「※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています」の文言を削除すること。

要求理由 社会保険診療は社会政策的な配慮から消費税が非課税とされる一方、医療機関は診療に必要な薬品、医療材料や設備の購入には消費税を負担している。そのため消費税分が医療機関の「持ち出し」になる損税(控除対象外消費税)が発生している。

政府はこの間の診療報酬改定で損税分を上乗せしていると説明するが、この間実質マイナス改定が続いている上に、上乗せはまったく不十分であるばかりか、「上乗せ」されているとの説明は、患者の窓口負担に転嫁されるという医療費非課税の原則からも矛盾も生じている。医療機関の経営に重くのしかかるのみならず、地域医療のあり方、患者の受診困難にもつながるものだ。また、医療現場でも領収証や診療明細書に医療機関等の仕入れ時に負担した消費税が反映された旨の文言記載が求められることにより、医療費非課税の原則と相反した内容について患者に説明する極めて不合理な事態も発生している。

損税問題の抜本解決は医療界の共通要求である。最も合理的な解決方法は、医療を免税取引として ゼロ税率の適用である。これにより真の意味での消費税非課税を実現し、医療機関にも患者にも負担 を課さない形での解決が可能となる。

[IV - 2] 地域医療介護総合確保基金は、地域医療の充実のために運用すること。

要求理由 2014年度診療報酬改定において、地域医療構想の達成に向けた医療機関の設備・施設整備等、居宅等における医療の提供、介護施設等の整備、医療・介護従事者の確保に関する事業など医療機能の分化・連携、地域包括ケア構築を推進するとして「地域医療介護総合確保基金」が創設された。

そもそも地域医療構想は、患者負担増等による受診抑制を改善せず、在宅療養が確保できる制度実現の目処も立たないまま、患者を入院から在宅・施設へ追い出すものである。また回復期病床への転換に必要な人的、経済的担保は不十分である。したがって、地域医療構想の達成のために地域医療介護総合確保基金を運用するのではなく、国民皆保険にふさわしく、どこでも、いつでも、だれもが必要な医療が受けられるよう、体制確保、インフラ整備等に使えるようにすることを要求する。

[IV-3] 薬価の設定の在り方について、下記を実現すること。

① 通常の薬価改定は2年に1度とすること。

要求理由 通常の薬価改定(2年に1度)の合間の年にも薬価改定が実施される場合、薬価の引下げ スピードを抑えるために仕切価が高止まりする結果、医療機関への納入価が下がりにくくなるとの指摘がある。また現在、薬の流通安定や保管・損耗上のコストを担保するR幅は2%だが、実態に見合

っていないとの声が強く、改定頻度が増えて、2%で据え置かれた場合、医療機関で生じる残薬等の ロスは更に拡大する。R幅の適正範囲について検討することが必要である。

電子カルテやレセコン等のシステム改修等での負担増はじめ、医療機関への手当が曖昧なままに、毎年の薬価改定などは認められないため実施しないこと。また薬剤費を原則包括する DPC 点数の変更も予想され、病院の負担も大きい。一部改定を行う場合についても医療現場の負担増とならないような慎重な検討が必要である。

② 費用対効果評価の評価対象は、高額薬剤に限定し、薬価の調整に留めること。評価結果 を「保険収載の可否の判断」には使用しないこと。

要求理由 薬価が治療効果に見合う適正な値付けとなっているかどうかを判定する費用対効果評価が 2020年4月から本格実施となり、当面、薬価の調整(上げ下げ)に活用されている。費用対効果評価 等を使い、画期的新薬でも他の新薬と比べ薬価が割高となるような場合、保険収載しないことや、保 険収載する場合、他の医薬品を保険から外れることも懸念される。

保険収載されなくなれば、医学の発展に伴う恩恵を患者・国民の大多数が受けられなくなる。安全性と有効性が確認された医薬品は迅速に保険収載してきた我が国の公的医療保険制度の原則は堅持すべきである。公正で透明な薬価制度改革を進めつつ、費用対効果評価は、あくまで高額薬剤に限定した上で、薬価の調整での活用に留めるべきである。

- ③ 医薬品の安定供給に向け、下記の対応を実施すること。
 - ア 最低薬価や不採算品再算定など赤字品目に対応するための各種制度の創設
 - イ 直近の原材料価格の高騰や為替変動(円安)など大幅な経済情勢の変動に柔軟に対応 出来るような制度の創設

要求理由 中医協の薬価専門部会では、「令和5年度薬価改定について」と題した資料の中で、厚労省の調査において「物価高騰や為替変動の影響等により、不採算となっている医薬品の状況について調査を実施し(令和4年9月8日~9月30日)、さらに11月18日までに追加で報告があった品目も含めると、1,100品目(115社)が物価高騰等の影響を受け、不採算となっていると回答があった」との結果が出されている。また、同資料の中では、【不採算品目への対応に関する課題】として、「①安定供給を確保する観点から、最低薬価や不採算品再算定など赤字品目に対応するための各種制度の見直しが必要ではないか。②直近の原材料価格の高騰や為替変動(円安)は、医薬品の製造コストに多大な影響を与えており、医療上の必要性の高い製品の継続的な安定供給を下支えするような取組が必要ではないか」一等が挙げられている。

昨今の物価や薬剤の供給不足が深刻な中での薬価引き下げは、医薬品メーカーの製造中止等、更なる供給不足を引き起こしかねない。医薬品の安定供給に向けた取り組みの必要性は厚労省も認めているところであり、標記制度の創設に向け、早急に取り組むべきだ。

[IV - 4] 中医協の診療報酬に関する議論に当たり、早急に下記を改善すること。

① 医療費換算の財源を説明資料に明示しない「外枠」改定方式をやめること。

要求理由 改定率の決定時に公表された資料では、割合や削減額を明示しない「外枠」が増え、2020年改定では「基金」により積み増したことが強調されたが、実際には全体でマイナス改定である。こうした姿勢は、厚労省が実際のマイナス部分を見えにくくしようとしていると思わざるを得ない。財

務省の資料では個々の金額を明示、少額とはいえ、それぞれが医療内容に大きな影響を及ぼすものであり、かつ財源は診療報酬の財政そのものである。このような改定方式はやめるべきである。

② 診療報酬改定は、十分な時間と労力をかけ、徹底した議論を尽くしたうえ、中医協委員 間の明確なコンセンサスを得た上で行うこと。

要求理由 診療報酬改定は、「療養の給付」の範囲やあり方を決めるもので、国民の命と健康に直結する上でも非常に重要な事項であり、その意思決定に際しては関係者間との徹底した議論とそれに基づくコンセンサスが必要不可欠である。しかし2014年改定のうがい薬の保険給付外し、2016年改定の湿布薬の70枚制限、2022年改定の初・再診料等の情報通信機器を活用した場合の評価等は厚労省より唐突に提案がなされ、中医協で十分に議論、コンセンサスを得ることなく一方的な改定がなされた。また、2019年1月からの妊婦加算の凍結も同様で、中医協での必要な調査、検証を行うことなく、しかも政治的圧力により、いきなり厚労省から中医協へ凍結の諮問が出されたことは非常に問題がある。

診療報酬改定は中医協において徹底した議論とコンセンサスに基づいて行うよう運営を改めるべきである。

③ 社会保障審議会で決定される「診療報酬改定基本方針」に様々な医療関係団体や患者団体を始めとする国民の声を反映できるようにすること。

要求理由 今後の診療報酬がどのような方針で決められるかは、大多数の国民に影響が及ぶ非常に重要なものである。現在、診療報酬の基本方針は社会保障審議会で議論し決定することとされている。 しかしその決定の過程で公聴会やパブリックコメントなど、国民の声を求め、方針に反映することは一切行われていないことは問題である。

④ 公聴会を地方ブロック毎に行うなど多くの住民、患者、医療関係者の意見が改定に反映されるようにすること。 1 カ月以上の猶予を設けて意見を求めるとともに、寄せられた意見については応募者等に取捨について理由を付して答えること。

要求理由 中医協の地方公聴会を地方ブロックで開くなどより多くの国民が参加できるようにすることとともに、公聴会で出された意見を、どの場で検討し、どのように評価して改定に反映したのか、透明性を確保すべきである。同時に、パブリックコメントを求める期間を1カ月以上設ける必要がある。

⑤ 診療報酬改定説明会を実施できない緊急事態の場合は、改定そのものを延期すること。

要求理由 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大下でのこの間の診療報酬改定は、医療機関は患者・医療従事者への感染防御のため、国や政府としてのマスクや感染防御用具等、衛生資材の安定供給もない中、過酷な診療業務に忙殺される中で強行された。

さらにこのような中で厚生労働省は、改定実施に必要な改定説明会や、各地の集団指導(改定説明会)をいち早く中止した。改定そのものは延期せず、国・政府・厚生労働省としての説明責任が果たされなかった結果、医療機関はこの影響をまともに受けて、診療報酬の請求において文字通り甚大な混乱をきたす事態となった。この点を教訓に、診療報酬改定説明会を実施できない程の緊急事態の場合は、改定そのものを延期すべきである。

memo	

memo

memo	

月刊保団連臨時増刊号 No.1401

2024 年度診療報酬・介護報酬 改定に向けた保団連要求

 発行日
 2023 年 7 月 27 日

 発行所
 全国保険医団体連合会

〒 151-0053

東京都渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館

電話 (03) 3375-5121 (代)

発行人 住江 憲勇

印刷所 株式会社光陽メディア

定 価 300円 (税込) 振替口座 00160-0-140346

[※]本誌の無断転載を禁じます

各保険医協会・保険医会一覧

(2023年6月現在)

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(2020 0) 1 % [] /
団 体 名	電話番号	【FAX番号】	Ŧ	所 在 地
北海道保険医会	011-231-6281	[231-6283]	060-0042	札幌市中央区大通西6-6 北海道医師会館3 F
青森県保険医協会	017-722-5483	[774-1326]	030-0823	青森市橋本 3-15-5 青森県保険医会館内
岩手県保険医協会	019-651-7341	[651-7374]	020-0034	盛岡市盛岡駅前通り 15-19 盛岡フコク生命ビル8F
宮城県保険医協会	022-265-1667	[265-0576]	980-0014	仙台市青葉区本町 2-1-29 仙台本町ホンマビル4F
秋田県保険医協会	018-832-1651	[833-6880]	010-0001	秋田市中通2-2-21 秋田フコク生命ビル2 F
山形県保険医協会	023-642-2838	[642-2839]	990-0043	山形市本町 2-1-2 フコク生命ビル2 F
福島県保険医協会	024-531-1151	[531-1153]	960-8252	福島市御山字中屋敷96番地 福島県保険医会館
茨城県保険医協会	029-823-7930	[822-1341]	300-0038	土浦市大町12-31
栃木県保険医協会	028-666-7814	[666-7815]	320-0864	宇都宮市住吉町1-10
群馬県保険医協会	027-220-1125	[220-1126]	371-0023	前橋市本町2-15-10 前橋フコク生命ビル8F
埼玉県保険医協会	048-824-7130	[824-7547]	330-0074	さいたま市浦和区北浦和 4-2-2 アンリツビル5 F
千葉県保険医協会	043-248-1617	[245-1777]	260-0031	千葉市中央区新千葉 2-7-2 大宗センタービル4F
東京保険医協会	03-5339-3601	[5339-3449]	160-0023	新宿区西新宿 3-2-7 KDX新宿ビル4F
〃 三 多 摩 分 室	042-325-1351	[325-1802]	185-0021	国分寺市南町 3-25-9 カメダビル4 F
東京歯科保険医協会	03-3205-2999	[3209-9918]	169-0075	新宿区高田馬場 1-29-8 いちご高田馬場ビル6F
神奈川県保険医協会	045-313-2111	[313-2113]	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TSプラザビル2 F
山梨県保険医協会	055-227-5434	[227-5435]	400-0862	甲府市朝気 1-3-26
新潟県保険医会	025-241-8625	[241-4959]	950-0865	新潟市中央区本馬越 2-17-5
富山県保険医協会	076-442-8000	[442-3033]	930-0004	富山市桜橋通り 6-13 フコクビル 11 F
石川県保険医協会	076-222-5373	[231-5156]	920-0853	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル7階
福井県保険医協会	0776-21-1660	【21-1649】	910-0038	福井市三ツ屋 2-704-1
長野県保険医協会	026-226-0086	[226-8698]	380-0928	長野市若里1-5-26 長野県保険医会館
岐阜県保険医協会	058-267-0711	[267-0712]	500-8844	岐阜市吉野町6-14 大樹生命岐阜駅前ビル6 F
静岡県保険医協会	054-281-6845	[281-7473]	422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡8F
愛知県保険医協会	052-832-1345	[834-3512]	466-8655	名古屋市昭和区妙見町19-2 愛知県保険医会館内
三重県保険医協会	059-225-1071	【225-1088】	514-0062	津市観音寺町429-13
滋賀県保険医協会	077-522-1152	[525-3093]	520-0047	大津市浜大津 2-1-36 大津フコク生命ビル8 F
京都府保険医協会	075-212-8877	[212-0707]	604-8162	京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637 インターワンプレイス烏丸6F
京都府歯科保険医協会	075-746-7680	[746-4711]	604-8106	京都市中京区堺町通御池下る丸木材木町670番地1 吉岡御池ビル2 F
大阪府保険医協会	06-6568-7721	[6568-2389]	556-0021	大阪市浪速区幸町 1-2-33 大阪府保険医会館内 1 F
大阪府歯科保険医協会	06-6568-7731	[6568-0564]	556-0021	大阪市浪速区幸町 1-2-33 大阪府保険医会館内 3 F
兵庫県保険医協会	078-393-1801	[393-1802]	650-0024	神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5 F
奈良県保険医協会	0742-33-2553	[34-9644]	630-8013	奈良市三条大路 2-1-10
和歌山県保険医協会	073-436-3766	[436-4827]	640-8157	和歌山市八番丁11番地 日本生命和歌山八番丁ビル8F
鳥取県保険医協会	0859-24-3063	[24-3066]	683-0853	米子市両三柳877-1 鳥取県保険医会館
島根県保険医協会	0852-25-6250	[27-5724]	690-0044	松江市浜乃木4-4-1 久谷ビル1F
岡山県保険医協会	086-277-3307	[277-3371]	703-8266	岡山市中区湊 487-1
広島県保険医協会	082-262-5424	[262-5427]	732-0825	広島市南区金屋町 2-15 K D X 広島ビル4 F
山口県保険医協会	083-973-9630	[974-5900]	754-0026	山口市小郡栄町1-2 山口県保険医会館内
徳島県保険医協会	088-626-1221	[623-6754]	770-0847	徳島市幸町 1-44 徳島フコク生命ビル5 F
香川県保険医協会	087-802-1335	[802-1336]	760-0057	高松市旅篭町14-8 ボヌール旅篭1F
愛媛県保険医協会	089-989-2511	[989-2711]	790-0003	松山市三番町4丁目7-7 愛媛汽船松山ビル3F
高知保険医協会	088-832-5231	[832-5229]	780-8035	高知市河ノ瀬町41-1 AQUSHビル4F
福岡県保険医協会	092-451-9025	【451-6642】	812-0016	福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前第一ビル8 F
福岡県歯科保険医協会	092-473-5646	[473-7182]	812-0016	福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前第一ビル8 F
佐賀県保険医協会	0952-29-1933	[23-5218]	840-0801	佐賀市駅前中央 1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル4 F
長崎県保険医協会	095-825-3829	[825-3893]	850-0056	長崎市恵美須町 2-3 フコク生命ビル2 F
熊本県保険医協会	096-385-3330	[385-6448]	862-0950	熊本市中央区水前寺 6-50-25 中島ビル4 F
大分県保険医協会	097-568-0066	[568-1570]	870-0951	大分市大字下郡1602-1 大分県保険医会館1F
宮崎県保険医協会	0985-29-9516	[29-1256]	880-0056	宮崎市神宮東 3-4-21 山本コーポ1 F
鹿児島県保険医協会	099-254-8662	[254-8667]	890-0056	鹿児島市下荒田 3-44-18 のせビル3 F
沖縄県保険医協会	098-832-7813	[832-4482]	902-0078	那覇市字識名1195-1 大城産業ビル1F 106号
全国保険医団体連合会	03-3375-5121	【3375-1862】	151-0053	渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館内

